

授業科目名	憲法I-A〔人権〕
科目番号	0AFL001
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春AB 随時
担当教員	大石 和彦
授業概要	<p>日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法(「基本書」や判例を読む際の注意点)についても折に触れつつ指摘する。</p> <p>本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーする。</p>
備考	<p>01NA028と同一。</p> <p>オンライン(オンデマンド型)</p>
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例(原則として最高裁のそれに限る)による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解する。上記にいう「自由権制約の合憲性審査の基本的作法」は具体的には、いわゆる「違憲審査基準論」の他、「三段階審査」も含まれる。すなわち、三段階審査の思考法を用いて、判例分析を行い、さらにはその思考法を未知の事例に応用しうる力を、戦後日本のごく基本的な最高裁判例の学修を進める中で自然に身につけて行く。</p> <p>本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権まで(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」のうち3-1から3-12まで)を学修し、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利(同3-13から3-27まで)については「憲法I B」で学ぶ。</p>
授業計画	<p>第1週 イン트로ダクション・包括的基本権(基本的に「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」3-5をカバー。ただし一部3-16の論点をも含む事例問題を扱う。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説</li> <li>・判例(京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢民氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する)</li> </ul> <p>第2週 思想良心の自由(同3-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造</li> <li>・内心の自由(絶対保障)と外部的行為の自由(相対保障)</li> <li>・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説</li> <li>・判例(謝罪広告事件、君が代裁判など)</li> </ul> <p>第3週 表現の自由(1) 表現の自由の保護領域 (同3-1及び3-10から3-12まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利(知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達(報道)の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか?</li> <li>・判例(よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レベタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK「生活ほっとモーニング」事件、船橋市図書館事件など)</li> </ul> <p>第4週 表現の自由(2) 制約の態様と合憲性審査の手法 (上記に加え同3-4)</p>

<p>授業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現内容着目規制と表現内容中立規制</li> <li>・「検閲」と事前抑制(札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件)</li> </ul> <p>第5週 前半の補遺</p> <p>第6週 信教の自由と政教分離・学問の自由と大学の自治(同3-8及び3-9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内心の自由(信仰の自由・研究の自由)と外部的行為の自由(宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由)</li> <li>・人権保障と制度的保障</li> <li>・信教の自由に関する判例(加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など)</li> <li>・政教分離に関する判例(津地鎮祭事件、箕面忠魂碑訴訟、大阪地蔵像事件、愛媛玉串料事件、空知太神社事件など)</li> <li>・学問の自由と大学の自治に関する判例(ボポロ事件、旭川学テ事件)</li> </ul> <p>第7週 平等権(同3-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(1):人間のどのような「属性」(人種、性別など)に着目した区別か</li> <li>・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(2):不平等配分されている利益の重要度</li> <li>・判例(平成20年以降に憲法の勉強を始めた人がまず見るべきは国籍法違憲判決。さらに婚外子相続分規定違憲決定などにも言及)</li> </ul> <p>第8週 人権保障の射程範囲(1)(同3-2及び3-3-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権保障の人的射程範囲(天皇、法人、外国人に日本国憲法の人権保障は及ぶか)</li> <li>・人権保障が及ばない法関係?(かつて「特別権力関係」と呼ばれたものと、その現在)</li> </ul> <p>第9週 人権保障の射程範囲(2)(同3-3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害(例えば子供のいじめ)にも憲法が適用されるか?</li> <li>・個人が個人の権利を侵害するケース(「外国人お断り」事件など)</li> <li>・組織が所属メンバー(個人)の権利を侵害するケース(三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など)</li> </ul> <p>第10週 全体の補遺</p>
<p>履修条件</p>	<p>法学未修者1年次配当科目であるため、特になし。</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>期末試験100%。</p> <p>もちろん、履修者の理解度や、各自の社会経験を通じて見た場合の意見を確認する意味で、授業中履修者に発言を求めることがあるものの、成績評価対象とはしない。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>各回の授業に先立ち授業用レジュメをmanabaの本科目コースページにアップする。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。なお、科目特性や各担当教員の方法論の違いもある程度はあろうが、本科目のような基礎知識ダウンロード型の段階では復習中心、既修得知識を応用する演習段階に進むにつれて予習へと重心が移って行くという傾向があろう。</p>
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>授業中しばしば参照を求める指定教科書</p> <p>芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第七版)』(岩波書店 2019)</p> <p>授業中参照を求めるわけではないが、自習時に手元にあると参考になり得る文献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判例教材としては『憲法判例百選 (第7版)』が至便。</li> <li>・初学者にとって、日本語的に読みやすいものとしては、もともと法学部3～4年</li> </ul>

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>生向けに書かれた渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第7版】』（有斐閣アルマ 2019）がある。統治と人権が2つの巻に分かれているので、各巻がハンディで持ち運びしやすいというメリットも。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記とは逆に情報量の多い教科書として、かつてシェアが高かったのは野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法（第5版）』（有斐閣 2012）であったが、最新版の刊行以来かなりの期間改訂されていないこともあり、近時では、渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 基本権』（日本評論社 2016）が既に定評を得ており、昨年出版された第2巻『憲法 総論・統治』（日本評論社 2020）と合わせ「新4人本」としての地位を固めた感がある。なお上記「新4人本」のうち第1巻（人権）は、三段階審査の枠組で書かれてた日本で最初の本格テキストという点でも注目される存在。</li> <li>・三段階審査の枠組を日本に紹介した学生向けサブ・テキストとしては、何と云っても、小山剛『「憲法上の権利」の作法（第3版）』（尚学社 2016）を紹介しないわけにはいかない。もちろん三段階審査の基本的思考枠組については、本科目授業の中での説明で差し当たり事足りるであろうから、同書の購入は必須ではない。</li> </ul> <p>配布資料</p> <p>担当教員が用意するレジュメをmanabaの本科目コースページにアップする。本科目授業そのものは、この授業案内レジュメに沿って進行する。上掲芦部教科書は、授業進行上必要所にて適宜参照を求める。</p>
<p>オフィスアワー等（連絡先含む）</p>	<p>履修ガイドに記載</p>
<p>その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）</p>	
<p>キーワード</p>	<p>憲法/人権/包括的基本権/平等/精神的自由/判例</p>

授業科目名	憲法I-B〔人権〕
科目番号	0AFL003
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春C夏季休業中 随時
担当教員	大石 和彦
授業概要	「憲法I-A」に引き続き憲法人権編部分の解釈論につき学んでゆくが、「憲法I A」で取り上げた自由権とは対照的に、憲法段階では（法令による具体化を待たないと）輪郭のはっきりしない、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった問題にも取り組む。
備考	オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の規範的意味につき、その歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。「憲法I-A」では精神的自由権（「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」のうち3-1から3-12)までを学んだが、本科目においては経済的自由権、適正手続、国務請求権、社会権、参政権(同3-13から3-27まで)を学修する。本科目では、憲法段階では（法令による具体化を待たないと）輪郭のはっきりしない、「抽象的」な、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐり、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった課題への対処法も学ぶ。
授業計画	<p>第1週 営業の自由(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」3-13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法判決の内部構造の理解(立法裁量の広狭を左右する要因、手段審査段階で何をどのように検討しているか)</li> <li>・百選6版で新たに「司法書士法事件」が掲載されたことの意味(同じ消極目的規制なのに、なぜ薬事法判決と異なり合憲なのか?)</li> </ul> <p>第2週 財産権(1)(同3-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法判決はじめ、積極目的・消極目的二分論に言及していないこと</li> <li>・森林法判決の内部構造の理解(そこで用いられた審査基準は? 手段審査段階で何をどのように検討しているか)</li> <li>・インサイダー取引規制に関する平成14年証券取引法事件以降の判例(森林法判決に決して触れない)</li> <li>・財産権の事後変更と昭和53年判決</li> </ul> <p>第3週 財産権(2)(同3-14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失補償</li> </ul> <p>第4週 人身の自由(同3-15,3-17,3-18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法31条、35条、38条1項は、明らかに刑事手続を念頭に置いた規定であるが、これらの規定が行政手続にも適用されるか(成田新法事件、川崎民商事件)</li> <li>・人身の自由分野の「憲法判例」は、国家による人権に対する制約があったことを前提に、それ(国家による人権に対する制約)が合憲かどうかを判断しているのであるだろうか? そうでないとすれば、それらの判例は一体何を判断しているのであるだろうか?</li> </ul> <p>第5週 後国家的権利の論じ方(1)(同3-19~3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前国家的権利である自由権(を制約する立法)と後国家的権利(を具体化する立法)の対照性</li> </ul>

<p>授業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法裁量論(自由権制約をめぐる憲法適合性審査手法との違い)</li> <li>・立法裁量統制手法</li> <li>・判例(投票価値の較差是正訴訟、堀木訴訟など)</li> </ul> <p>第6週 後国家的権利の論じ方(2)(同3-19-3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後国家的権利具体化法であるにもかかわらず、立法裁量尊重型ではなく、自由権制約ケースに近い議論パターンを用いた判例(在外国民選挙権訴訟、郵便法違憲判決)につき検討した後、立法裁量尊重型の議論パターンを適用すべきケースと、そうでないケースの判別法を考える。</li> </ul> <p>第7週 後国家的権利の論じ方(3)(同3-19-3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例問題演習1</li> </ul> <p>第8週 後国家的権利の論じ方(4)(同3-19-3-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例問題演習2</li> </ul> <p>第9週 裁判を受ける権利(同3-24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判を受ける権利に関する最高裁判例を理解する</li> </ul> <p>第10週 補遺</p>
<p>履修条件</p>	<p>「憲法I-A」を履修済であることが望ましい。</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>期末試験100%。</p> <p>もちろん、履修者の理解度や、各自の社会経験を通じて見た場合の意見を確認する意味で、授業中履修者に発言を求めることがあるものの、成績評価対象とはしない。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>各回の授業に先立ち授業用レジュメをmanabaの本科目コースページにアップする。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。なお、科目特性や各担当教員の方法論の違いもある程度はあるが、本科目のような基礎知識ダウンロード型の段階では復習中心、既修得知識を応用する演習段階に進むにつれて予習へと重心が移って行くという傾向がある。</p>
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>授業中しばしば参照を求める指定教科書 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第七版)』(岩波書店 2019)</p> <p>授業中参照を求めるわけではないが、自習時に手元にあると参考になり得る文献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判例教材としては『憲法判例百選 (第7版)』が至便。</li> <li>・初学者にとって、日本語的に読みやすいものとしては、もともと法学部3～4年生向けに書かれた洪谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第7版】』(有斐閣アルマ 2019)がある。統治と人権が2つの巻に分かれているので、各巻がハンディで持ち運びしやすいというメリットも。</li> <li>・上記とは逆に情報量の多い教科書として、かつてシェアが高かったのは野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 (第5版)』(有斐閣 2012)であったが、最新版の刊行以来かなりの期間改訂されていないこともあり、近時では、渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 基本権』(日本評論社 2016)が既に定評を得ており、昨年出版された第2巻『憲法 総論・統治』(日本評論社 2020)と合わせ「新4人本」としての地位を固めた感がある。なお上記「新4人本」のうち第1巻(人権)は、三段階審査の枠組で書かれてた日本で最初の本格テキストという点でも注目される存在。</li> <li>・小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)は、三段階審査の枠組を日本に紹介した学生向けサブ・テキストとして有名であるが、立法裁量統制手法(本科目第5～8週予定分に対応)という、三段階審査の射程に入らない領域に関して</li> </ul>

教材・参考文献・配付資料等	<p>(いや、その点についてこそ)重要な記述を割いている。もちろん、そうした点については、本科目授業の中での説明で差し当たり事足りるであろう(し、その点に関する小山・作法の記述は、未修1年次段階では、いささかオーバー・スペックである)から、同書の購入は必須ではない。</p> <p>配布資料 担当教員が用意する授業用レジュメを、各回に先立ちmanabaの本科目コースページにアップする。本科目授業そのものは、この授業案内レジュメに沿って進行する。上掲芦部教科書は、授業進行上所要所にて適宜参照を求める。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	憲法/人権/経済的自由/人身の自由/国務請求権/社会権/参政権/立法裁量/判例

授業科目名	憲法II〔統治〕
科目番号	0AFL005
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春AB 火7,8
担当教員	岡田 順太
授業概要	<p>「統治機構論」の基礎理論を確認しつつ、具体的事例を素材としたケーススタディ方式の授業を行う。</p> <p>講義を中心とするが、可能な限り受講者参加型、対話型双方向形式の授業の実施に努めつつ、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。</p> <p>なお憲法訴訟論については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。</p>
備考	01NA002と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	憲法のうち統治機構の該当部分につき基本的知識を習得すること。
授業計画	<p>関連判例を予習課題として出すので、事前に判例百選で事実の概要と判旨の内容を読んでおき、授業中に説明を求められたら解答できるようにしておくこと。基本的に統治機構論の体系に従いレジュメに沿って進めていくが、適宜、他の憲法領域の基本知識や法学の常識となる事柄について問うことがある。その際、間違えても構わないので、積極的に発言するようにすること。復習には十分時間をかけて、着実に理解を深められるように努めて欲しい。</p> <p>第1週 国会(1)国民権・最高機関性・立法権(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):1-4-1及び2-1)</p> <p>第2週 国会(2)国会の権能・立法過程(同2-1)</p> <p>第3週 国会(3)二院制・議院の権能(同2-1)</p> <p>第4週 国会(4)議員特権・選挙制度(議員定数不均衡問題を含む)(同2-1及び3-6の一部)</p> <p>第5週 内閣(1)行政権・内閣の権能(同2-2)</p> <p>第6週 内閣(2)議院内閣制・解散権・独立行政委員会(同2-2)</p> <p>第7週 裁判所 司法制度・司法権の意義・司法権の独立(同2-3-1)</p> <p>第8週 天皇・財政(同1-4-2及び2-4)</p> <p>第9週 地方自治・戦争放棄・憲法改正(同2-5、1-3及び1-2)</p> <p>第10週 (未消化論点または復習のための予備日)・小テスト</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業中の質疑応答の内容等10%、小テスト30%、期末試験60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>長谷部恭男ほか編『憲法判例百選II(第7版)』(有斐閣、2019年)</p> <p>この他、担当教員が作成するレジュメを使用する。</p> <p>参考書</p> <p>芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第7版)』(岩波書店、2019年)</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	統治機構，国民主権，平和主義，憲法改正

授業科目名	行政法I
科目番号	0AFL007
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 随時
担当教員	日野 辰哉
授業概要	<p>行政法のなかでも、いわゆる“総論”を扱う。公益実現に向けた行政活動を法的に認識するための基本的な道具立て(行政処分などの行為形式や各種法制度など)の意義および判例の学習を通じて、行政機関と対峙する私人の権利利益の保護をはじめとする各種個別利益との調整をいかに行うべきか、その具体的諸相を知りつつ、事案の分析を各自で一定程度おこなえるようにする。</p> <p>授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。</p>
備考	<p>01NA003と同一。</p> <p>オンライン(オンデマンド型)</p>
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要(とされる)判例等の学習を通じて、行政行為などの各種行為形式などに係る実体法</li> <li>・手続法上の論点を把握し、当該論点に係る法規範を、なぜそうした規範になるのか、ということを理解する。</li> <li>・特定の事案において、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。</li> </ul>
授業計画	<p>第1週 法治主義,行政組織法論,法の一般原則(「共通到達目標モデル 第2次修正案」〔以下,省略〕1-1,1-5-1・2・3,2-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジュメ記載の判例の論点の確認,</li> <li>・法律による行政の原理に係る判例の検討ほか</li> <li>・信義則などに係る判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB9-3(宜野座村),4-3(余目町),最判S61・2・27(富山パトカー),CB4-10(君が代日の丸)</p> <p>第2週 基準設定行為論(1-2-2,2-1-1・2,2-3-1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法規命令,行政規則に関する判例の検討</li> <li>・条例論</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB1-4(幼児接見拒否),1-8(医薬品ネット販売),1-1(墓地埋葬),13-9(北海道パチンコ店営業停止),最判H25-4-16(水俣病認定),1-2(徳島市公安条例)</p> <p>第3週 行政処分論(1-2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分に固有の特殊な効力</li> <li>・瑕疵論,(職権)取消し・撤回論</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】最判H22・10・15(相続税更正処分),CB2-9(名古屋冷凍倉庫),2-1(名義無断借用),2-3(菊田医師優生保護医),2-5(パチンコ店名義貸し)</p> <p>第4週 行政処分手続論(1-4-1・2,3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続法の仕組み</li> <li>・手続的瑕疵の取扱い</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB3-1(個人タクシー),3-3(群馬中央バス),3-5(旅券発給拒否),3-8(一級建築士)</p> <p>第5週 行政裁量論(1)(2-2-1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法治主義との関係で裁量の意義とは</li> </ul>

<p>授業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁量権の所在,存否,裁量統制</li> <li>【講義で主に扱う判例】最判H25・4・16(水俣病認定),最判H10・7・16(酒類販売業免許),CB4-6(エホバ),4-8(呉市学校使用)</li> <li>第6週 行政裁量論(2)(2-2-2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁量統制(つづき)</li> <li>・附款</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】前回の残り</li> <li>行政上の義務履行確保の仕組み,公物法(1-3-5・6) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政強制の意義および判例の検討</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB7-1(茨木市職員組合事務所),7-4(宝塚パチンコ),9-8(福間町)など</li> <li>第7週 行政上の義務履行確保の仕組み,公物法(1-3-5・6) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政強制の意義および判例の検討</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】最大判S41・2・23(農業共済掛金)など,最判S44・12・4(土地代金),最判S39・1・16(村道供用妨害)</li> <li>行政計画論(1-3-4,1-3-1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画裁量に関する判例の検討</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB8-4(松任市廃棄物処理業),4-9(小田急)</li> <li>第8週 行政契約論(1-2-3,1-3-1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政契約(規制契約)に関する判例の検討</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】最判S59・12・13(公営住宅明渡),最判H2・10・18(公営住宅相続),CB9-8(福間町)</li> <li>行政指導論(1-3-2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導に関する判例の検討ほか</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB5-1(中野区特殊車両),5-3(品川マンション),5-4(武蔵野教育施設負担金)</li> <li>第9週 行政指導論(1-3-2)(つづき) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導に関する判例の検討ほか</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB5-1(中野区特殊車両),5-3(品川マンション),5-5(武蔵野教育施設負担金)</li> <li>行政調査論(1-3-3,1-4-3,3-2) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政調査に対する憲法上の規律を扱った判例の検討など</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB6-1(川崎民商),6-5(今治税務署),6-4(麹町税務署)</li> <li>第10週 情報公開・個人情報法制(1-5-4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開および個人情報保護法制に関する判例の検討ほか</li> </ul> </li> <li>【講義で主に扱う判例】CB10-3(那覇自衛隊基地),10-5(京都市レセプト)</li> </ul> <p>本講義はオンデマンド方式による受講を基本としており,「まとめ・質問会」としてを最終週の後半部分を充てる予定である.詳細はmanabaでお知らせします.</p>
<p>履修条件</p>	<p>進級制のため,配当年次による.</p>
<p>成績評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間段階で課題を提示のうえで,レポートを提出してもらう.これにより,行政法総論の基本的な知識が中間段階でどの程度理解されているのかを測定する.</li> <li>・成績評価はレポート(10%),期末試験(90%)により行われる.</li> <li>・評価項目はおもに,(1)行政法上の基本概念や関係法規の正確な理解,(2)論点的な確かな把握,(3)法令の解釈・適用の適切さ,(4)論理性である.</li> </ul>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修</p>	<p>とくに行政処分の取消し・撤回,裁量統制,行政手続,義務履行確保,行政指導については「演習書」などで理解を深める必要がある.</p>

方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>・講義は概ねあらかじめ配布されたレジュメに従い進行するので,下記にある教科書に指定したテキストは,あくまでも「お勧め」にとどまる.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 稲葉馨ほか,『Legal Quest 行政法 第4版』(2018)</li> <li>2. 下井康史ほか編,『ケースブック行政法 第7版』(2022)</li> </ol> <p>最新版を掲示しているはずですが,数年経過すると改版の可能性が生じるので,購入に際して注意すること.</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による.
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし.
キーワード	法治国家, 法治主義, 適正手続原則, 行政処分, 行政指導, 行政強制, 行政契約, 基準設定行為

授業科目名	行政法II
科目番号	0AFL009
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春BC 随時
担当教員	日野 辰哉
授業概要	<p>重要(とされる)判例の学習を通じて行政救済法に関する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。また、抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できることを目標とする。</p> <p>本講義では、いわゆる行政救済法と呼ばれる分野、具体的には、軸となる行政事件訴訟法および国家賠償法のほかに、行政不服審査法および損失補償法が扱われる。以上の4法領域に関する事例の解説を行いながら、受講生が基礎的な知識を習得し、事案の分析を自ら一定程度おこなえるようにする。</p> <p>授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。</p> <p>行政救済法の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な重要(とされる)判例の解説あるいはその質疑応答に講義の重点がおかれる。</p>
備考	<p>01NA004と同一。</p> <p>オンライン(オンデマンド型)</p>
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要(とされる)判例の学習を通じて行政救済法に関する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。</li> <li>・事例問題で、学んだ知識を用いて紛争解決に必要な法律論を展開できる。</li> </ul>
授業計画	<p>第1週 国賠1条責任論(1):性質論,公権力性,職務行為関連性,違法性,過失(「共通到達目標モデル 第2次修正案」〔以下,省略〕7-1,7-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務関連性などに関する各種判例の検討</li> <li>・違法性,過失論</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB1-4(幼児接見拒否),18-1(川崎警官),18-4(岡山税務署),最判S61.2.27(富山パトカー),18-5(京都宅建),18-8(奈良民商),18-13(積善会),最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁(在韓被爆者),最判平成20年4月15日民集62巻5号1005頁(弁護士会接見)</p> <p>第2週 国賠1条責任論(2),国賠2条責任論,その他(7-2,7-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不作為責任に関する判例の検討</li> <li>・営造物責任に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB19-1(高地落石),19-2(飛騨川バス),19-3(奈良赤色灯),19-4(故障トラック),19-5(大東水害),19-7(多摩川水害),19-8(テニス審判台),19-9(国道43号線),18-14(福島求償金請求)</p> <p>第3週 損失補償論,国家補償のはざま,行政不服審査法制(8-1・2,4-1・2,5-1-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別の犠牲」などに関する判例の検討</li> <li>・平成28年施行の改正行審法のポイントの確認ほか</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB20-1(名取川),20-3(東京中央卸売市場),20-4(高松GS),20-6(南伊豆),12-1(主婦連),13-5(米子鉄道)</p> <p>第4週 司法権論,行政事件訴訟の概観(1-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民衆訴訟,とりわけ住民訴訟の非財務行為に対する間接統制機能に係る判例の検討</li> <li>・機関訴訟に係る判例の検討</li> </ul>

<p>授業計画</p>	<p>【講義で主に扱う判例】16-3（一日校長），最判S49・5・30（大阪府国民健康保険），CB11-4（成田新幹線）</p> <p>訴訟要件論(1)(5-1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分性に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB11-10（労災就学援護費），11-11（冷凍マグロ），11-12（登免税還付通知）</p> <p>第5週 訴訟要件論(5-1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分性に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB11-14（病院開設中止勧告），CB11-3（高円寺），11-14（浜松市），11-6（盛岡）</p> <p>第6週 訴訟要件論(同上ほか5-1-2,5-1-3・4,5-4-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分性に関する判例の検討</li> <li>・原告適格に関する判例の検討</li> <li>・訴えの利益に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】11-15（横浜保育所），1-7（高根町給水条例），11-9（御所町2項道路），12-6（横浜パチンコ），12-10（小田急），13-3（長沼訴訟）</p> <p>第7週 訴訟要件論(同上ほか5-1-3・4,5-4-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原告適格に関する判例の検討</li> <li>・訴えの利益に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB12-10（サテライト大阪）など，13-2（福井運転免許停止），13-9（北海道パチンコ），13-4（仙台建築確認）など</p> <p>取消訴訟の審理,取消判決の効力(5-3-1・2・3・4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主張制限,違法性の承継に係る判例の検討，違法判断の基準時</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB12-2（新潟空港），2-8（タヌキの森・東京建築安全条例）</p> <p>第8週 取消判決の効力(5-4-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形成力,拘束力に係る判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB14-1（健康保険医療費値上げ），11-15（横浜保育園），14-2（東京12ちゃん）</p> <p>仮処分排除と仮の救済（5-8-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行停止制度</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB17-5（弁護士懲戒）</p> <p>第9週 無効等確認訴訟，不作為違法確認訴訟そして義務付け訴訟(5-5-1,5-6,5-7-1,5-8-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟に係る判例の検討</li> <li>・義務付け訴訟の訴訟要件に関する判例の検討</li> <li>・仮の義務付け</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB15-1（エビス食品），CB15-2（千葉換地処分），15-3（高速増殖炉もんじゅ），CB15-5（産廃処分場）</p> <p>第10週 差止め訴訟,当事者訴訟（5-7-2,5-8-2,6-1-1・2,6-2・3・4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟要件に関する判例の検討</li> <li>・仮の差止め,</li> <li>・4条後段訴訟,とりわけ確認訴訟の訴訟要件に関する判例の検討</li> </ul> <p>【講義で主に扱う判例】CB15-6（東京国旗国歌），16-5（在外邦人選挙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義はオンデマンド方式を基本とするが，最終回の後半部分はリアルタイム方式のオンライン授業（最終回の前半部分はオンデマンド方式）とし，「まとめ・質問」の回とする予定です．詳細はmanabaでお知らせします．</li> </ul>
-------------	--

履修条件	配当年次による.
成績評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義の途中で, 課題の提示・レポート作成を求める予定です.</li> <li>・成績評価はレポート(10%), 期末試験(90%)により行われる.</li> <li>・評価項目は, おもに(1) 行政法上の基本概念や判例の的確な理解, (2) 論点の的確な把握, (3) 法令の解釈・適用の適切さ, (4) 論理性, である.</li> </ul>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	学んだ知識を活用することができるように, 講義冒頭で提示した「演習書」などを活用してほしい.
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義は概ねあらかじめ配布されたレジюмеに従い進行するので, 下記にある教科書に指定したテキストは, あくまでも「お勧め」ととどまる.</li> <li>1. 稲葉馨ほか, 『Legal Quest 行政法 第4版』(2018)</li> <li>2. 下井康ほか編, 『ケースブック行政法 第7版』(2022)</li> </ul> <p>最新版を掲示しているはずですが, 数年経過すると改版の可能性が生じるので, 購入に際して注意して欲しい.</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による.
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	0AFL007 行政法I
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし.
キーワード	行政救済法, 行政争訟, 国家補償, 行政事件訴訟法, 行政不服審査法, 国家賠償法, 損失補償

授業科目名	民法I〔総則・物権総論〕
科目番号	0AFL011
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春AB 土2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	<p>授業は講義形式とし、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。</p> <p>民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識(特に、要件・効果・立法趣旨)を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方を、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。</p>
備考	01NA005と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んできていることを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度に付き条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。</p> <p>講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。</p>
授業計画	<p>第1週 民法概論・物の分類・物権の基本的性質</p> <p>民法典の全体構造について講じた後に、その中で物権法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法 第1編序章・第2編第1章第1節)</p> <p>第2週 物権変動論の基礎・意思主義</p> <p>次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。(同 第2編第1章第2節1・4)</p> <p>第3週 不動産物権変動論(1)</p> <p>不動産登記制度の概要を説明した後、民法177条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法94条2項類推適用論について説明する。(同 第2編第1章第2節2-1)</p> <p>第4週 不動産物権変動論(2)</p> <p>登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について、判例を検討しながら説明する。(同 第2編第1章第2節2-1・2-2)</p> <p>第5週 動産物権変動論</p> <p>動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。(同 第2編第1章第2節3)</p> <p>第6週 小テストならびに占有権</p>

授業計画	<p>占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。(同 第2編第2章)</p> <p>第7週 物権的請求権・時効総論</p> <p>物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実収取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。その際、期間の計算にも触れる。(同 第1編第6章・第7章第1節・第2編第1章第1節)</p> <p>第8週 時効各論</p> <p>時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。(同 第1編第7章第2節・第3節)</p> <p>第9週 所有権</p> <p>所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。(同 第2編第3章)</p> <p>第10週 用益物権</p> <p>各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。(同 第2編第4章・第5章)</p>
履修条件	
成績評価方法	<p>期末試験 100%。</p> <p>ただし、対面での小テスト実施が可能となった場合には、期末試験 90%・小テスト 10%に変更する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業時に説明する
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 佐久間毅『民法の基礎1 総則 第5版』(有斐閣・令和2年)</p> <p>2. 佐久間毅『民法の基礎2 物権 第2版』(有斐閣・平成31年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド記載の通り
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	物・物権変動・時効

授業科目名	民法II〔担保物権〕
科目番号	0AFL013
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋AB 火7,8
担当教員	大澤 慎太郎
授業概要	<p>本授業は、債権回収を確保する手段たる「担保(制度)」の意義や仕組みについて扱う。具体的には、民法典第 2 編物権第 7 章「留置権」ないし第 10 章「抵当権」所定のいわゆる「担保物権」、民法典上に規定はないものの金融実務において広く展開されている「譲渡担保」や「所有権留保」といった「非典型担保」、および、特別法上の制度となる「仮登記担保」に係る各種規律について検討する。</p> <p>担保の「実行」や「保全」等については、「民事執行法」や「民事保全法」の知識も広く求められることになる。本授業でも必要な限りにおいて適宜これに触れることになる。</p>
備考	01NA006と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担保制度の全体像およびその意義や相違点について説明できる。</li> <li>・担保制度に係る各種規律の要件および効果等を説明できる。</li> <li>・各種担保の設定(契約)から実行段階までをも含めた一連の流れを説明できる。</li> <li>・各種担保をめぐる判例(裁判例)を正しく理解し、その相互関係を説明できる。</li> <li>・以上を踏まえ、「担保」とは何かを体系的に理解し、説明できる。</li> </ul>
授業計画	<p>担当教員が配布する「レジュメ」に基づいて授業を行う。授業は、扱う項目の性質や難易度に応じて、「講義」の色彩が強くなることもあれば、「事例(判例・裁判例)」や「確認問題」を用いた質疑応答が中心となることもある。どちらが核となるかは、受講者の顔ぶれ(予習の状況)やこれに対応した授業の進度等による。ど</p> <p>のような授業となるのかにせよ、「担保」をめぐる規律は(特に「非典型担保」をめぐるそれは)実務が先行した形で展開していることが多い。民法の範囲の中でも、とりわけ、判例(裁判例)や手続きを意識した検討が求められる。これは担当教員側も十分に注意すべきことではあるが、学習に当たっては、机上の空論とならないような態度が重要となる。</p> <p>授業の時間は限られている。基礎から応用までのすべてを網羅的に扱うことはできず、「読めばわかる」ような基礎事項は必然的に独習(予習)に委ねざるを得ない。充実した授業内容とするためには、担当教員はいうまでもなく、受講者の協力も強く求められる。各回共に予習の範囲や方法を指定するので、十分な準備のもとに、積極的に授業に臨んでもらいたい。</p> <p>第1回 ガイダンス/担保制度総論/抵当権(1):抵当権の基礎理論  コア・カリキュラム(第二次案修正案):第 2 編第 6 章、同編第 10 章第 1 節、同章第2節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本授業の全体像を提示し、学習上の注意点等を説明する。</li> <li>・担保制度を概観し、その相違点のエッセンスを確認する。</li> <li>・抵当権とは何かといった基礎的な仕組みを確認することを通じて担保物権の特徴を確認する。</li> <li>・抵当権の設定方法につき確認する(第 3 回に先行して抵当権の実行プロセスについても一部を扱う)。</li> </ul>

<p>授業計画</p>	<p>第2回 抵当権(2): 抵当権の効力が及ぶ範囲/先取特権(物上代位)</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第8章、同編第10章第2節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵当権の効力が及ぶ範囲(付加一体物をめぐる議論など)について検討する。</li> <li>・ 第3回目以降で扱う「物上代位」を理解するための前提として、先取特権をめぐる規律を確認する(物上代位の基本的な仕組みについても第3回に先行して一部を扱う)。</li> </ul> <p>第3回 抵当権(3): 物上代位、担保不動産収益執行</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第10章第2節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物上代位の基本的な仕組みや各種判例を検討する。ここでは、先取特権に基づく物上代位と、抵当権に基づく物上代位の双方が扱われることとなり、その相互関係等も意識されることになる。</li> <li>・ 抵当権の実行方法としての担保不動産収益執行について物上代位と対比しつつ確認する(第1回と併せて抵当権の基本的な実行プロセスについても扱う)。</li> </ul> <p>第4回 抵当権(4): 抵当権者による抵当不動産の占有関係への介入</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第10章第3節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵当権と賃借権をはじめとした利用権との関係について確認する。</li> <li>・ 抵当不動産の(不法)占有に関して、抵当権者は、どのような要件のもとで、誰に対する明渡しを、誰に対して請求することができるかについて、一連の判例を整理する。</li> </ul> <p>第5回 抵当権(5): 法定地上権、抵当権の処分、抵当権の消滅</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第10章第2節、同章第3節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定地上権の基本的な仕組みを説明し、どのような場合に生じるのかを事例を用いて整理する。</li> <li>・ 抵当権の処分とは何かにつき、各種態様(転抵当、譲渡、放棄、順位の譲渡、順位の放棄など)を整理し、確認する。</li> <li>・ 抵当権はどのような場合に消滅するのかについて確認する(第三取得者の地位についても併せて確認することとなる)。</li> </ul> <p>第6回 抵当権(6): 共同抵当・根抵当</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第10章第4節2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同抵当とは何かにつき確認し、その実行をめぐる一連の判例等を整理する。</li> <li>・ 根抵当の基本的な仕組みを通常の抵当権と対比しつつ確認する(共同根抵当等についても触れることになる)。</li> </ul> <p>第7回 非典型担保論(1): 総論、譲渡担保の基礎理論、不動産譲渡担保、動産譲渡担保</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第11章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非典型担保にはどのようなものがあるのかについて概観する。</li> <li>・ 譲渡担保とは何かについて、不動産譲渡担保と動産譲渡担保を素材として確認する。</li> <li>・ 譲渡担保の法的性質をめぐる判例を整理する。</li> </ul> <p>第8回 非典型担保論(2): 集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案) 第2編第11章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合動産譲渡担保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。</li> <li>・ 集合債権譲渡担保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。</li> </ul> <p>第9回 非典型担保論(3): 所有権留保、仮登記担保</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第11章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権留保とは何かにつき確認し、一連の判例を整理する。</li> <li>・ 仮登記担保(法)の基本的な仕組み(特徴や実行のプロセスなど)につき確認する。</li> </ul> <p>第10回 質権/留置権</p> <p>コア・カリキュラム(第二次案修正案): 第2編第7章、同編第9章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質権の基本的な仕組みを確認する。</li> </ul>
-------------	--

授業計画	<p>・留置権の基本的な仕組みにつき確認し、(特に成立をめぐる)一連の判例を整理する。</p> <p>なお、受講者の顔ぶれや進度に応じて適宜変更される可能性があることを予め断っておく。その際には予習等に影響が出ないように十分に配慮する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>・小テスト(オンラインによる):20%</p> <p>・学期末に実施する定期試験:80%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p><b>教科書</b></p> <p>授業は、担当教員が作成したレジュメに基づいて行うが、予習用(自習用)のテキストとして以下のものを指定し、各回の予習範囲もレジュメおよび本テキストに基づき示すこととする。本テキストは、授業内でも必要に応じて内容を確認することがあるため、常に持参されたい。なお、講義開始前に最新版が発行されることもあり、その場合には、最新版を指定教科書とする。</p> <p>・石田剛ほか『LEGAL QUEST 民法 II 物権』(有斐閣、第 3 版、2019 年)</p> <p>民法のテキストは無数に存在し、複数のテキストの内容を比較するというのも学習に当たり有益なことがある。ほかにどのようなテキストがあり、それぞれいかなる性質を持つのかについては、初回のガイダンスで紹介する。授業開始前に一通り予習しておきたいという要望もあると思われるので、その場合には、上記テキストの213 頁以下を読んでおく と良い。</p> <p>なお、上記のテキストの前半(212 頁まで)は、「物権(総論)」を扱っている。本授業が対象とするのは「担保物権」に係る規律ではあるものの、これを理解するためには、物権に関する知識が必須となる。本テキストは 1 冊で両者を学べるものであり、予習や復習の際に、適宜利用してもらいたい(授業でも参照することがある)。</p> <p><b>参考書</b></p> <p>初回のガイダンスほか、授業中に適宜紹介(指摘)する。さしあたり、判例集として以下のものを挙げておく。その他のものも含めて、それぞれどのような特徴があるのかについては初回のガイダンス等で説明する(判例集は手許にあった方が良いが、すべての購入を強制するものではない)。</p> <p>・潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権』(有斐閣、第 8 版、2018 年)</p> <p>・中田裕康=窪田充見編『民法判例百選 II 債権』(有斐閣、第 8 版、2018 年)</p> <p>・水野紀子=大村敦志編『民法判例百選 III 親族・相続』(有斐閣、第 2 版、2018 年)</p> <p>・松本恒雄=潮見佳男『判例プラクティス民法 I 総則・物権』(信山社、2010 年)</p> <p>・松本恒雄=潮見佳男『判例プラクティス民法 II 債権』(信山社、2010 年)</p> <p>・松本恒雄=潮見佳男『判例プラクティス民法 III 親族・相続』(信山社、2010 年)</p> <p>・松岡久和=山野目章夫編著『新・判例ハンドブック【物権法】』(日本評論社、2015 年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	担保制度, 抵当権, 質権, 留置権, 先取特権, 非典型担保, 譲渡担保, 所有権留保, 民事執行手続, 倒産処理法制

授業科目名	民法III〔債権総論〕
科目番号	0AFL015
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋BC 金7,8
担当教員	村山 淳子
授業概要	<p>本講義の目標は、(1)債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2)債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3)日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4)ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p> <p>授業は講義形式で、民法の講学上「債権総論」と呼ばれている部分、民法の編別で言えば、第3章・債権の第1節・総則を対象とする。債権総論に関わる事項の習得及び法的な思考能力の向上を目的としている。</p> <p>この授業では、ほかの民法関連科目、とりわけ、民法IV-1と民法IV-2との関連に留意しつつ、債権の種類や効力、債権回収等の場面で生ずる問題を中心に説明を行う。</p>
備考	01NA015と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。</p> <p>(2) 債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。</p> <p>(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。</p> <p>(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>第1回 債権の種類・内容</p> <p>債権全般についての序論的な概観を行った後、債権の種類・内容を扱う。具体的には、民法IV-1および民法IV-2の授業の内容と連動させつつ、特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権について、民法の基本的なルールを説明する。また、利息債権に関連して、利息の約定についての判例法理と特別法の展開にも言及する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第1章および第2部・第4章を対象とする。</p> <p>第2回 債権の効力、履行の強制</p> <p>債権の効力を扱う。具体的には、民法IV-1および民法IV-2の授業の内容と連動させつつ、債権の基本的な効力を整理し、いわゆる自然債務と責任なき債務の問題を概説する。また、履行の強制について、その意義と体系的な位置付けを確認し、民事執行法のルールにも言及しながら、債務の種類ごとに履行強制の方法を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第3回 債権者代位権I</p> <p>債権者代位権を扱う。この回の授業では、まず、伝統的な理解に基づき、責任財産とその保全の方法について、債権者平等の原則との関連も踏まえて概観する。その後、債権者代位権の意味と基本構造、要件枠組、行使の方法を順次説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・1および2を対象とする。</p>

## 授業計画

る。

### 第4回 債権者代位権Ⅰ

第3回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権者代位権の効果と、いわゆる転用の問題を扱う。まず、効果に関して、判例法理に依拠しつつ、民事訴訟法や民事執行法との関係にも留意しながら、その概要を説明する。次に、いわゆる債権者代位権の転用について、主要な事例を取り上げながら検討していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・2を対象とする。

### 第5回 詐害行為取消権Ⅰ

詐害行為取消権を扱う。この回の授業では、詐害行為取消権の意味、基本構造に触れた上で、倒産法上の否認権との関係にも留意しながら、詐害行為取消権の要件の基本枠組を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

### 第6回 詐害行為取消権Ⅱ

第5回の授業の内容を前提として、この回の授業では、詐害行為取消権の行使方法と効果の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第5節・3を対象とする。

### 第7回 多数当事者の債権・債務Ⅰ 分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債権

まず、多数当事者の債権・債務関係について、民法の構造を概観し、この分野の内容をより良く理解するための視点を設定する。その後、分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債権の基本的なルールを説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章・第1節を対象とする。

### 第8回 多数当事者の債権・債務Ⅱ 連帯債務

連帯債務を扱う。具体的には、連帯債務の意味、成立を概観した後、連帯債務の効力を、対外関係、影響関係、内部(求償)関係に分けて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第3章・第2節を対象とする。

### 第9回 多数当事者の債権・債務Ⅲ 保証債務1

保証債務を扱う。この回の授業では、まず、保証債務の意味、機能、性質、類似の制度との異同を概説する。次に、保証債務の成立との関連で、その基本的なルールとそこから生ずる諸問題を説明する。最後に、保証債務の効果として、債権者と保証人の関係のうち、保証の範囲の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

### 第10回 多数当事者の債権・債務Ⅳ 保証債務2

第9回の授業の内容を前提として、この回の授業では、保証債務の効果として、債権者と保証人の関係のうち保証人の抗弁の問題と情報提供義務の問題、主たる債務者と債権者の関係、保証人と主たる債務者の関係を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

### 第11回 多数当事者の債権・債務Ⅴ 保証債務3

第9回および第10回の授業の内容を前提として、この回の授業では、各種の保証、具体的には、連帯保証、共同保証、根保証をめぐる基本的なルールを扱う。また、事業に係る債務についての保証契約の特則にも触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第3章・第3節を対象とする。

### 第12回 債権譲渡Ⅰ

債権譲渡を扱う。この回の授業では、まず、債権譲渡の意味と機能を確認した上で、債権の譲渡性の原則とその制限について概説する。とりわけ、譲渡制限の意思表示の問題が重要なテーマとなる。次に、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件システムの基本構造を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第4章

授業計画

・第1節を対象とする。

第13回 債権譲渡II

第12回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権譲渡の権利行使要件および対抗要件をめぐる民法上の諸問題を扱う。具体的には、債務者に対する権利行使要件との関連では、債務者による抗弁の対抗と抗弁放棄の意思表示が、第三者に対する対抗要件との関連では、債権譲渡の優劣決定基準が重要なテーマとなる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第4章・第1節を対象とする。

第14回 債権譲渡III

第12回および第13回の授業の内容を前提として、この回の授業では、債権譲渡法理の現代的展開を扱う。具体的には、危機対応型の債権譲渡から正常業務型の債権譲渡へという基本的な動向に留意しつつ、集合債権譲渡に関わる判例法理を整理し、対抗要件についての特別法(動産・債権譲渡特例法)の内容を説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第4章・第1節を対象とする。

第15回 債務引受、契約譲渡

債務引受に関しては、免責的債務引受と併存的債務引受という2つの類型について、その意味、要件、効果を説明する。また、契約譲渡に関しては、その意味、要件、効果などの一般論を概観し、併せて、各論として、民法IV-2で扱った賃貸借契約上の当事者の地位の移転の問題を確認する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第4章・第2節を対象とする。

第16回 債権の消滅I 弁済1

債権の消滅原因の1つ目として、弁済を扱う。この回の授業では、弁済の意味、弁済の方法(時期、場所、内容、費用)を概観した後、弁済の当事者の問題を扱う。とりわけ、第三者による弁済と弁済を受領する権限のない者に対する弁済が中心的なテーマとなる。後者については、制度趣旨を確認した上で、その要件と効果、更に、銀行取引の場面を中心とする同制度の適用領域の拡大について、判例法理を中心に説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第1節・1を対象とする。

第17回 債権の消滅II 弁済2

第16回の授業の内容を前提として、この回の授業では、弁済の効果の問題を扱う。とりわけ、弁済による代位が中心的なテーマとなる。より具体的には、弁済による代位の意味と機能を確認した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを、判例法理と学説の理論的到達点を踏まえながら説明していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第1節・4を対象とする。

第18回 債権の消滅III 弁済3、弁済供託、代物弁済

第16回および17回の授業の内容を前提として、この回の授業では、前3回の授業で扱えなかった弁済の問題を整理する。また、代物弁済と弁済供託の基本的なルールも説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第1節・2および3、ならびに第3節を対象とする。

第19回 債権の消滅IV 相殺1

債権の消滅原因として相殺を扱う。相殺の意味と機能を正確に理解した上で、その要件と効果に関わる基本的なルールを修得することが、この回の授業の目的となる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第4節を対象とする。

第20回 債権の消滅V 相殺2、更改、免除、混同、有価証券

第19回の授業の内容を前提として、差押えと相殺の関係、債権譲渡と相殺の関係について、理論的到達点を踏まえながら検討する。また、そのほかの債権消滅原因として、更改、免除、混同の基本的なルールを説明する。更に、補論として、有価証券についても

授業計画	概観する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第5章・第4節および第5節を対象とする。
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験70%、小テストなどの平常点30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業の進め方とともに授業内に指示する。
教材・参考文献・配付資料等	担当者が作成した講義資料 ほか、必要に応じて、指示する 1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法IV-1および民法IV-2を履修していることが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし。
キーワード	債権, 債権の種類, 債権の効力, 責任財産の保全, 多数当事者の債権・債務, 債権譲渡, 債務引受, 債権の消滅

授業科目名	民法IV-1〔契約法〕
科目番号	0AFL017
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春AB 水7,8
担当教員	村山 淳子
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p> <p>民法IV-2とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の成立と内容の局面で生ずる問題を中心に、民法総則、契約総論上のルールを扱う。</p> <p>授業は講義形式を中心とする。</p>
備考	01NA022と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。</p> <p>(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。</p> <p>(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。</p> <p>(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>民法総則にあたる回に 、契約総論にあたる回に を付した。</p> <p>第1回 民法総論 私法の中での民法の位置づけ、日本の民法典の編別など、法や民法の基本的な仕組みや体系を学習したうえで、この授業および民法IV- 2 で扱う内容を明確にする。私的自治の原則など私法の一般原則を挙げ、基本的な考え方を説明する。第1条の規定する信義誠実の原則（信義則）、権利濫用の法理について、具体例を挙げて説明する。共通的な到達目標モデル( 第二次修正案) 民法の第1 編・序章および第1 章が対象である。</p> <p>第2回 契約総論 契約と「契約法」の一般的構造を、そのプロセスに即して説明する。契約法の基本原則( 契約自由、契約の拘束力など) について、具体例を挙げて説明する。契約の種類・分類について説明する。共通的な到達目標モデル( 第二次修正案) 民法の第3 編・第2 部・第1 章・第1 節が対象である。</p> <p>第3回 契約の成立I 契約の成立 契約の成立に関わる基本的なルールを扱う。具体的には、契約の成立の局面で生じうる様々な問題の全体像を概観した後、契約成立の基本的なパターンである申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の方法による契約の成立を説明する。共通的な到達目標モデル( 第二次修正案) 民法の第3 編・第2 部・第1 章・第2 節および第1 編・第5 章・第2 節・6 が対象である。</p> <p>第4回 契約の成立II 契約成立前の責任 契約成立前および契約成立過程で問題となる様々な法的責任を扱う。具体的には、契約無効類型、契約交渉破棄類型、情報提供・説明類型のそれぞれについて、判例法理を概</p>

授業計画

観し、これらの法的責任の背後にある基本的な考え方を、契約の基本原則との関連に留意しながら説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第1節が対象である。

第5回 法律行為、意思表示総論

民法総則上の法律行為および意思表示規定の全体像、意思表示に関する基本原理、その生成プロセスを概観する。意思表示および法律行為の解釈に関する考え方(意思主義・表示主義など)、強行法規・任意法規の意味、慣習の効力、公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるか、公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第1節が対象である。

第6回 意思欠缺・瑕疵ある意思表示総論、心裡留保

意思表示・瑕疵ある意思表示について総論的な説明をする。そのうえで、その1つ目として、心裡留保の意義、要件、効果を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・1が対象である。

第7回 虚偽表示

2つ目として、虚偽表示を扱う。具体的には、虚偽表示の意義、趣旨、機能、要件、効果などについての基本的な説明を行う。それを前提として、いわゆる94条2項の類推適用法理を扱う。また、ほかの民法関連科目(特に同時履修中の民法I)との関連に留意しつつ、民法全体の理解をより深める目的で、表見法理についての一般的な説明も行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・2、第2編・第1章・第2節・1および2・2-1が対象である。

第8回 錯誤

3つ目として、錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、いわゆる動機の錯誤の取扱い、錯誤についての基本的な考え方を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・3が対象である。

第9回 詐欺・強迫(+誤認・困惑・過量契約)

4つ目および5つ目として、詐欺と強迫を扱う。具体的には、詐欺・強迫の意義、趣旨、機能、要件、効果、更に、詐欺・強迫による取消しと第三者の問題などについて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・4が対象である。さらに、6つ目として、消費者契約法上の誤認・困惑・過量契約による取消しなどを扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・4・5が対象である。

第10回 契約の内容I 契約の解釈、約款、条項規整

契約の内容を確定するためのルール、契約における不当条項規制の問題を扱う。具体的には、まず、契約解釈に関する考え方の対立、その様々な手法について、判例・裁判例を用いながら説明する。次に、契約の条項と約款に関する基本的な理解を確立したうえで、消費者契約法にも言及しつつ、不当条項規制のための仕組みを概説する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第1節・1および第3編・第2部・第1章・第3節を対象とする。

第11回 契約の内容II 契約内容の規制

契約の内容に関わる有効要件を扱う。具体的には、まず、伝統的に法律行為(契約)の有効要件として挙げられてきた要件(可能性、適法性、社会的妥当性)の概要とその問題を説明する。その後、公序良俗による内容規制と法令による内容規制の2点について検討を加えていく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第1節・1および2が対象である。

第12回 権利能力、意思能力、行為能力総論

<p>授業計画</p>	<p>権利能力、意思能力、行為能力について、それぞれの制度の基本的な意味と趣旨、また、行為能力制度の全体像を説明する。更に、それぞれの能力の関係についても検討を行う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第13回 行為能力各論  具体的な制限行為能力者として、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力を説明する。必要に応じて、家族法上の諸規定や任意後見にも言及することになる。また、行為能力と関連して、制限行為能力者の相手方の保護の問題も扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第2節および第4編・第4章・第5章を対象とする。</p> <p>第14回 住所、不在者、失踪宣告  住所の概念(内容・意義)、不在者の財産管理の制度の意義及びその概要、失踪宣告の制度の意義及び必要性について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第3節を対象とする。</p> <p>第15回 法人  法人とはどのような制度であり、法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるか、法人の種類(社団法人・財団法人、営利法人・非営利法人)について学習する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第2章・第4節を対象とする。</p> <p>第16回 代理総論  代理制度総論および有権代理の問題を扱う。具体的には、まず、代理総論として、代理の意味、種類、基本構造、間接代理や使者などの類似制度との関係を説明する。次いで、代理権の発生原因・内容・消滅、代理行為の方法・有効性などについて、基本的な構造を明らかにする。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第3節の1から3までを対象とする。</p> <p>第17回 無権代理  無権代理の問題を扱う。具体的には、代理人として行為をした者が代理権を有していなかった場合の規律について、無権代理行為の効果、無権代理人の責任に分けて説明し、併せて、無権代理と相続に関する判例法理と学説上の議論を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第3節・4を対象とする。</p> <p>第18回 表見代理1  表見代理の問題を扱う。具体的には、まず、表見代理の意味、基本原理、要件、効果について概要を説明し、次いで、表見代理の3類型のうち、代理権授与表示による表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第3節・5を対象とする。</p> <p>第19回 表見代理2  第18回の授業の内容を前提として、表見代理の3類型のうち、代理権踰越による表見代理、代理権消滅後の表見代理の問題を取り上げる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第3節・5を対象とする。</p> <p>第20回 無効・取消し、条件・期限  前回までの授業の内容を踏まえて、契約以外の問題との関連にも留意しつつ、無効と取消しについて、それぞれの意味、効果、法律関係、追認などを整理し、理解を深めることを目指す。また、条件と期限についても触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第4節および第5節を対象とする。概要を説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第1編・第5章・第2節・5が対象である。</p>
-------------	--

履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験 70%、小テストなどの平常点 30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業の進め方とともに授業内に指示する
教材・参考文献・配付資料等	担当者が作成した講義資料 ほか、必要に応じて、指示する  1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	契約の成立, 意思表示, 法律行為, 権利能力, 意思能力, 行為能力, 代理, 無効・取消し, 条件・期限

授業科目名	民法IV-2〔契約法〕
科目番号	0AFL019
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春BC 金7,8
担当教員	村山 淳子
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p> <p>民法IV-1とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の効力と不履行の局面、各契約類型で生ずる問題を中心に、契約総論及び各論上のルールを扱う。</p> <p>授業は講義形式を中心とする。</p>
備考	01NA023と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。</p> <p>(2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。</p> <p>(3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。</p> <p>(4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。</p>
授業計画	<p>第1回 契約の効力I 履行請求1</p> <p>履行請求に関わる問題として、履行請求の意義とその限界(補論として代償請求権)、および同時履行の抗弁権を扱う。具体的には、債権一般との関係に留意しながら、契約から生じた債権の履行請求の意義とその限界(伝統的に履行不能として論じられてきたもの)を説明する。次いで、同時履行の抗弁権について、その意義、機能、要件、効果を検討する。併せて、不安の抗弁権にも触れる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第1節、第2部・第1章・第1節および第4節を対象とする。</p> <p>第2回 契約の効力II 履行請求2</p> <p>履行請求に関わる問題として、事情変更と危険負担を扱う。具体的には、まず、事情変更の原則について、その意味、趣旨、要件、効果を整理する。次に、危険負担について、その意味と基本的な考え方を概説し、第6回および第7回で扱われる契約解除との関係も含め、その存在意義を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第1節および第4節を対象とする。</p> <p>第3回 契約の不履行I 債務不履行(総論)</p> <p>債務不履行の総論的な問題を扱う。具体的には、まず、債権一般との関連にも留意しつつ、債務不履行の意味、類型、その確定方法を概説する。その後、契約を取り巻く様々な債務、とりわけ、安全配慮義務や契約終了後の義務に代表される中心的債務以外の義務群の問題、履行期前の履行拒絶の問題を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。</p> <p>第4回 契約の不履行II 損害賠償1</p> <p>債務不履行による損害賠償のうち、要件の問題を扱う。具体的には、帰責事由の法的な</p>

授業計画

意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係などについて、理論的到達点を踏まえて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第5回 契約の不履行II 損害賠償1

債務不履行による損害賠償のうち、要件の問題を扱う。具体的には、帰責事由の法的な意義、いわゆる履行補助者の問題、損害の法的な捉え方、損害賠償請求と履行請求との関係などについて、理論的到達点を踏まえて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第3節を対象とする。

第6回 契約の不履行IV 解除1

契約の解除のうち、その意味と要件の問題を扱う。具体的には、まず、解除の意味、種類、機能などを概観した上で、その要件を、民法の枠組に従い、催告解除、と無催告解除に分けて説明する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第5節を対象とする。

第7回 契約の不履行V 解除2

契約の解除のうち、解除権と効果の問題を扱う。具体的には、まず、解除権の行使、不可分性、消滅などの問題を説明する。次に、解除の効果の基本的な考え方を整理した上で、民法Vで扱う不当利得との関係にも留意しつつ、原状回復をめぐる様々な問題、解除と第三者に関わる問題を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第1章・第5節を対象とする。

第8回 契約不履行VI 受領障害

弁済の提供と受領遅滞の問題を扱う。まず、弁済の提供の方法と効果を整理する。次に、受領遅滞について、その基本的な考え方を整理した上で、その効果を検討していく。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第1部・第2章・第4節および第5章・第1節・3を対象とする。

第9回 売買I

売買を扱う。この回の授業では、売買法の基本構造を整理した後に、売買の成立に関わる諸問題を中心に説明する。とりわけ、予約と手付が中心的なテーマとなる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第1節を対象とする。

第10回 売買II

第9回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、まず、売買契約における当事者の債務の内容を確認する。その後、売主の財産権移転義務に関わる問題(他人物売買など)を扱う。更に、改正前後の規律を対比させつつ、売主の契約適合性に関わる義務とその責任に関する基本的な考え方を概観する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第2節を対象とする。

第11回 売買III

第9回および第10回の授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主が契約の内容に適合する目的物を引き渡さなかった場合、契約の内容に適合する権利を移転しなかった場合について、改正前後の規律を対比させつつ、買主に認められている救済手段を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第2節を対象とする。

第12回 売買IV

第9回から第11回までの授業の内容を前提として、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、売主の契約不適合の責任に関わる様々な問題(競売の場合の取扱い、免責特約(責任制限特約)の効力、債権の売主の契約不適合の責任)と買主の義務を検討する。また、売買の目的物が滅失または損傷した場合の規律を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第3章・第2節を対象とする。

授業計画	<p>第13回 贈与、消費貸借</p> <p>贈与と消費貸借を扱う。贈与については、その基本構造を概観した上で、その成立(特に贈与の解除)、効力(特に贈与者の義務)、特殊な贈与を検討する。消費貸借については、その基本構造を概観した上で、改正前後の規律を対比させつつ、その成立、効力(特に貸主と借主の義務)を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第2章および第4章を対象とする。</p> <p>第14回 使用貸借、賃貸借I</p> <p>使用貸借と賃貸借を扱う。使用貸借については、その基本構造を概観した上で、使用貸借の認定、終了などの問題を説明する。賃貸借については、まず、賃貸借の意味、具体例、民法と借地借家法の関係などを説明する。その後、この回の授業では、賃貸借の成立との関連で、成立の際に交付される金銭(敷金、保証金、権利金、礼金など)の性質の問題を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第5章および第6章を対象とする。</p> <p>第15回 賃貸借II</p> <p>第14回の授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、当事者の債務についての民法上の規律、借地借家法による権利義務調整の問題(賃料増減額請求、建物・造作買取請求など)を概観する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第6章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第16回 賃貸借III</p> <p>第14回および第15回の授業の内容を前提として、賃貸借の対抗力の問題を説明する。具体的には、民法と借地借家法それぞれにおける賃貸借の対抗力の規律を説明した後、賃貸人の地位の移転、賃借権の対外的効力の問題にも言及する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第6章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第17回 賃貸借IV</p> <p>第14回から第16回までの授業の内容を前提として、賃貸借の効力の問題を扱う。この回の授業では、譲渡および転貸の基本的な構造と、これらをめぐって生ずる様々な法的問題を検討する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第6章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第18回 賃貸借V</p> <p>第14回から第17回までの授業の内容を前提として、賃貸借の終了の問題を扱う。具体的には、期間満了・解約申入れによる終了と更新の問題、賃貸借契約の解除に関わる問題、賃貸借(借家権)の承継に関する問題が取り上げられる。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第6章・第1節および第2節を対象とする。</p> <p>第19回 請負I</p> <p>請負を扱う。まず、民法が予定している4つの役務提供型契約の性質と異同、その問題などを確認する。その後、請負の意味と効力を説明する。この回の授業では、当事者の基本的な債務を概観した後、請負人の仕事完成義務、契約適合性に関する責任を扱う。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第7章を対象とする。</p> <p>第20回 請負II</p> <p>第19回の授業の内容を前提として、請負の効力と終了の問題を扱う。具体的には、注文者の義務、目的物所有権の帰属の問題、目的物が滅失または損傷した場合の規律について検討を行う。また、建築請負人の契約外責任についても、判例法理の現状を整理する。共通的な到達目標モデル(第二次修正案)民法の第3編・第2部・第7章を対象とする。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	定期試験70%、小テストなどの平常点30%
学修時間の割り当て	授業の進め方とともに授業内に指示する。

び授業外における学修方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>担当者が作成した講義資料 ほか、必要に応じて、授業内に指示する</p> <p>1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法IV-1を履修していることが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	契約の効力, 契約の不履行, 契約各論

授業科目名	民法V〔不法行為・不当利得法〕
科目番号	0AFL021
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋AB 土2,3
担当教員	直井 義典
授業概要	<p>本講義の目標は、(1) 事務管理・不当利得・不法行為に関する基本的な知識を修得する。(2) 具体的な不法行為事案に対して判例がどのようにして条文を解釈・適用しているのかを理解する。以上の2点にある。</p> <p>講義では、債権各論のうち、事務管理・不当利得・不法行為について講じる。この分野は条文数は少ないが、特に不法行為について民法典起草後の発展には目ざましいものがあり、この分野を理解するためには条文の文言を理解するのみでは足りない面がある。そこで、条文から要件・効果を引き出すことと並んで、民法典起草後の学説の展開ならびに適用領域の拡大を具体的事例に即して検討することも行いたい。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	01NA017と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>民法Iと同様に、あらかじめ配布したレジュメならびに教科書の指定箇所を予習してあることを前提に、簡単な事例を検討しながら条文解釈を行っていく。</p> <p>この分野は、民法上の規定の数こそ僅かではあるものの、その議論は膨大である。、まず、不法行為は、私たちの社会生活において日常的に生起するものであり、被害者と加害者という比較的単純な関係を起点として展開されることになるものであるが、不法行為として把握されるもの、あるいは不法行為か否かが問題とされる対象が拡大してきており、その間口は相当に広く、同時に奥行も深いものといわなければならない。そして、その不法行為を規制する民法上の規定が多くないのに対し、裁判例の蓄積が膨大なものとなっており、その裁判例(判例)によって創造された準則が民法上の規定と同様に重要な意味をもっている。したがって、それら裁判例を如何に理解するかも必須の課題となるが、その課題を克服するためにも、また、未だ裁判例が存しないような新たな問題に対処するためにも、基礎的な理論を身につけることが求められる。そこで、授業では、概ね民法典の規定の順序に従いつつ、不法行為法の基礎理論の理解に努めることとする。、次に、不当利得については、それほど多くの時間を割くことが叶わないので、不当利得の要件とその効果を中心に、基本的な内容の理解に努める。</p>
授業計画	<p>第1週 役務提供型契約・その他の契約</p> <p>役務提供型契約のうち請負を除いた雇用・委任・寄託契約、ならびに、その他の契約として組合・終身定期金・和解契約について説明する。(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)民法 第3編第2部第7章~第9章)</p> <p>第2週 不法行為法序説ならびに不法行為の成立要件(1)</p> <p>不法行為法の総論として、制度目的ならびに機能について講じた上で、民法典における不法行為規定の構造を説明する。さらに、不法行為の成立要件のうち、故意・過失について、その内容・判断基準に重点を置きながら説明する。(同 第3編第3部第3章第1節・第2節・第5節)</p> <p>第3週 不法行為の成立要件(2)</p> <p>不法行為の成立要件のうち、権利・利益侵害、損害の発生ならびに因果関係について説明する。また、責任阻却事由ほかの抗弁事由についても説明する。(同 第3編第3部第3章</p>

授業計画	<p>第2節・第3節)</p> <p>第4週 不法行為の効果(1) 不法行為のもっとも基本的な効果である損害賠償に関し、その範囲ならびに金銭的評価について説明する。(同 第3編第3部第3章第4節)</p> <p>第5週 不法行為の効果(2) 不法行為の効果のうち、過失相殺・特定の救済について説明し、合わせて、損害賠償請求権の消滅時効ならびに請求権競合論について説明する。(同 第3編第3部第3章第4節)</p> <p>第6週 小テスト・特殊不法行為法(1) 特殊不法行為法のうち、使用者責任ならびに土地工作物責任について説明する。(同第3編第3部第3章第3節)</p> <p>第7週 特殊不法行為法(2) 特殊不法行為法のうち、共同不法行為ならびに工作物責任について説明する。(同 第3編第3部第3章第3節)</p> <p>第8週 特殊不法行為法(3)・事務管理 特殊不法行為責任のうち、動物占有者責任ならびに製造物責任について説明する。さらに、事務管理の概要を説明する。(同 第3編第3部第1章)</p> <p>第9週 不当利得(1) 不当利得の類型論を紹介し、侵害利得類型ならびに給付利得類型を中心に説明する。(同 第3編第3部第2章第1節)</p> <p>第10週 不当利得(2) 転用物訴権ならびに特殊な不当利得について説明する。(同 第3編第3部第2章第2節)</p>
履修条件	
成績評価方法	<p>期末試験100%。</p> <p>ただし、対面での小テスト実施が可能となった場合には、期末試験90%・小テスト10%に変更する。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 潮見佳男『債権各論I 第3版』(新世社・平成29年)</p> <p>2. 潮見佳男『債権各論II 第4版』(新世社・令和3年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド記載の通り
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	役務提供型契約・不法行為・事務管理・不当利得

授業科目名	民法VI〔家族法〕
科目番号	0AFL023
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春C夏季休業中 火7,8
担当教員	大塚 正之
授業概要	民法第4編親族法、第5編相続法全般を対象とし、親族法、相続法の基本的考え方、制度趣旨、個々の条文の趣旨を、主要な裁判例を通して学修する。 毎回、設問を出し、解説するほか、復習用に詳細な解説を交付する。
備考	01NA027と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	親族法、相続法の基本的概念、要件、効果を理解するとともに、実際の実務で、どのように処理されているのかを理解し、主要な裁判例を通して、解釈上の問題点を把握する。親族法、相続法の考え方を身に付けることにより、新しい問題にも応用できる力を身に付ける。
授業計画	各回の授業に先立ち、受講者に対して、レジュメで授業の範囲を示すとともに、設問を提示する。関係する条文及び教科書の該当部分並びにレジュメに記載された民法判例百選III親族・相続(有斐閣)の関係箇所を事前に目を通すことが望ましい。授業は条文の概要を説明し、設問について受講者から か×かについて理由を含めて回答してもらい、その後解説をする。解説については、復習用に後に書面化して配信するので、授業で十分に理解できなかった部分は、その解説を読み、不明な点があれば、授業終了後に質問を受け付けて回答するので、疑問が残らないようにしてほしい。特に授業中、設問の答えを間違えたら、なぜ間違えたのかを、その都度、考えて認識を修正していただきたい。 第1回 総論・婚姻【コアカリ第4編第1章・第2章第1節】 第2回 婚姻・離婚【コアカリ第4編第2章第2節・第4節】 第3回 離婚・実子【コアカリ第4編第2章第3節・第3章第1節】 第4回 実子・養子【コアカリ第4編第3章第1節・第2節】 第5回 親権・後見・扶養【コアカリ第4編第4章・第5章・第6章】 第6回 相続(総則・相続人)【コアカリ第5編第1章・第2章】 第7回 相続の効力【コアカリ第5編第3章第1節・第2節・第4節】 第8回 遺産分割、相続の承認と放棄【コアカリ第5編第3章第3節・第4章】 第9回 遺言(総則・方式・効力)【コアカリ第5編第5章】 第10回 遺言(執行・撤回・取消)、遺留分【コアカリ第5編第5章・第6章】 *一応の予定であり、授業の進捗状況により、多少前後することがある。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末定期試験100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 1. 民法7 親族・相続 第6版 (有斐閣アルマ：2020/3/23)高橋 朋子，床谷 文雄，棚村 政行 (共著) 2. 窪田充見『家族法 民法を学ぶ』有斐閣 (2019年12月・第4版)

教材・参考文献・配付資料等	参考書 民法判例百選III(親族・相続)別冊ジュリストNo.225
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	対面講義でも、オンラインでも、疑問点があれば、積極的に質問をしてほしい。対面であれば講義中でもよいし、オンラインでも、メールで質問があれば、メールで、または、講義の中で回答したいと思います。実務に関する質問も歓迎します。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	配偶者保護, 親権制度, 遺言書

授業科目名	商法I〔企業組織法〕
科目番号	0AFL025
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 随時
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、受講生が、会社総論、株主の権利義務、株式会社の機関等に関する会社法の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。
備考	01NA009と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	会社法の基本的なルール、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進める。</p> <p>第1回 総論および株式・株主  主な内容:会社の意義と種類、会社法上の主要な用語の定義等、株式会社の特徴、株式の意義、株主平等原則、株主の地位、株主権の行使に関する利益供与、株式の内容および種類〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編1-1, 3-1, 3-2-1, 3-2-3〕</p> <p>第2回 機関設計・株主総会(1)  主な内容:株主総会の意義・権限、株主総会の招集手続〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-1, 3-4-2-1, 3-4-2-2〕</p> <p>第3回 株主総会(2)  主な内容:株主総会の議事運営、議決権の行使〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-2-2, 3-4-2-3〕</p> <p>第4回 株主総会(3)  主な内容:株主総会の決議の種類・瑕疵、種類株主総会〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-2-4, 3-4-3〕</p> <p>第5回 取締役・取締役会(1)  主な内容:取締役の選任・終任等、取締役の種類、資格、取締役の報酬規制等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-4-2, 3-4-4-3, 3-4-5-4〕</p> <p>第6回 取締役・取締役会(2)  主な内容:取締役会設置会社と非取締役会設置会社、非取締役会設置会社における取締役、取締役会設置会社における取締役、特別取締役、取締役会の権限、招集手続・決議等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-4-1, 3-4-4-4, 3-4-4-5, 3-4-4-6〕</p> <p>第7回 取締役・取締役会(3)  主な内容:代表取締役、表見代表取締役、代表取締役職務代行者、取締役の負う善管注意義務、忠実義務〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-4-7, 3-4-4-8, 3-4-5-1〕</p> <p>第8回 取締役・取締役会(4)  主な内容:取締役の利益相反取引規制、競業取引規制、取締役の会社に対する任務懈怠責任、任務懈怠の推定、経営判断原則、責任追及方法(代表訴訟)、責任の免除〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-2, 3-4-5-3, 3-4-5-5-1〕</p>

授業計画	<p>第9回 取締役・取締役会(5)</p> <p>主な内容: 第三者に対する責任の法的性質、要件、責任の範囲等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-5-2〕</p> <p>第10回 株主による違法行為の差止権、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会設置会社、計算</p> <p>主な内容: 株主による違法行為の差止権、検査役の選任請求権、会計参与、監査役の権限、責任、選任・終任、会社との関係等、会計監査人の権限・責任・選任・終任、委員会設置会社(指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社)の意義・概要等、会計帳簿とその作成、計算書類等の概念、各事業年度に係る計算書類の確定手続、資本金および準備金、剰余金の配当〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-4-5-6, 3-4-6, 3-4-7, 3-4-8, 3-4-9, 3-5〕</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験100%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>【予習】テキスト・百選の指定箇所をよく読んでおくこと。</p> <p>【復習】授業の内容・レジュメを参考に、予習として読んでおいた当該箇所をもう一度読み直して、自分の理解を確かなものにする。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 田中 亘, 『会社法[第3版]』(東京大学出版会・2021年)</p> <p>2. 神作裕之ほか編, 『会社法判例百選[第4版]』(有斐閣・2021年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド参照
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	株式会社, 株式, 株主, 機関, 株主総会, 議決権, 取締役, 取締役会, 代表取締役, 監査役, 監査役会

授業科目名	商法II〔企業法総論・企業活動法〕
科目番号	0AFL027
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C夏季休業中 随時
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	<p>本講義では、受講生が、授業計画に示した項目に係る会社法等の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。</p> <p>具体的に、会社法に関する事項として、株式譲渡の自由と制限、自己株式取得に関する規律、子会社による親会社株式の取得の禁止、特別支配株主の株式等売渡請求制度、募集株式の発行等・新株予約権の発行、剰余金処分規制、事業譲渡および組織再編・解散、持分会社を扱い、商法総則・商行為法・手形法・小切手法に関する事項として、商人、商業登記、商号、商業使用人・代理商、商行為、手形・小切手の意義と原因関係、約束手形の振出、手形の流通等を扱うこととし、関連する重要論点を中心に検討を加える。</p>
備考	01NA010と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	会社法の基本的なルールを中心に、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、会社等に関する諸問題について法的に考えることを目標とする。
授業計画	<p>担当教員が配布するレジュメに基づいて、講義形式で授業を進める。</p> <p>第1回 会社の設立 主な内容:株式会社の設立の種類、手続、設立登記、設立中の法律関係、違法な設立・会社の不成立の場合の処理方法〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-6-1〕</p> <p>第2回 株式の譲渡等 主な内容:株式譲渡の自由および譲渡の制限、譲渡の方法、株主の権利の行使方法、株主名簿制度および名義書換の方法・効力等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-2-4〕</p> <p>第3回 株式の単位、特殊な株式保有形態、自己株式取得規制 主な内容:株式の単位、株式の併合・分割、単元株制度、株式の共有、自己株式の取得〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-2-2,3-2-5,3-4-2-3〕</p> <p>第4回 資金調達(1)---新株発行 主な内容:新株発行、新株予約権、社債の概要、新株発行の種類、発行手続きおよびその趣旨、募集株式の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-3-1,3-3-2〕</p> <p>第5回 資金調達(2)---新株予約権、社債・新株予約権付社債 主な内容:主な内容:新株予約権の仕組み、利用方法、発行に関する手続きおよびその趣旨、新株予約権の発行に瑕疵があったときの責任および責任追及方法、その問題点、社債に関する会社法以外の法規制、社債管理者制度、その資格・義務、社債権者集会の概要・趣旨〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-3-3,3-3-4〕</p> <p>第6回 会社の基礎的変更(1)---総則、合併・会社分割・株式交換・株式移転 主な内容:組織再編総則、買収、買収防衛策、キャッシュアウト、合併・会社分割・株式交換・株式移転の種類、意義および手続〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-3-3,3-3-4〕</p>

授業計画	<p>第1編3-7-1から3-7-4〕</p> <p>第7回 会社の基礎的変更(2)---合併・会社分割・株式交換・株式移転、定款変更・事業譲渡等</p> <p>主な内容: 合併、会社分割・株式交換・株式移転の反対株主の保護、債権者の保護等、定款変更の手続、事業譲渡等の意義およびそれにかかる規制〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-6-2, 3-7-2から3-7-5〕</p> <p>第8回 持分会社・組織変更、解散・清算、会社法総則・登記、商法総則・商行為(1)</p> <p>主な内容: 会社の組織変更、解散および清算、持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)の設立、社員の責任・変動、会社の運営、計算、定款変更、会社の商号・使用人、代理商、事業譲渡、会社の登記、商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編第2章, 3-7-6, 3-8, 第4章, 第2,3編〕</p> <p>第9回 商法総則・商行為(2)、手形法・小切手法(1)</p> <p>主な内容: 商法総則・商行為法の概要、基本的概念、重要論点等、手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第2,3編, 第4編〕</p> <p>第10回 手形法・小切手法(2)</p> <p>主な内容: 手形法・小切手法の概要、基本的概念、重要論点等〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第4編〕、授業の補足・総括</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験100%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>【予習】テキスト・百選の指定箇所をよく読んでおくこと。</p> <p>【復習】授業の内容、レジユメを参考に、予習として読んでおいた当該箇所をもう一度読み直して、自分の理解を確実なものにすること。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 田中 亘, 『会社法[第3版]』(東京大学出版会・2021年)</li> <li>2. 神作裕之ほか編, 『会社法判例百選[第4版]』(有斐閣・2021年)</li> <li>3. 近藤 光男, 『商法総則・商行為法[第8版]』(有斐閣・2019年)</li> <li>4. 神作裕之ほか編, 『商法判例百選』(有斐閣・2019年)</li> </ol>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイド参照
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	株式会社, 設立, 株式の譲渡, 自己株式取得規制, 募集株式の発行, 集募集新株予約権の発行, 組織再編, 合併・会社分割・株式交換・株式移転, 定款変更, 持分会社, 総則

授業科目名	民事訴訟法I
科目番号	0AFL029
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋ABC 随時
担当教員	田村 陽子
授業概要	<p>民事紛争の公権的解決手段を定める民事訴訟法の判決手続全般について講義する。民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら講義の中で解説する。</p> <p>第1に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第2に、2年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民事法演習の受講に必要な技術的知識を獲得することが目標である。</p> <p>この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの民事訴訟法部分については一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途冊子を配布し、そこで具体的項目の対応関係も示すので、授業の予習・復習教材として扱う。</p>
備考	01NA024と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら解説する。第1に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、第2に、2年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民事法演習の受講に必要な技術的知識を獲得すること、が目標である。この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの民事訴訟法部分については一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途冊子を配布し、そこで具体的項目の対応関係も示すので、授業の予習・復習教材として扱う。</p>
授業計画	<p>訴えの提起から判決までが主な内容である。上訴・再審、保全手続や強制執行などは簡単に触れる。具体的な設例もなるべく使いながら、質疑応答形式を取り入れた講義を行う。</p> <p>第1回 民事紛争と民事訴訟 世の中のトラブルや争いがすべて訴訟になるわけではない。「民事」の「訴訟」には、それなりの意味がある。刑事訴訟と民事訴訟の区別、民事訴訟法の目的、裁判制度の構造などに触れる。また参考書等の説明も併せて行う。</p> <p>第2回 非訟 訴訟と非訟の区別。非訟における手続保障に触れる。</p> <p>第3回 管轄 どこの裁判所に訴えを提起すればよいのか(管轄)について学習する。</p> <p>第4回 訴訟当事者と確定 誰でも訴訟当事者になれるものではない。また誰が訴訟当事者なのかよく分からないということもある。講学上、当事者概念と当事者の確定と呼ばれる問題を扱う。</p> <p>第5回 当事者能力・訴訟能力 訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき団体の扱いにも触れる。</p> <p>第6回 当事者能力・訴訟能力</p>

<p>授業計画</p>	<p>訴訟当事者に要求される「能力」として当事者能力と訴訟能力について解説する。権利能力なき団体の扱いにも触れる。</p> <p>第7回 訴訟要件と訴えの利益  訴訟要件と考えられるものを概観し、訴えの利益を検討する。あわせて却下と棄却の区別も説明する。</p> <p>第8回 三種の訴え  訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟3類型に照らして検討する。ここでは、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認、形式的形成訴訟などについて検討する。</p> <p>第9回 訴訟上の請求・訴訟物理論  民事訴訟の基本構造をなす「訴え」「請求」という言葉について学習する。訴訟物論の対立について学ぶ。訴訟物とはなにか。訴訟物理論の対立とその背景にある訴訟観を明らかにし、その差異を学ぶ。また、訴えの併合や重複訴訟の禁止についても学ぶ。</p> <p>第10回 訴状提出の効果・処分権主義(1)  訴状とはなにか、訴状提出の効果概説し、その上で処分権主義とは何かを学習する。申立主義の中身と一部請求の問題を扱う。</p> <p>第11回 処分権主義(2)  この回は、処分権主義のうち一部認容判決、債務不存在確認の問題などを解説する。当事者による訴訟の終了は後半に予定。</p> <p>第12回 口頭弁論とその準備  口頭弁論とは何か、争点整理手続とはなにか、それぞれの手続の特徴について学ぶ。</p> <p>第13回 本案審理の原則  本案審理である口頭弁論の原則には、口頭主義、弁論主義、公開主義、直接主義、双方審尋主義などがあることを学ぶ。</p> <p>第14回 弁論主義  弁論主義の意味・内容、主張責任、主要事実と間接事実の区別を解説する。</p> <p>第15回 自白と釈明権  弁論主義の中身として位置づけられている自白、および裁判所の釈明権について学ぶ。</p> <p>第16回 訴訟手続の停止と欠席当事者の扱い  訴訟手続が停止する場合について学ぶ。また、欠席当事者の取り扱いについても学ぶ。</p> <p>第17回 事実認定と証明責任  事実認定の意味、証拠や証明に関する概念、自由心証主義、推定、証明責任の考え方を学ぶ。</p> <p>第18回 証拠方法と文書提出命令  証拠方法の種類、違法収集証拠についての考え方について解説する。書証の扱い(二段の推定の意味)、文書提出命令の制度について学ぶ。</p> <p>第19回 判決の効力 客観的範囲(1)  判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第20回 判決の効力 客観的範囲(2)  第20回に引き続き、判決とは何か、判決の効力を概観し、既判力論の中の客観的範囲の問題を解説する。相殺の抗弁に関する例外も取り扱う。</p> <p>第21回 判決の効力 時的限界  判決の効力を判断する前提として基準時の問題を取りあげる。形成権の行使と既判力の効果の問題がよく言及されているが、既判力の作用につき解説する。</p> <p>第22回 判決の効力 主観的範囲(1)</p>
-------------	--

授業計画	<p>判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。</p> <p>第23回 判決の効力 主観的範囲(2) 第22回に引き続き、判決の効力としての主観的範囲の問題を扱う。反射効理論についても触れる。</p> <p>第24回 当事者の訴訟行為 訴訟行為と私法行為の関係について学ぶ。</p> <p>第25回 判決によらない訴訟の終了 当事者による訴訟の終了である、訴えの取り下げ、認諾、訴訟上の和解を解説する。</p> <p>第26回 上訴・再審 判決につき当事者に不服がある場合の対応としての上訴(控訴・上告、抗告)を扱う。また、判決確定後の例外的な不服申立手段としての再審を扱う。</p> <p>第27回 多数当事者訴訟1 多数当事者訴訟の取り扱いの基本原則を確認し、固有必要的共同訴訟の問題を解説する。</p> <p>第28回 多数当事者訴訟2 当事者が死亡したり合併したりした場合(当然承継)、争いの対象の譲渡(係争物の譲渡)など、社会的な当事者が変動した場合の訴訟上の取り扱いを解説する。中断、引受承継、参加承継など。</p> <p>第29回 共同訴訟参加・独立当事者参加 既存の訴訟に、関係する第三者が原告・被告どちらにも与しない立場で当事者として参加する制度である。日本独特の制度であるが、沿革に不明な点が多いので、意義・特徴を確認する。</p> <p>第30回 訴訟参加 第三者が既存訴訟に参加する場合を概観し、その中でこの回は補助参加についての議論を解説する。参加的効力と既判力の違い、訴訟告知の効果にも触れる。</p>
履修条件	民法科目をなるべくしっかり履修しておくことが望ましい。
成績評価方法	期末試験の点を60%、レポートを40%とし、総合評価を行う。レポートの回数は、授業の進捗状況を見て決める。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習段階では、授業レジュメや基本書を中心に、専門用語の意義・内容を確認して授業にのぞむようにすること。復習については、同様の資料を基に、授業で学んだことを
教材・参考文献・配付資料等	<p>1 教科書は、以下の2冊。</p> <p>1和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2012年)(判例中心で分かりやすいので、基本書とする)</p> <p>2長谷部由起子ほか『基礎演習 民事訴訟法[第3版]』(弘文堂、2018年)(解説が良いので、やはり必携。レポートの課題はここからも出題予定。)</p> <p>2 以下のいずれかの判例集を持つこと。(判例の知識はどのみち必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ)</li> <li>・『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、2014年)(事案と結論だけ把握するには良い)</li> <li>・別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選[第5版]』(有斐閣、2015年)</li> </ul> <p>* 講義には、配布レジュメ、補助資料および六法を必ず持参すること。</p> <p>1. 『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2012年)(判例中心で分かりやすいので、基本書とする)</p> <p>2. 『基礎演習 民事訴訟法[第3版]』(弘文堂、2018年)(解説が良いので、やはり必携。</p>

教材・参考文献・配付資料等	<p>レポートの課題はここからも出題予定。)</p> <p>3. 別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選[第5版]』(有斐閣、2015年)</p> <p>4. 『判例講義民事訴訟法』(弘文堂、2019年)(詳しくて分かりやすいのでおすすめ)</p> <p>5. 『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、2014年)(事案と結論だけ把握するには良い)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	水曜日17時~18時
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	なるべく民法科目は履修しておくことがのぞましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	<p>非訟と訴訟, 管轄, 当事者, 当事者適格, 当事者能力, 訴訟能力, 争点整理, 送達, 訴訟係属, 処分権主義, 弁論主義, 釈明権, 証明責任, 証拠, 判決効, 既判力, 訴訟上の和解, 請求の放棄・認諾, 複数訴訟, 上訴, 再審</p>

授業科目名	刑法I〔総論〕
科目番号	0AFL031
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春AB 随時
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	<p>本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。</p> <p>刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	01NA012と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法」のうち「第1編 総則」をカバーしている。「第2編 各則」については、「刑法II〔各論〕」で扱う。</p>
授業計画	<p>本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジユメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。</p> <p>第1回 刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法 第1編第1章第1節―第2節、第8章第1節」)</p> <p>第2回 犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこにおける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。(「同 第1編第1章第3節―第2章第3節」)</p> <p>第3回 因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。(「同 第1編第2章第4節」)</p> <p>第4回 不作為犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。(「同 第1編第2章第5節」)</p> <p>第5回 違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立について概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。(「同 第1編第3章第1節―第2節」)</p> <p>第6回 法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。(「同 第1編第3章第3節」)</p> <p>第7回 正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上</p>

授業計画	<p>で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。(「同 第1編第3章第4節前半」)</p> <p>第8回 引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第1編第3章第4節後半」)</p> <p>第9回 緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。(「同 第1編第3章第5節」)</p> <p>第10回 責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討し、理解を促す。(「同 第1編第4章第1節－第2節」)</p> <p>第11回 故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説明し、理解を促す。(「同 第1編第2章第6節」)</p> <p>第12回 違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討し、理解を促す。(「同 第1編第4章第3節」)</p> <p>第13回 過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。(「同 第1編第2章第7節」)</p> <p>第14回 未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解を促す。(「同 第1編第5章第1節－第3節」)</p> <p>第15回 中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠について概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明し、理解を促す。(「同 第1編第5章第4節」)</p> <p>第16回 共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。(「同 第1編第6章第1節－第2節」)</p> <p>第17回 共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させつつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。(「同 第1編第6章第3節」)</p> <p>第18回 共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与した場合(承継的共犯)及び途中から離脱した場合(共犯からの離脱)の法的処理、並びに非身分者が身分犯に関与した場合(共犯と身分)の法的処理について説明し、理解を促す。(「同 第1編第6章第4節前半」)</p> <p>第19回 その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合(共犯と錯誤)、不作為により作為犯に関与した場合(不作為と共犯)及び故意なく犯罪に関与した場合(過失の共犯)の法的処理について検討し、理解を促す。(「同 第1編第6章第4節後半」)</p> <p>第20回 罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説明し、理解を促す。(「同 第1編第7章」)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	講義内容についてのレポート・質疑応答等の平常点20%、期末試験80%。
学修時間の割り当て	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。

<p>び授業外における学修方法</p>	
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>講義の際には、事前にレジユメを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松原芳博『刑法総論 [第3版]』(日本評論社、2022年)</li> <li>2. 高橋則夫『刑法総論 第4版』(成文堂、2018年)</li> <li>3. 西田典之(橋爪隆補訂)『刑法総論 第三版』(弘文堂、2019年)</li> <li>4. 井田良『講義刑法学・総論 [第2版]』(有斐閣、2018年)</li> <li>5. 松宮孝明『刑法総論講義 [第5版補訂版]』(成文堂、2018年)</li> <li>6. 山口厚『刑法総論 [第3版]』(有斐閣、2016年)</li> <li>7. 今井猛義ほか『刑法総論 第2版』(有斐閣、2013年)</li> </ol> <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法総論 第7版』(有斐閣、2018年)</li> <li>2. 判例評釈集として、 成瀬幸典=安田拓人編『判例プラクティス刑法I総論 [第2版]』(信山社、2020年) 佐伯仁志=橋爪隆編『刑法判例百選I総論 [第8版]』(有斐閣、2020年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法総論】』(日本評論社、2016年)</li> <li>3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010年)</li> </ol>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>「履修ガイド」記載のとおり。</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>刑法の基礎理論, 刑法総論</p>

授業科目名	刑法II〔各論〕
科目番号	0AFL033
単位数	2.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋AB 随時
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	<p>本講義では、刑法各論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。</p> <p>刑法各論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	<p>01NA013と同一。</p> <p>オンライン(オンデマンド型)</p>
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>刑法各論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。なお、本科目では、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法」のうち「第2編 各則」をカバーしている。「第1編 総則」については、「刑法I〔総論〕」で扱う。</p>
授業計画	<p>本講義では、刑法各論について概観する。具体的には、レジュメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。</p> <p>第1回 刑法各論の解釈手法について説明した上で、生命に対する罪について検討する。「人」の概念を概観した後、他殺・自殺それぞれの場合の刑法上の規律と両者の区別について説明し、理解を促す。(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):刑法 第2編 第1部第1章第1節」)</p> <p>第2回 引き続き生命に対する罪について検討する。「墮胎」の意義及び胎児性致死傷の法的処理について説明し、併せて遺棄罪の構造についての学説対立について整理し、理解を促す。(「同 第2編第1部第1章第6節―第7節」)</p> <p>第3回 身体に対する罪について検討する。「暴行」概念、「傷害」概念及び両者の関係について概観した後、現場助勢罪や同時傷害の特例等の特殊な規定についても説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第1章第2節―第5節」)</p> <p>第4回 自由に対する罪について検討する。意思活動の自由及び場所的移動の自由に対する罪の諸類型について概観した後、特に逮捕・監禁罪における重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第2章第1節―第3節」)</p> <p>第5回 引き続き自由に対する罪について検討する。性的自己決定の自由及び住居等に立入を認める自由に対する罪の諸類型について概観し、理解を促す。(「同 第2編第1部第2章第4節―第3章」)</p> <p>第6回 名誉に対する罪について検討する。「名誉」概念について概観した後、公共の利害に関する特例の意義とその解釈に関する学説対立について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第4章第1節―第2節」)</p> <p>第7回 信用・業務に対する罪について検討する。業務概念について概観した後、公務の「業務」性に関する学説対立と判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第2編第</p>

授業計画	<p>1部第5章」)</p> <p>第8回 財産犯に共通する問題について検討する。財産犯の分類について概観した後、「財物」・占有・不法領得の意思等の各要件について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第1節—第2節前半」)</p> <p>第9回 狭義の奪取罪について検討する。窃盗罪及び不動産侵奪罪について概観した後、強盗罪の成立要件について、特に強取の構造に重点を置いて説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第2節後半—第3節前半」)</p> <p>第10回 引き続き狭義の奪取罪について検討する。強盗利得罪における「利益」概念について検討した後、事後強盗罪や強盗致死傷罪の構造及びそれらの罪と強盗罪との関係について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第3節後半」)</p> <p>第11回 交付罪について検討する。詐欺罪における「欺」く行為・錯誤・交付といった一連の要件について説明した上で、特に詐欺利得罪における「利益」概念、「交付」行為及び財産上の損害概念について検討し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第3節後半—第4節前半」)</p> <p>第12回 引き続き、交付罪について検討する。電子計算機使用詐欺罪及び恐喝罪について概観した後、前回の検討を踏まえ、交付罪の諸問題について判例の展開を交えながら説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第4節後半—第5節」)</p> <p>第13回 横領の罪について検討する。「物」の「他人」性や「横領」の意義に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第6節」)</p> <p>第14回 背任の罪について検討する。背任罪の罪質に関する学説対立について概観し、個別の成立要件を検討した上で、横領罪との関係についても説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第7節」)</p> <p>第15回 盗品関与罪及び毀棄罪について検討する。盗品関与罪及び毀棄罪の保護法益に関する理解の対立とその効果及び各犯罪類型について説明し、理解を促す。(「同 第2編第1部第6章第8節—第9節」)</p> <p>第16回 放火の罪について検討する。放火罪の保護法益の多元性と、それに伴う各犯罪類型の区別について概観した後、「焼損」・「公共の危険」・現住性といった放火の罪に共通する要件について説明し、理解を促す。(「同 第2編第2部第1章第1節、第3節」)</p> <p>第17回 偽造の罪について検討する。偽造の罪全体について概観した後、文書偽造罪を素材に、「文書」・偽造といった成立要件の解釈に関する諸事例を紹介した上で、その法的処理に関する学説対立及び判例の展開について説明し、理解を促す。(「同 第2編第2部第2章第2節」)</p> <p>第18回 公務の執行を妨害する罪について検討する。特に狭義の公務執行妨害罪について、「職務」の意義や「職務」の適法性といった重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第2編第3部第2章第1節」)</p> <p>第19回 司法作用に対する罪について検討する。特に犯人蔵匿罪及び証拠隠滅罪について、各々の成立要件を確認した上で、「親族」による犯罪に関する特例に関する議論を共犯論との関係を踏まえながら説明し、理解を促す。(「同 第2編第3部第2章第2節」)</p> <p>第20回 汚職の罪について検討する。特に賄賂罪について、その保護法益についての議論を概観した上で、「賄賂」の意義や「職務」関連性といった重要論点について説明し、理解を促す。(「同 第2編第3部第2章第4節」)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	講義内容についてのレポート・質疑応答等の平常点20%、期末試験80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修	予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。

方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>講義の際には、事前にレジユメを配布する。</p> <p>下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。</p> <p>自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。</p> <p>なお、近時、刑法典の改正が頻繁に行われている。できうる限り新しい基本書類を参照することをお勧めする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松原芳博『刑法各論 [第2版]』(日本評論社、2021年)</li> <li>2. 高橋則夫『刑法各論 [第3版]』(成文堂、2018年)</li> <li>3. 西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論 第七版』(弘文堂、2018年)</li> <li>4. 井田良『講義刑法学・各論 [第2版]』(有斐閣、2020年)</li> <li>5. 松宮孝明『刑法各論講義 [第5版]』(成文堂、2018年)</li> <li>6. 山口厚『刑法各論 [第2版]』(有斐閣、2010年)</li> <li>7. 今井猛義ほか『刑法各論 [第2版]』(有斐閣、2013年)</li> </ol> <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 判例集として、 西田典之ほか『判例刑法各論 第7版』(有斐閣、2018年)</li> <li>2. 判例評釈集として、 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス刑法II各論』(信山社、2012年) 佐伯仁志=橋爪隆編『刑法判例百選II各論 [第8版]』(有斐閣、2020年) 高橋則夫=十河太郎編『新・判例ハンドブック【刑法各論】』(日本評論社、2016年)</li> <li>3. 判例をより深く学ぶために、 松原芳博編『刑法の判例 各論』(成文堂、2011年) 山口厚『基本判例に学ぶ刑法各論』(成文堂、2011年)</li> </ol>
オフィスアワー等(連絡先含む)	「履修ガイド」記載のとおり。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	刑法各論

授業科目名	刑事訴訟法I
科目番号	0AFL035
単位数	3.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋ABC 水7,8
担当教員	堀田 周吾
授業概要	<p>本講義では、刑事訴訟法(学)における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を修得する。</p> <p>刑事訴訟法(学)における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を修得してもらう。</p> <p>本講義の到達目標は、「コア・カリキュラム(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案))：刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	刑事手続の全体像の把握および刑事訴訟法の解釈上の論点に関する基本的な理解
授業計画	<p>講義日程の前半は、条文を参照しながら、刑事手続を概観する。後半は、解釈上の論点について、判例・学説を踏まえた検討を行う。</p> <p>第1週 刑事訴訟法の意義と基本原理、手続の流れ、手続の担い手  第2週 捜査手続法総説、捜査の端緒、被疑者の逮捕・勾留  第3週 供述証拠の収集、物的証拠の収集、その他の捜査手段  第4週 被疑者の防御活動、捜査の終結、公訴の提起  第5週 訴因制度、公判前整理手続、公判手続の諸原則  第6週 証拠法総説、違法収集証拠排除法則  第7週 自白法則・補強法則、伝聞法則  第8週 裁判、上訴、救済手続  第9週 捜査手続法の論点(1)  第10週 捜査手続法の論点(2)  第11週 捜査手続法の論点(3)  第12週 公訴提起の論点  第13週 証拠法の論点(1)  第14週 証拠法の論点(2)  第15週 証拠法の論点(3)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	期末試験100%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、講義時に都度示す。
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジュメを都度配付する。</li> <li>・教科書として、下記のものを入手すること。講義時に参照する場合がある。</li> </ul>

教材・参考文献・配付資料等	<p>吉開多一ほか『基本刑事訴訟法 手続理解編』（日本評論社、2020年）</p> <p>吉開多一ほか『基本刑事訴訟法 論点理解編』（日本評論社、2021年）</p> <p>・判例集はさしあたり不要とするが、早晚手元に置くことが必要になるので、早めに入手することを勧める。以下のものなどがある。</p> <p>前田雅英＝星周一郎『刑事訴訟法判例ノート〔第3版〕』（弘文堂、2021年）</p> <p>井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣・2017年）</p> <p>・ある程度学修が進んだところで、演習書等を手に取ってみるのがよい。詳細は、授業時に説明する。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	捜査、公訴、公判、証拠

授業科目名	基礎ゼミⅠ
科目番号	0AFL051
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春B 土6,7
担当教員	中野 竹司
授業概要	<p>初学者を念頭に、民法について、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。</p> <p>比較的短い事例問題を題材に用いる。特に、法的議論の進め方の特徴を概括的にも理解すること、基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。</p> <p>以上により、法学学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。</p>
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にも理解すること。基本書や判例を読む際の使用方法を理解すること。同時に、民法の基本的な仕組み、発想に慣れること。
授業計画	<p>比較的短い事例問題を用いる。「物権変動」及び「意思表示の瑕疵(強迫・表見代理、詐欺取消)」について、各5回の授業のうち、それぞれ第1回は当該問題のために必要な論点・基礎知識について解説する。それを踏まえて、残りの各4回は節理例について法律上の検討を行うための実践的な解説を行う。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を、事実認定 法解釈 法適用、条文 趣旨 要件定立 あてはめ、というかたちで、受講者と一緒に行う。</p> <p>答案作成も実際に行ってもらいが、不十分で構わない。</p> <p>第1回 論点・基礎知識の解説  第2回 法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成  第3回 答案の作成、答案についての解説・分析、答案作成のために必要な論点の分析  第4回 答案の作成  第5回 答案についての解説・分析  第6回 論点・基礎知識の解説  第7回 法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成  第8回 答案の作成、答案についての解説・分析、答案作成のために必要な論点の分析  第9回 答案の作成  第10回 答案についての解説・分析  第1~5回 物権変動  第6~10回 意思表示の瑕疵</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	日ごろの授業への参加度70%、答案作成30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>参考書</p> <p>佐久間毅『民法の基礎Ⅰ 総則』（有斐閣・2008年）</p> <p>佐久間毅『民法の基礎Ⅱ 物権』（有斐閣・2006年）</p>

教材・参考文献・配付資料等	『民法判例百選I(第8版)』(有斐閣、2018年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	事例問題の答案作成, 民法, 物権変動, 意思表示の瑕疵

授業科目名	基礎ゼミII
科目番号	0AFL053
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春C 土4,5
担当教員	木曾 真吾, 福田 純一
授業概要	<p>初学者を念頭に、憲法、刑法について、法的な考え方、法的な表現を把握してもらうことを目指す。</p> <p>各科目における重要な解釈論を含む事例問題を題材に用いる。基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、以降の学習に臨む体制を整える。</p>
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>憲法、刑法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること。基本書や判例を読む際の使用法を理解すること。同時に、憲法、刑法の基本的な仕組み、発想になれること。</p> <p>さらに、憲法と刑法との比較。どのような共通する考え方があり、どのような違いがあるかについて概括的に理解すること。</p>
授業計画	<p>各科目における重要な解釈論を含む事例問題をを用いる。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を受講者と一緒に行う。</p> <p>憲法</p> <p>第1回前半 新しい人権に関する諸問題概説（含、憲法の構造、起案方法）</p> <p>第2回前半 表現の自由・経済的自由に関する諸問題解説（含、違憲審査基準）</p> <p>第3回前半 平等権、政教分離、学問の自由、その他に関する諸問題概説</p> <p>第4回前半 小テスト</p> <p>第5回前半 財産権、刑事手続、統治全般に関する諸問題概説</p> <p>刑法</p> <p>第1回後半 単独正犯に関する諸問題概説</p> <p>第2回後半 共同正犯に関する諸問題概説</p> <p>第3回後半 共同正犯に関する諸問題概説</p> <p>第4回後半 小テスト</p> <p>第5回後半 刑法各論に関する諸問題概説</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	小テスト憲法刑法各50%、合計100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>講師は授業を行うに際して、下記の書籍を含む複数の書籍を参考とする予定であるが、学生は、既に使用している教材があれば、これを使用して構わない。</p> <p>憲法</p> <p>1. 安西文雄、巻美矢紀、穴戸常寿「憲法学読本」[第3版]</p>

教材・参考文献・配付資料等	<p>2. 芦部信喜、高橋和之「憲法」[第七版]</p> <p>3. 長谷部恭男、石川健治他「憲法判例百選」[第七版]</p> <p>4. 長谷部恭男、石川健治他「憲法判例百選」[第七版]</p> <p>刑法</p> <p>1. 井田良「講義刑法学・総論」[第2版]</p> <p>2. 大谷實「刑法講義総論」[新版第5版]</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	違憲審査基準・三段階審査 構成要件・違法・有責

授業科目名	憲法III〔憲法訴訟〕
科目番号	0AFL101
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春BC 土2,3
担当教員	大石 和彦
授業概要	法学未修者については1年次に、また法学既修者については当法科大学院入学前に、憲法(特に人権部分)に関する概論的知識の「インプット」段階の学修を一応一巡していることを前提として、具体的事案(判例または架空事案)を素材としながら、憲法訴訟論上の諸論点について理解する。
備考	01NA064と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	戦後日本の主要判例や、場合によっては架空の事例を通じ、憲法訴訟論上の諸論点につき理解を深める。「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」が掲げる項目で言えば、「2-3 司法」のうち第1～2週は2-3-1に、第3～10週は2-3-2に対応する部分を学修する。
授業計画	<p>第1週 イントロダクション/司法権の概念とその限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判例の流れ：特に部分社会論をめぐる最近の判例動向</li> </ul> <p>第2週 司法権の概念とその限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回内容に対する補遺と事例問題</li> </ul> <p>第3週 付随的審査制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に「憲法上の争点の主張適格」をめぐる判例・学説</li> </ul> <p>第4週 憲法判断の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令審査と処分審査：法令そのものを違憲審査対象とすべきケースと、法令の合憲性を前提に、それを根拠になされた個別具体的適用行為(憲法81条にいう「処分」)を違憲審査対象とすべきケースとの間の見分け方</li> </ul> <p>第5週 憲法判断の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法81条に書かれていない対象(条約・立法不作為)：特に後者につき在宅投票制度廃止訴訟、在外国民選挙権訴訟、女子再婚禁止期間規定部分違憲判決のそれぞれ上告審判決の構造を理解し、その応用法につき検討</li> </ul> <p>第6週 権利制約法令の過剰包摂(射程の広過ぎ)の問題への対処法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部違憲・一適用違憲判断</li> <li>・漠然不明確性または過度の広汎性による文面無効判断</li> <li>・合憲限定解釈</li> <li>・都教組事件、札幌税関検査事件、泉佐野市民会館事件、堀越判決などの判例</li> </ul> <p>第7週 権利制約法令の過剰包摂(射程の広過ぎ)の問題への対処法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回内容に対する補遺と事例問題</li> </ul> <p>第8週 授益法令の過小包摂(射程の狭過ぎ)の問題への対処法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表判例として「国籍法違憲判決」を取り上げ、同判決の内在的論理構造を理解し、さらに応用法を検討</li> </ul> <p>第9週 補遺</p> <p>第10週 補遺</p>
履修条件	法学未修者にあつては2年次に進級済か、または法学既修者として未修1年次配当科目の

履修条件	履修を免除されていること。
成績評価方法	<p>期末試験100%。</p> <p>もちろん、履修者の理解度や、各自の社会経験を通じて見た場合の意見を確認する意味で、授業中履修者に発言を求めることがあるものの、成績評価対象とはしない。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>各回の授業に先立ち授業用レジュメをmanabaの本科目コースページにアップする。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p><b>教科書</b></p> <p>上述のとおり、担当教員が用意する教材を用いて授業進行が行われるため、特に指定しない。</p> <p><b>参考文献</b></p> <p>このうちいずれかを読まないで本科目の履修上致命的支障を来す、というわけでは決していないが、本科目を履修する段階の法科大学院生に広く読まれており、また本科目の内容に関連する部分を多く含む有益な学習用テキストの例を以下にあげておく(公刊年順)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 曾我部真裕(他)「憲法論点教室(第2版)」(日本評論社 2020)</li> <li>2. 木下智史(他)「事例研究 憲法(第2版)」(日本評論社 2013)</li> <li>3. 宍戸常寿「憲法 解釈論の応用と展開(第2版)」(日本評論社 2014)</li> <li>4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)</li> <li>5. 木村草太「憲法の急所 権利論を組み立てる(第2版)」(羽鳥書店 2017)</li> </ol> <p>なお本科目においては芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第七版)』(岩波書店 2019)が十分にキャッチアップしていない最近の学説・最新判例の動向も視野に入れつつ講述するが、それらにつき詳細な記述のある最近の概説書としては、渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 総論・統治』(日本評論社 2020)を紹介しておく。</p> <p><b>配布資料</b></p> <p>上述のとおり、担当教員が用意する教材をmanabaの本科目コースページに掲載する。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	憲法/司法権/違憲審査制/憲法訴訟(論)/判例

授業科目名	行政法III
科目番号	0AFL103
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋AB 土2,3
担当教員	日野 辰哉
授業概要	この授業は演習形式により、あらかじめ提示されたケース問題に含まれる行政法総論および行政救済法上の論点を析出し、柔軟性のある法的解決に向けた議論をおこない、もって、行政法に関する受講生の理解がより深まることを目指す。 事例問題を解きながら、関連する知識の確認を行いつつ、紛争解決のあり方を多面的に議論する。
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	行政法IおよびIIで学んだ知識を踏まえて、個別行政法の理解を深め、事案に即した紛争解決のあり方を理解する。
授業計画	第1週 「開発許可をめぐる紛争」【Text第1部<問題6>】 第2週 義務付け訴訟（申請型・非申請型）と仮の救済【講義】 第3週 「砂利採取計画の認可をめぐる紛争」【Text第1部<問題5>】 第4週 差止め訴訟と当事者訴訟【講義】 第5週 「道路の位置指定の廃止をめぐる紛争」【Text第2部<問題4>】 第6週 課題 の検討（提出期限：10/21 24時） 第7週 「不当表示をめぐる紛争」【Text第2部<問題8>】 第8週 「保安林指定解除をめぐる紛争」【Text第2部<問題15>】 第9週 課題 の検討（提出期限：11/11 24時） 第10週 本試2008年（H20） ・事実行為（勧告・公表）の処分性、訴訟類型の選択、仮の救済 ・行政調査の違法性とその法効果 ・勧告の違法性 講義はハイフレックス型のオンライン授業を予定している。
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	・成績評価は平常点(15%)、「課題」に関する提出物(10%)、および、期末試験の成績(75%)をもとに行われる。 ・評価項目はおもに(1)論点の適確な把握、(2)法令の解釈適用の適切さ、(3)論理性、(4)行政法の専門知識・判例の正確な理解、である。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	・「紛争事案」に関する起案の提出をあらかじめ割り当てられた受講生（以下、報告担当者）は各自、事前に起案を作成し、指定期日までに主宰者にmanabaを介して提出する。 ・報告担当者は、演習当日、報告を行い、受講生などからの質疑に応答する。
教材・参考文献・配付資料等	演習当日には、事前に作成した起案のほか、『事例研究 行政法 第4版』（今年度から第4版を使用します。）および『ケースブック行政法 第6版』（最新版は第7版ですが、旧版で結構です。）を携行すること。 1. 『事例研究 行政法 第4版』（2021） 2. 『ケースブック行政法 第6版』（2018）
オフィスアワー等（連	履修ガイドの記載による。

絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	第1週目から報告担当者は,あらかじめ作成した起案を本演習主宰者に指定期日までに提出のうえ,演習日当日に,作成した起案を報告し,起案をもとに議論を行います.
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし.
キーワード	紛争, 紛争解決, 訴訟, 個別行政法の解釈

授業科目名	民法VII
科目番号	0AFL105
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 水7,8; 夏季休業中 火7,8
担当教員	直井 義典, 志賀 剛一
授業概要	民法(財産法)の主要な論点について、具体的な事例及びこれに関する設問を提示し、授業では 設問及びこれに関連した質問に対する答えを求める。
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>研究者教員と実務家教員がそれぞれ5週ずつ担当する演習である。</p> <p>(直井担当)の授業では、主として民法総則ならびに債権総論の分野を対象としたごく簡単な事例を足掛かりとして、双方向的授業を実施する。参加者は関連判例の内容を含んだ予習課題に対する答えについての簡単なメモを作成の上で、授業に出席し討論に参加することが求められる。</p> <p>(志賀担当)の授業では、主として担保法および債権各論の分野を対象に、具体的事例に基づいて、その内容を詳しく検討していく。各回のテーマについては、受講生に対して質疑応答を行い、問題点の理解を深め、事例の解釈基準を考える。</p> <p>授業内容と方法の詳細については、各教員担当の初回に具体的に説明することにした い。</p> <p>注)本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。</p>
授業計画	<p>本演習は、当然のことながら、平成29年法第44号(債権法改正)後の条文に基づいて行う(本授業の主たる対象ではないが、相続法についても平成30年改正法による)。入学試験も改正後の条文によって実施しているので問題はないはずであるが、既修者で改正法の学習が不十分な者は、潮見佳男『民法(全)』(有斐閣・平成29年)の該当部分、大村敦志=道垣内弘人『解説民法(債権法)改正のポイント』(有斐閣・平成29年)、中田裕康=大村敦志『講義債権法改正』(商事法務・平成29年)、潮見佳男ほか『詳解改正民法』(商事法務・平成30年)などで学習の上で授業に参加することが望ましい。</p> <p>第1週 「16 心裡留保、虚偽表示と第三者」、「17 94条2項類推適用」、「18 錯誤」、「19 詐欺・強迫」担当:直井義典</p> <p>第2週 「23 代理権の濫用、自己契約および双方代理等」、「25 表見代理(1)」、「26 表見代理(2)」、「27 無権代理と相続」担当:直井義典</p> <p>第3週 「84 債権者代位権」、「85 登記請求権と債権者代位権」、「86 不動産譲渡行為と詐害行為取消権」、「87 債務消滅行為と詐害行為取消権」担当:直井義典</p> <p>第4週 「77 履行遅滞による損害賠償」、「79 履行不能による損害賠償」、「81 履行補助者」、「95 債権譲渡の対抗要件」、「96 債権譲渡と債務者の地位」担当:直井義典</p> <p>第5週 「93 根保証」、「94 保証債務の履行と求償」、「101 受領遅滞」、「102 表見的受領権者に対する弁済」、「106 差押えと相殺」担当:直井義典</p> <p>第6週 「66 非典型担保」、「67 非典型担保の執行と清算」、「68 不動産譲渡担保」、</p>

授業計画	<p>「70 集合動産譲渡担保」担当:志賀剛一</p> <p>第7週 「59 抵当権の侵害」、「60 抵当権に基づく物上代位」、「63 法定地上権(1)」、「64 法定地上権(2)」担当:志賀剛一</p> <p>第8週 「110 契約交渉過程における説明義務」、「112 同時履行の抗弁」、「115 契約の解除の要件」、「119 定型約款」担当:志賀剛一</p> <p>第9週 「122 売買契約の目的物の契約不適合」、「126 賃借人の債務不履行と解除」、「127賃貸借の終了」、「131 役務提供型契約」担当:志賀剛一</p> <p>第10週 「137 寄附」、「140 預金契約」、「155 プライバシー侵害」、「157 監督義務者責任(1)-未成年者」担当:志賀剛一</p>
履修条件	
成績評価方法	期末試験の成績100%で評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する
教材・参考文献・配付資料等	1. 沖野眞己 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問 第2版』(弘文堂・令和2年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	(直井)履修ガイド記載の通り (志賀)授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法I~Vの内容を理解していることが前提である(単位取得済みであることは要求しない)。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	財産法

授業科目名	商法III
科目番号	0AFL107
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 月7,8
担当教員	萬澤 陽子, 内藤 順也
授業概要	<p>本演習では、会社法(場合によっては、及び手形法・小切手法)の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。</p> <p>事前に各授業日に行う内容に係る演習問題を指定する。受講者がこれら並びに関連する(受講者自らが検索し、発見した)文献及び判例等を予習し、ソクラテスメソッド形式の質疑応答を行う。</p>
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	会社法(場合によっては、及び手形法・小切手法)の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
授業計画	<p>秋A(第1回から第5回)は萬澤が、秋B(第6回から第10回)は内藤が担当する。授業では、担当教員が事前に指定する問題を検討していることを前提に、ソクラテスメソッドによる質疑応答を行う。</p> <p>第1回 違法な募集株式の発行に関する演習問題についての質疑応答〔共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)第1編3-3-2〕</p> <p>第2回 株式の譲渡に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-2-4, 3-2-5〕</p> <p>第3回 設立に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-6-1〕</p> <p>第4回 取締役の報酬に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-5-4〕</p> <p>第5回 会社法総則に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編第2章〕</p> <p>第6回 株主総会・取締役会の決議の瑕疵等に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-2-4, 3-4-4-5〕</p> <p>第7回 代表行為と取引の安全、競業取引・利益相反行為に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-4-7, 3-4-5-2, 3-4-5-3〕</p> <p>第8回 取締役の責任に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-5-5〕</p> <p>第9回 監査役、会計監査人、計算に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-7, 3-4-8, 3-5〕</p> <p>第10回 株主総会の運営に関する演習問題についての質疑応答〔同第1編3-4-2-2, 3-4-2-3〕</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験(70%)のみならず、授業への参加態度、質疑応答の内容などの平常点(30%)を総合的に評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教材：前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第4版]』(有斐閣・2021年)</p> <p>参考文献：江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』(有斐閣・2021年)、会社法判例百選をはじめとする判例百選など。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	萬澤：履修ガイドを参照 内藤：授業時に提示する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	

授業科目名	民事訴訟法II
科目番号	0AFL109
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 水7,8
担当教員	田村 陽子
授業概要	<p>民事訴訟法の主要な概念や原則の解釈について、具体的事例を通じて判例、学説などを分析し、理解することをねらいとする。</p> <p>授業は演習形式とし、民事訴訟法の主要な概念や問題点について、受講生が事前に配布された資料を基に予習し、双方向の授業での討論に積極的に参加すること等によって、具体的事例を分析して法律実務家として必要な法的思考力や実務処理能力を養いつつ、その概念や問題点についての理解を深め、体得できるようになることを到達目標とする。</p>
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟法の主要な理論について、判例や文献を資料として示したうえで、具体的な事例及び設問を提示し、これについて教員と受講生、あるいは受講生間で討論を行う。授業時間における双方向の質疑の問答を通じての即答性も涵養する。
授業計画	<p>民事訴訟法の主要な理論について、判例や文献を資料として示したうえで、具体的な事例及び設問を提示し、これについて教員と受講生、あるいは受講生間で討論を行う。10週で20回(20コマ)となり、毎週2回分ずつ進むので、予習・復習も毎週2回分ずつ行うこと。第1週目から第3週目（第2回、4回、6回の時間で）は、民訴1の確認テストの問題から小テストを各回35分で行う（オンライン参加は、手元を写せるようにして画像をつけたまま受験すること）。仕事などで欠席する（しそうな）場合は、事前に申し出て事前に受けることをおすすめする。期日後に受ける場合は、満点を0.9倍で計算する。第4回目以降は、簡単な事例問題について、解答を数名に用意してもらい、それを検討することにする。分担は、1回目のところで決めたい。</p> <p>第1回 民事訴訟法Iの復習1（民訴Iレジュメ）+確認テスト1・2前半  第2回 民事訴訟法Iの復習1（民訴Iレジュメ）+確認テスト2後半・3  第3回 民事訴訟法Iの復習1（民訴Iレジュメ）+確認テスト4・5  第4回 [弁論主義・自白]:自白の成立要件・撤回要件、権利自白の位置づけ、間接事実や補助事実の自白の取扱い、弁論主義の準則はどのようなものかを検討する。[裁判所の訴訟指揮権]: 釈明権、釈明義務と弁論主義との関係、民事訴訟における訴訟指揮の在り方を検討し、釈明義務違反と上告又は上告受理の関係についても考えることにする。  第5回 [証拠調べにおける秘密]公務文書や営業秘密に関わる文書は、文書提出命令の対象の除外にあたるか等、証拠方法のうち最も重要な書証の提出義務の範囲を検討する。  第6回 [処分権主義]:債務不存在確認訴訟の訴訟物、審理、及び既判力がどのようなものか、引換給付判決がどのようなものか等を検討し、処分権主義の本質について考える。  [定期金賠償と鑑定]:定期金賠償と一時金賠償方式のメリット・デメリット,定期金賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えの必要性,私鑑定を含めた鑑定の在り方を学習する。  第7回 [既判力の時的限界]:既判力の失権効を踏まえた口頭弁論終結後の建物買取請求権などの形成権行使の可否やその形成権の行使と請求異議の訴えとの関係を検討する。  [一部請求]:一部請求訴訟提起の動機は何か、その訴訟の類型にはどのようなものがある</p>

授業計画	<p>か、既習の処分権主義や弁論主義との関係、一部請求と過失相殺の問題、前訴判決確定後の残額請求訴訟にはどのような問題があるか等を検討する。</p> <p>第8回 [重複訴訟の禁止と相殺の抗弁]: 重複訴訟禁止の制度趣旨は何か、重複訴訟禁止の趣旨と相殺の抗弁の防御機能・権利実現機能をどのように調整することができるかなどを検討する。</p> <p>第9回 [判決の客観的範囲と上訴の利益]: 前訴判決の既判力は後訴事件にどの範囲でどのように作用するか、前訴判決の理由中の判断は後訴においてどのような拘束力をもつか、上訴の利益はどのような場合に認められるか、附帯控訴の制度趣旨はどのようなものかを検討する。</p> <p>第10回 [複数請求訴訟と控訴]: 訴えの変更(追加的変更, 交換的変更), 請求の基礎の同一性, 主位的請求と予備的請求の関係, 控訴審における訴えの変更, 反訴など複数請求訴訟に関する問題を検討し, 控訴審における審理方法についても及ぶ。</p> <p>第11回 [判決効の主観的範囲]: 反射効と既判力の関係についてどのように考えるべきか、確定判決の効力が及ぶ口頭弁論終結後の承継人についてどのように考えるべきかを検討する。</p> <p>第12回 [訴訟承継]: 訴訟承継主義とはどのようなものか、訴訟承継の手続はどうなっているか、訴訟承継はどのような場合に認められるか、訴訟承継の効果(承継前の訴訟状態の拘束の有無)はどのようなものかを検討する。</p> <p>第13回 [同時審判申出訴訟と補助参加]: 補助参加に関する参加の利益, 訴訟告知, 参加的効力等を検討し, 更に同時審判申出訴訟についても学習する。</p> <p>第14回 [独立当事者参加]: 独立当事者参加とはどのような制度か(参加の理由としての詐害防止参加と権利主張参加の関係ないし連続性)、独立当事者参加訴訟の審理や判決についてどのような問題があるか、独立当事者参加制度はどのような場合に活用されるかなどを検討する。</p> <p>第15回 [送達・訴訟手続の中断]送達や訴訟手続の中断についての手続を検討する。また、送達方法の種類及びその瑕疵があった場合の救済方法についても学ぶ。</p> <p>第16回 [再審と判決の無効]判決が無効とされるのはどのような場合か。また判決が無効であったとして、再審が認められる場合はどのような場合か。再審の構造および特徴を学ぶ。</p> <p>第17回 [当事者の確定・変更]: 民事訴訟における当事者の確定に関する基礎を理解し、氏名冒用訴訟, 死者名義訴訟等の具体的ケースに基づいて、判決の効力, 救済方法などを検討する。</p> <p>第18回 [集団訴訟]: 権利能力なき社団, マンション管理組合等の具体的事例に基づいて当事者能力を学習し, 選定当事者, 訴訟担当者等, 当事者に関する基礎的な問題にも及ぶ。 [宗教法人の内部紛争]宗教法人の紛争は民事裁判権が及ぶのか、また当事者適格は宗教法人の利害関係者のうち誰に認められるか、また誰が誰に訴えるのか、などを検討する。</p> <p>第19回 [訴えの利益]: 遺言無効確認の訴えを参考にしながら、訴えの利益の訴訟法上の意義を学習し, 更に訴訟要件一般に発展させて訴訟判決・本案判決の違い, 訴訟要件の審理方法, 却下判決の効力などを検討する。 [筆界確定訴訟]隣地との境界を争う訴訟は所有権確認訴訟と異なるのか、判例による当該訴訟の性質についての考えたおよび特徴を学ぶ。</p> <p>第20回 [口頭弁論の準備]: 損害賠償のケースを用いて争点整理(弁論準備手続)の目的, 進め方, 手続終結の効力, 計画審理の在り方などを検討する。</p>
履修条件	民法の主要科目および民事訴訟法Iをなるべく履修済みであることがのぞましい。
成績評価方法	評価基準は、期末試験を50%、平常点(小テスト、レポート)を50%とする。小テストや

成績評価方法	レポートは、授業の進捗状況により、それぞれ実施する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事前配布のレジュメにつき、民訴Iのレジュメや基本書を見ながら予習をし、復習はレジュメや授業で学んだことと基本書などを参考にして、自分なりの資料を作成すること。
教材・参考文献・配付資料等	三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法第5版』有斐閣(2019年)の事案および長谷部由起子ほか『基礎演習民事訴訟法【第3版】』(弘文堂、2018年)の問題・解説ほか、適宜、他の問題解説をも併用する。問題文は、配付する予定である。なお、授業には、民事訴訟法Iのときの資料全般および基本書(和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』)も持参のこと。 1. 三木浩一=山本和彦編,『ロースクール民事訴訟法第5版』有斐閣(2019年) 2. 長谷部由起子ほか,『基礎演習民事訴訟法第3版』弘文堂(2018年) 3. 小林秀之編,判例講義民事訴訟法
オフィスアワー等(連絡先含む)	水曜日17時~18時
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	民法科目および民事訴訟法Iは、できる限りマスターしておいてほしい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	非訟と訴訟, 管轄, 当事者, 当事者適格, 当事者能力, 訴訟能力, 争点整理, 送達, 訴訟係属, 処分権主義, 弁論主義, 釈明権, 証明責任, 証拠, 判決効, 既判力, 訴訟上の和解, 請求の放棄・認諾, 複数訴訟, 上訴, 再審

授業科目名	刑法III
科目番号	0AFL111
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	夏季休業中 水7,8; 秋A 水7,8
担当教員	渡邊 卓也, 山田 勝彦
授業概要	理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を必要とする重要論点を選び、研究者教員・実務家教員それぞれの観点から、集中的な検討を加える。判例・学説の状況を的確に把握することを前提に、具体的事例の検討を通じて、実務的感覚を重視しつつも論理的思考に基づく事例解決を提示し得るような、応用力の修得を目標とする。
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	本科目は、「刑法I」及び「刑法II」の履修により、刑法理論についての基礎的学識を身に付けた者を対象とする。重要論点の検討を通じて基礎的学識の深化をはかり、柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、実務法曹として必要な問題発見能力及び問題解決能力を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>授業では、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していく。</p> <p>第1週 客観的成立要件のうち、主として因果関係論を対象とする。介入事情が存在する場合の因果関係の存否に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第2週 主観的成立要件のうち、主として故意錯誤論を対象とする。未必の故意の存否や錯誤の場合に符合を認める基準に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第3週 違法阻却事由のうち、主として正当防衛論を対象とする。急迫性や防衛の意思、必要性ないし相当性といった要件に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第4週 共犯論のうち、主として正犯性の判断基準を対象とする。間接正犯や(共謀)共同正犯といった広義の正犯に係る正犯性の判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する</p> <p>第5週 共犯論のうち、主として共犯の処罰根拠に関係する論点を対象とする。承継的共犯や共犯関係からの離脱に係る判断枠組みを確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第6週 個人法益に対する罪のうち、主として財産犯以外の犯罪を対象とする。生命身体に対する罪、自由に対する罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第7週 財産犯のうち、主として窃盗罪や横領罪を対象とする。財物概念や占有概念、不法領得の意思といった財産犯に共通する成立要件の内容を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第8週 財産犯のうち、主として強盗罪や詐欺罪を扱う。暴行脅迫や欺く行為といった、これらの犯罪に固有の成立要件の内容を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>第9週 社会法益に対する罪を対象とする。放火罪等の公共危険罪や偽造の罪、風俗に対する罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事</p>

授業計画	<p>例の解決方法を検討する。</p> <p>第10週 国家法益に対する罪を対象とする。公務執行妨害罪や司法作用に対する罪、汚職の罪といった犯罪の成立要件を確認した上で、近時の判例動向も踏まえつつ、具体事例の解決方法を検討する。</p> <p>注:今年度は、前半5週を山田が、後半5週を渡邊が担当する。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	質疑応答等の平常点20%、期末試験80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>検討する事例を事前に配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集等で確認しておくこと。</p> <p>答案の作成は任意だが、十分に予習した上で授業に臨んでもらいたい。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>予め、事例問題や検討すべきポイント等を記載したレジユメを配布する。</p> <p>1. 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志＝橋爪隆, 判例刑法総論 第7版(有斐閣、2018年)</p> <p>2. 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志＝橋爪隆, 判例刑法各論 第7版(有斐閣、2018年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	<p>「履修ガイド」記載のとおり。</p> <p>渡邊 卓也</p>
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	刑法総論, 刑法各論

授業科目名	刑事訴訟法II
科目番号	0AFL113
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春A 土4,5
担当教員	岩下 雅充
授業概要	<p>「刑事訴訟法I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点をとり上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのと同時に、法的な思考力・分析力を高める。</p> <p>授業のねらいは、架空の事例あるいは判例の事案を用いた論点の検討によって、ポイントとなる事実関係を的確に把握すること、法の解釈に慣熟すること、そして、法のあてはめを具体的に会得することにある。</p> <p>授業は演習形式だが、前提となる知識・理解を簡単に確認してから法解釈・法適用の妥当性について検討するというながれで演習形式により授業をすすめる。</p>
備考	
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	刑事訴訟法の重要論点に関する法解釈・法適用のあり方の修得
授業計画	<p>第1回 逮捕・勾留に関する種々の問題(再逮捕・再勾留や別件逮捕・別件勾留など) / 逮捕・勾留されている被疑者の取調べ / 接見交通 《コア・カリキュラム第1編第3章-第4章および同第8章を参照》</p> <p>第2回 搜索・差押えに関連した処分 / 令状による搜索・差押えの範囲 《コア・カリキュラム第1編第5章を参照》</p> <p>第3回 逮捕にともなう搜索・差押えの範囲 / 特種の強制捜査 《コア・カリキュラム第1編第5章および同第6章を参照》</p> <p>第4回 職務質問にともなう有形力の行使と所持品検査 / おとり捜査 / 写真撮影・ビデオ撮影 / 任意同行といわゆる任意取調べ 《コア・カリキュラム第1編第1章-第2章および同第7章を参照》</p> <p>第5回 証拠の関連性 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外その1 《コア・カリキュラム第5編第3章を参照》</p> <p>第6回 伝聞・非伝聞と伝聞例外その2 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外その3 《コア・カリキュラム第5編第3章を参照》</p> <p>第7回 自白の証拠能力および証明力 / 共犯者の供述：その証拠能力と証明力 《コア・カリキュラム第5編第2章を参照》</p> <p>第8回 違法収集証拠の排除 / 派生証拠の排除 《コア・カリキュラム第5編第4章を参照》</p>

授業計画	<p>第9回 一罪の一部起訴 / 公判前整理手続 / 訴因の特定と訴因の変更 その1 《コア・カリキュラム第2編第2章および第3編第1章-第4章および第4編第1章-第6章を参照》</p> <p>第10回 訴因の特定と訴因の変更 その2 / 択一的認定 《コア・カリキュラム第3編第1章-第4章および第6編を参照》 列挙されたテーマのうち特定のものに重点を置いた検討が必要になったときは、テーマの一部を扱わない。</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	成績評価の材料となるのは、(1)授業期間の終了後に実施する筆記試験(期末試験)の結果[80%]と、(2)提出されたレポートの成果[20%]である。このうち(2)については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選[第10版]』(有斐閣・2017年) 上記のものとは別に、授業の開始に先立って基本書を指定する可能性がある。指定することを決定したときは、初回の授業の前までに告知する。</p> <p>参考書 参考書は、第1回の授業で紹介する。 なお、未修者コースの受講者が細部にわたる知識や論理について復習したいときは、「刑事訴訟法I」で配布されたレジュメも参照すること。</p> <p>その他 担当教員によって作成されたレジュメなどを配布する。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	第1回の授業で情報を提供する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	捜査, 公訴, 刑事公判, 証拠法

授業科目名	憲法総合演習
科目番号	0AFL115
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 火7,8
担当教員	岡田 順太
授業概要	予め配布する事例問題を素材に、事例における憲法問題の発見・絞込みや、それについての各当事者の観点からの憲法論の展開などを検討する実践的演習を行う。
備考	01NA070と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>憲法の具体的事案について、これまで学んできた基本的理解を用いて、適切な解決策を論理一貫した文章で構成する実践的応用力を身につけることを目標とする。より具体的には、当該事例において最も重要な憲法問題を的確に発見でき、その問題について各当事者の観点から首尾一貫した根拠ある主張を構成でき、そして第三者的観点から適切な解決策を論じられる力を身につけることである。とくに、法令違憲の主張が的確に行える力を涵養することに重点を置く。</p> <p>最終学年の講義であるために、実践的応用力の到達すべき点を意識して議論を展開することになる。このため、受講生は、予め、憲法の基本的論点について、重要な学説や判例の論理構成を習得しておくことが期待される。</p>
授業計画	<p>事例問題を素材に、それぞれの当事者の立場を意識した憲法論の構成を検討する。検討素材とする事例問題を予め配布するので、受講者は、問題に関連する基本的事項を復習したり関連判例を調べたりして、憲法上の論点を明らかにし、自分なりのおよその解決策を用意して(答案を構成しておく必要はない) 授業に臨んでいただきたい。授業では、受講者が予習していることを前提に、随所で受講者の発言を求めることにする。具体的に言葉で表現してみることが自らの考えを鍛え向上させることにつながるので、積極的な参加を期待する。なお、事例問題の検討においては、その問題の実体的論点のみならず、そこに至るまでの事例分析の方法も解説する予定である。</p> <p>また、予習の参考および講義における解説の補助とするために、レジュメを講義前に配布する。まずは自力で事例問題に取り組んでほしいので、事例問題配布より後にレジュメを配布する。事後の発展学習については、レジュメや講義において指示する。</p> <p>第1週 事例問題の分析と憲法的論証方法の検討  第2週 事例問題の分析と憲法的論証方法の検討  第3週 事例問題の分析と憲法的論証方法の検討  第4週 事例問題の分析と憲法的論証方法の検討  第5週 事例問題の分析と憲法的論証方法の検討</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	平常の授業への参加度およびリアクション・ペーパー20%、学期末試験80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成したレジュメを配布する。</p> <p>参考書</p>

教材・参考文献・配付資料等	<p>授業中に適宜指示するが、さしあたり次のものを挙げておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横大道聡編著『憲法判例の射程（第2版）』（弘文堂、2020年）</li> <li>2. 木下昌彦編集代表『精読憲法判例（人権編）』（弘文堂、2018年）</li> <li>3. 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選（第7版）』（有斐閣、2019年）</li> </ol>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	すでに履修した憲法関連科目の復習を十分に行った上で、授業に臨んで欲しい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	違憲審査権、審査基準論、二重の基準、三段階審査論、司法消極主義

授業科目名	行政法総合演習
科目番号	OAF117
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋B 水7,8
担当教員	松戸 浩
授業概要	行政法分野における総合的な問題について発展的な演習を行う。とりわけ今まで学習した基本事項相互のつながりを重視し、行政法全体の体系的総合的理解をめざす。
備考	01NA071と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	行政法の基本的知識を具体的な事案において活用できるようにすることを目標とする。
授業計画	<p>裁判例を基礎とした問題を検討し、実際に書いてみることを通じ、獲得した知識を短時間のうちに構成し文章化する訓練を行う。毎回答案を作成し、課題を検討してこることが求められる。</p> <p>第1回 行政裁量  第2回 行政裁量  第3回 行政手続  第4回 行政手続  第5回 処分性  第6回 処分性  第7回 原告適格  第8回 原告適格  第9回 総合  第10回 総合</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験の点数100%により評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業に先立ち、授業内容を記載したレジュメを配布するので、これに基づき各自で事前に当該範囲を学習されたい。授業ではレジュメに記載された具体的事案に関する設例を解説すると共に、そこで扱われている諸問題に係る判例の理解を受講生に確認しつつ深めていく。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>1. 配布する授業レジュメ  2. 稲葉馨他編「ケースブック行政法」(第6版)弘文堂2018</p> <p>参考書  行政判例百選 ・ (第7版)有斐閣2017</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー	

(TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	行政法、演習、判例検討

授業科目名	民法総合演習
科目番号	0AFL119
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	夏季休業中 土4,5
担当教員	直井 義典
授業概要	<p>本演習では、民法I~民法VIIで修得した基礎知識の理解を進化させ応用力を養うべく、具体的事例を用いながら双方向的・多方向的議論を行う。</p> <p>指定分野に関する事例問題に関連する問題点についての、受講者と教員との質疑応答ならびに受講者間での議論を中心として進行する。</p> <p>受講者は事例問題に関連する論点をみずから復習した上で演習に臨むことが求められる。なお、事例に関連すると判断される場合には、授業計画では「民法総則」と記載されていても総則以外の論点について質問することは当然である。事例問題で直接に問われた論点以外の論点に関する幅の広い準備を要する。</p>
備考	01NA072と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>本演習は、指定分野に関する事例問題に関連する問題点についての、受講者と教員との質疑応答ならびに受講者間での議論を中心として進行する。受講者は事例問題に関連する論点をみずから復習した上で演習に臨むことが求められる。なお、事例に関連すると判断される場合には、授業計画では「民法総則」と記載されていても総則以外の論点について質問することは当然である。事例問題で直接に問われた論点以外の論点に関する幅の広い準備をするように心掛けて頂きたい(民法VIIとは異なり、予習用のための項目を提示することは予定していない)。</p>
授業計画	<p>第1週 民法総則を題材とした演習</p> <p>第2週 物権法(担保物権法を含む)を題材とした演習</p> <p>第3週 債権総論を題材とした演習</p> <p>第4週 契約法を題材とした演習</p> <p>第5週 不当利得・不法行為を題材とした演習</p>
履修条件	
成績評価方法	<p>期末試験100%。ただし、対面での授業が可能となった場合は、授業中の質疑応答20%・期末試験80%に変更する。</p> <p>定期試験の範囲は民法全体とし、演習内で直接に取り上げた領域には限定しないので留意すること。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回の授業で説明する。
教材・参考文献・配付資料等	教科書は使用しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイド記載の通り
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	民法I・民法II・民法III・民法IV-1・民法IV-2・民法V・民法VIを受講済みであること、民法VIIを受講済みまたは受講中であることが望ましい。
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	民法・起案

授業科目名	商法総合演習
科目番号	0AFL121
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春B 月7,8
担当教員	山岸 久晃
授業概要	<p>商法I~商法IIIで修得した基礎知識を基に、本演習ではその理解を深化させ、かつ具体的事案を解決する能力や論文を作成する能力を養うことを目標とする。</p> <p>受講者は予め配布する事例問題を、参考文献等を見ずに分析・検討し、起案する。事例問題は実務に即した問題であり、これは十分な猶予期間をもって配布する。</p> <p>その後文献を調査するなどして事例問題を各自十分に研究し、教室での議論の準備をする。また毎週、基礎的な事項を確認する小テストを実施する予定である。</p> <p>以上により、基礎力を確認し、事案分析能力と法律文書起案能力を養う。</p>
備考	01NA073と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	専門コンピテンス
授業の到達目標（学修成果）	商法I~IIIで修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を分析し解決する能力や起案する能力を滋養することを目標とする。
授業計画	<p>各回の即日起案のテーマは概ね以下のとおりですが、これらのテーマに限定されるということではなく、様々なテーマや分野を横断したものを扱う予定です。</p> <p>授業のうち、初日は、2 回分150分を前半80分、後半70分（即日起案）に分けて実施します。2 日目以降は、前後半を入れ替えて、2回分150分を前半70分（即日起案）、後半80分に分けて実施する予定です。</p> <p>第1回 事例問題に関する議論と起案の説明</p> <p>第2回 総合問題の即日起案 1（株主総会、取締役会、株式など）</p> <p>第3回 総合問題の即日起案 2（取締役など）</p> <p>第4回 即日起案 2 に関する議論、即日起案 1 に関する議論と講評</p> <p>第5回 総合問題の即日起案 3（新株発行など）</p> <p>第6回 即日起案 3 に関する議論、即日起案 2 の講評</p> <p>第7回 総合問題の即日起案 4（組織再編など）</p> <p>第8回 即日起案 4 に関する議論、即日起案 3 の講評</p> <p>第9回 総合問題の即日起案 5（総合）</p> <p>第10回 即日起案 5 に関する議論、即日起案 4 の講評、全体まとめ</p>
履修条件	商法I~IIIを履修していることが好ましい。
成績評価方法	総合評価は、25%を即日起案（1 週目から5週目まで 5 回、各5%）の点数、75%を期末試験の

成績評価方法	結果とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	初回に取り扱う事例問題は事前にWEBにアップするので事前に検討し、授業での議論に備えてください。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 指定しない。 参考書 田中巨『会社法 第3版』(東京大学出版会、2021年) 伊藤靖史ほか著『会社法 第5版』(LEGAL QUEST)(有斐閣、2021年) 江頭憲治郎『株式会社法 第8版』(有斐閣、2021年) 神作裕之ほか編『会社法判例百選 第4版』(有斐閣、2021年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載のとおり。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	会社法

授業科目名	民事訴訟法総合演習
科目番号	0AFL123
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	夏季休業中 木7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	民事訴訟法I、IIで修得した基礎知識を基に、本演習ではその理解を進化させ、事案の分析力、文章表現能力等を養う。 また、レジュメとして民事訴訟法総合演習用サブノートを配布し、講評時にこれを利用して、基礎知識と重要論点の確認、定着を図る。
備考	01NA074と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟法に関する基本的な論点についての理解を確認し、それを文章として表現する能力を涵養する。
授業計画	問題検討用の予習ビデオを事前にアップし、自習の上で事前課題を課し、各自検討の上で各週の授業に臨んで貰う。各週では、事前課題を用いて、各分野における事案の検討方法と論述方法の基本を学ぶ。 第2週と第4週では、論述方法の基礎力の定着度と事前課題の学習等による成果を確認するため、事例問題についての小テスト（起案）課題を提示し、翌週の授業前までに提出をしてもらい、翌週の授業ではその講評を行う。 また、各週の課題検討や小テストの講評においては、できるだけ重要判例についても言及し、実務的な事案の分析能力の向上も図る予定である。 第1週 弁論主義に関する事前課題の検討 重複起訴禁止の事前課題の検討 1 第2週 重複基起訴禁止の事前課題の検討 2 判決効の事前課題の検討 1 第 1 回小テスト（起案課題）の提示 第3週 第 1 回小テストの講評 判決効の事前課題の検討 2  第4週 複数請求訴訟の事前課題の検討 第 2 回小テスト（起案課題）の提示  第5週 第 2 回小テストの講評 事前検討課題の補足、全体のまとめ
履修条件	配当年次による
成績評価方法	10%を2回の起案の結果,90%を期末試験の結果とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外において予習ビデオを自習をした上で、事前課題を検討し、授業に臨んでもらう。その他、授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。 教員作成のレジュメ類を適宜配付予定(配付されたレジュメ類は毎回持参すること)。

教材・参考文献・配付資料等	参考書 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第5版)有斐閣 毎回の講義に持参すること。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	民事訴訟法, 民事法

授業科目名	民事法総合演習
科目番号	0AFL125
単位数	3.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 土4-6
担当教員	姫野 博昭, 吉田 大輔, 山岸 久晃
授業概要	<p>民法・商法の実体法及び民事手続法(民事訴訟法を中心とする。)の実践的、発展的理解を深めることを目標とする。</p> <p>民法・商法等の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を修得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる実体法上の問題点や当事者の請求権を実現するための手続法上の問題点等について、主に学生の起案、発表及び討論等を契機とする演習形式で授業を展開する。</p> <p>学修効果を上げるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。</p>
備考	01NA075と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	<p>この科目では、実体法である民法分野、商法(会社法を中心とする)分野、民事手続法である民事訴訟法分野の実践的、発展的理解を深めることを目標とする。民法・商法の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を修得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる実体法上の問題点や手続法上の問題点等について、学生の起案を通じた発表、討論、もしくは事例検討を通じた発表、討論という形で授業を展開する。</p>
授業計画	<p>民法分野、民事訴訟法分野及び商法分野について、毎週、比較的長文の事例を題材にした設問について、学生の起案、討論、教員による講評を通じて事案分析力、起案能力等を涵養する。学習効果を上げるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。なお、起案の出題範囲は原則として指定しないが、学習効果を上げるために事前に範囲を指定する場合もある。</p> <p>第1週 授業全体のガイダンス、民法分野の即日起案1  第2週 民事訴訟法分野の即日起案1  前週起案についての講評・討論  第3週 商法分野の即日起案1  前週起案についての講評・討論  第4週 民法分野の即日起案2  前週起案についての講評・討論  第5週 民法分野の即日起案3  前週起案についての講評・討論  第6週 民事訴訟法分野の即日起案2  前週起案についての講評・討論  第7週 商法分野の即日起案2  前週起案についての講評・討論  第8週 民法分野の即日起案4  前週起案についての講評・討論  第9週 民事訴訟法分野の即日起案3  前週起案についての講評・討論  第10週 前週起案についての講評・討論</p>

授業計画	総括ガイダンス
履修条件	配当年次による
成績評価方法	民法分野は起案20点(起案4回)、期末試験20点の合計40点。 商法分野は起案10点(起案2回)、期末試験15点の合計25点。 民事訴訟法分野は起案15点(起案3回)、期末試験20点の合計35点。 以上合計100点満点
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。 必要に応じ、プリント資料等を配付する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	民法, 民事訴訟法, 商法, 会社法

授業科目名	刑法総合演習I
科目番号	0AFL127
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 木7,8
担当教員	渡邊 卓也
授業概要	<p>本演習では、刑法総論・各論に関する基本的な知識・理解を土台として、最新の議論状況を踏まえた(時として複雑な)事案を題材として、個々の論点の内容を再確認した上で、事実関係の抽出や複数の論点がある場合の重点配分などの実践的な問題分析力・答案構成力の修得を目標とする。</p> <p>「刑法I」、「刑法II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、本演習でより深く検討する。</p>
備考	01NA076と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>本演習では、「刑法I」及び「刑法II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、より深く検討する。その検討を通じて、学説・判例の立場の理論的背景を理解した上で、具体的事例を自ら説得的論拠をもって解決し、論述する能力を獲得することを目標とする。</p>
授業計画	<p>第1回 第三者による介入行為、被害者自身の行為の介入、行為者自身の事後的行為が存在する場合の因果関係の存否について検討し、判例における判断枠組みについての理解を深める。</p> <p>第2回 作為義務の発生根拠に関する学説及び不作為犯における因果関係の存否の判断方法について検討し、不作為犯成立の限界についての理解を深める。</p> <p>第3回 強制や欺罔により、被害者が瑕疵ある意思に基づいて同意を与えた場合の処理について検討し、併せて、自殺と殺人の区別についての理解を深める。</p> <p>第4回 正当防衛状況を自ら作出するなど、当該状況について帰責性がある者が相手に反撃を加えた場合について検討し、正当防衛の正当化根拠やその論理構造についての理解を深める。</p> <p>第5回 正当防衛状況について誤信し、しかも、仮に認識どおりに正当防衛状況にあったとしても相当性が欠ける行為を行った場合について検討し、正当防衛類似の状況についての理解を深める。</p> <p>第6回 アルコール類や薬物の使用によって、自ら責任無能力状態を作出して犯罪行為に及んだ場合について検討し、責任能力を必要とする意義についての理解を深める。</p> <p>第7回 中止犯の要件とその具体的判断基準について、減免根拠に関する見解の対立に溯って検討し、判例の立場の理論構造についての理解を深める。</p> <p>第8回 共犯者間で認識内容が異なる場合における成立犯罪について検討し、その理論的根拠との関係で、罪名従属性ないし事実の錯誤論についての理解を深める。</p> <p>第9回 犯罪の完成前に共犯関係からの離脱した場合の、その後に発生した結果の帰責可能性について検討し、共犯における因果関係の必要性和その内容についての理解を深める。</p> <p>第10回 犯罪完成前の途中からの加功の場合における、共犯関係成立の可能性について検討し、共犯における因果関係ないし共犯理論の意義についての理解を深める。</p>

履修条件	配当年次による。
成績評価方法	レポート等の平常点20%、期末試験80%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み(当該答案はレポートとして回収する)、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法総論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法各論上の論点を組み合わせて作成する。
教材・参考文献・配付資料等	検討する事例を事前に課題として配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集、調査官解説、評釈類等で確認しておくこと。 自習のための論述式事例問題の演習書として、 1. 井田良 = 佐伯仁志 = 橋爪隆 = 安田拓人, 刑刑事例演習教材 第3版 (有斐閣、2020年) 2. 只木誠, 刑法演習ノート 刑法を楽しむ21問 [第2版] (弘文堂、2017年) 3. 井田良 = 大塚裕史 = 城下裕二 = 高橋直哉, 刑法演習サブノート210問 (弘文堂、2020年) 4. 関根徹, 実践演習 刑法 (弘文堂、2020年) 5. 島田聡一郎 = 小林憲太郎, 事例から刑法を考える 第3版 (有斐閣、2014年) 6. 甲斐克則, 刑法実践演習 (法律文化社、2015年)
オフィスアワー等 (連絡先含む)	「履修ガイド」記載のとおり。
その他 (受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチングアシスタント (TA)	
キーワード	刑法総論, 刑法各論

授業科目名	刑法総合演習II
科目番号	0AFL129
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	夏季休業中 金7,8
担当教員	池田 和郎
授業概要	刑法解釈上の重量論点につき、最新の判例・学説を踏まえた理解を確認しつつ、事例の分析、重要な事実を選別し、当てはめるといった基本的かつ実践的な手法を示して答案等を実現することを目指す。
備考	01NA077と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	「刑法 I」、「刑法 II」、「刑事法総合」を履修した学生が、刑法総論及び各論における基本的知識の有機的な理解を確認し、具体的な事例を通じて適切な法的解釈、事実認定の視点を導く能力を身につけ、事案分析力・答案構成力及び答案の書き方を修得することを目標とする。
授業計画	各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み（当該答案はレポートとして回収する）、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法各論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法総論上の論点を組み合わせて作成する。 第1週 ガイダンス（刑法各論の学び方） 財産犯（窃盗罪、強盗罪）を中心とした個人的法益 第2週 財産犯（詐欺罪）を中心とした個人的法益 第3週 財産犯（横領罪、背任罪）を中心とした個人的法益 第4週 刑法各論全体 1 第5週 刑法各論全体 2
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験 100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 検討する事例を事前課題として配布する。 各自利用している基本書でよいので、重要論点等確認しておくこと。 事例に関係する判例解説は事前に検討しておくこと。  参考書 講義で参考文献等は適宜示す
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー	

(TF)・ティーチング  
アシスタント(TA)

キーワード

刑法理論, 事実認定, 判例

授業科目名	刑事訴訟法総合演習
科目番号	0AFL131
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春B 土4,5
担当教員	森田 憲右
授業概要	<p>本演習では、「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの能力を獲得することを目標とする。</p> <p>受講者は、本演習において具体的な事案を題材に討論を行い、刑事訴訟法の基礎的学識を深化させるとともに応用力のきく柔軟な思考力を涵養し、問題解決能力を獲得する。</p>
備考	01NA078と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚,倫理観養成,実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの問題発見能力、法的分析・構成能力、起案能力を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>第1回 任意捜査の限界を中心とする問題</p> <p>第2回 強制捜査(逮捕勾留・搜索差押え)の適法性を中心とする問題</p> <p>第3回 公訴・公判前整理手続を中心とする問題</p> <p>第4回 証拠能力と伝聞証拠を中心とする問題</p> <p>第5回 自白法則と裁判・上訴を中心とする問題</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	筆記試験80%・平常点20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	担当者が呈示した刑事訴訟法の主要な論点を含んだ事案について、起案をして提出する。予習の時間外の学修等についても、適宜指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	判例百選を常備されたい。検討する問題事例は担当者が配布する。参考資料は担当者が配布する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による(ただし、録画授業となるに伴い、春Aモジュール期間中はメールにより問合せられたい。)
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし
キーワード	強制捜査, 任意捜査, 逮捕勾留, 搜索差押, 公訴, 公判前整理手続, 伝聞証拠, 自白法則

授業科目名	法曹実務基礎
科目番号	0AFL201
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	春A 土6,7
担当教員	吉田 大輔, 藤井 康子, 大野 浩之
授業概要	<p>法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得することを到達目標とする。そのために、法令・判例・文献をリサーチするために必要なツールを知り、その特徴を理解し、効率良くリサーチできる力を身につけることを目標とする。また、事例問題を前にして基本的な分析力・起案力を得ることを目標とする。</p> <p>授業は講義形式で、法情報リサーチを法令・判例・文献にわけ、例題をもとに用途別にデータベースと資料を使用しながらリサーチ方法を説明する。その後、法律学の基礎につき講義し、最後に、実際に起案をして頂き採点講評を行う。以上を通して法律文書(答案)の起案の作法について学ぶ。</p>
備考	01NA106と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	<p>法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得することを到達目標とする。そのために、法令・判例・文献をリサーチするために必要なツールを知り、その特徴を理解し、効率良くリサーチできる力を身につけることを目標とする。また、事例問題を前にして基本的な分析力・起案力を得ることを目標とする。</p>
授業計画	<p>まず、筑波大学eラーニングシステム「INFOSS情報倫理」について、内容・アクセス方法について解説する。なお、本講義の終了までに、「INFOSS」の修了テストを受けておくこと。法情報リサーチを法令・判例・文献にわけ、例題をもとに用途別にデータベースと資料を使用しながら、リサーチ方法を説明する。その後、法律学の基礎につき講義し、最後に、実際に起案をして頂き、それを通して法律文書(答案)の起案の作法について学ぶ。</p> <p>予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。</p> <p>藤井康子(第1週、2週担当)</p> <p>大塚章男(第3週担当:全体を統括する)</p> <p>大野浩之(第4週、5週担当)</p> <p>第1週 情報倫理及び法令について 法情報の種類・情報媒体の特性について説明する。法令リサーチに必要な基礎知識(法令の種類、公布、施行、改正、条文の構成、一部改正、法令番号など)を理解する。法令が収録されるツールの種類と特徴を理解する。最新法令、改正法令、過去法令などさまざまな時点での法令検索方法について説明する。</p> <p>第2週 判例について 判例が収録されるツールの種類と特徴を理解する。最新判例、過去判例、重要判例、判例集に掲載されない判例等について、具体例をあげて判例検索の方法を説明する。また各データベースの収録の違いなどに触れ、検索のコツを紹介する。</p> <p>第3週 法律の学び方 ロースクールでの到達点、条文の読み方、解釈の仕方、利益考量とは、法の分類、判例の読み方、学説との関係、議論の大切さなどにつき講義する(テキスト『プレップ法学を学ぶ前に』)。</p> <p>第4週 法律文書の起案について</p>

授業計画	<p>三段論法、起案の手法について講義する。問題となる論点に関する法解釈について解説した後に、具体的事案を基に起案をしてもらう。</p> <p>第5週 同上</p> <p>前週に行った起案の講評を行う。その他の法分野につき、分析と起案のコツを教授する。</p>
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	<p>期末試験100%</p> <p>「INFOSS」の修了テストを要件とします。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 『リーガル・リサーチ(第5版)』(日本評論社、2016)</p> <p>2. 『ブレップ法学を学ぶ前に(第2版)』(弘文堂、2017)</p> <p>その他、担当教員が配布するレジюме・資料等を参照のこと。</p> <p>ポケット六法(又はこれに準じる六法)を持参のこと。</p> <p>井田=佐渡島=山野目 『法を学ぶ人のための文章作法(第2版)』(有斐閣2019)</p> <p>中野次雄編 『判例とその読み方』(有斐閣2009)</p> <p>田高=秋山=原田 『リーガル・リサーチ&amp;レポート(第2版)』(2019有斐閣)</p> <p>吉田 利宏 『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術[改訂第3版]』(ダイヤモンド社2016)</p> <p>山下=島田=穴戸 『法解釈入門 -- 「法的」に考えるための第一歩 補訂版』(有斐閣2018)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	あらかじめ上記参考文献1、2などに目を通しておくことが望ましい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし。
キーワード	法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得する。

授業科目名	法曹倫理I
科目番号	0AFL203
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春A 随時
担当教員	森田 憲右
授業概要	<p>法曹倫理は専門職責任(professional responsibility)とも呼ばれ、法曹が市民から期待される高度の学識と技能を持つプロフェッション(profession)として当然に身に付けていなければならない職業倫理である。弁護士法1条2項に基づく誠実義務を中心に論ずるが、法曹倫理は日常的な法律事務において問題となるので、法律家が直面する具体的な法律問題の処理・解決を通じて学び、習得させる。</p> <p>授業は講義形式で、事前に配付する問題と資料に基づいて、討論をしながら、弁護士が直面する倫理上の問題に触れる、気付く、対処することを意識させ、もって、弁護士として身につけていなければならない高い職業倫理を修得させる。</p>
備考	01NA104と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚,倫理観養成,実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	弁護士が常日頃倫理上の問題点について注意喚起し、あるいは悩む事項(コアカリキュラムに対応)について、適切に把握して、処理することができる能力を身につけさせる。
授業計画	<p>第1回 第1・2回 弁護士制度・弁護士自治・綱紀懲戒手続・弁護士職務基本規程, 相談の際の倫理</p> <p>第2回 第3・4回 受任の際の倫理・秘密保持等</p> <p>第3回 第5・6回 利益相反</p> <p>第4回 第7・8回 自力救済・相手方との関係, 報告協議義務等</p> <p>第5回 第9・10回 刑事弁護, 弁護士の業態・弁護士の公共的責任</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	筆記試験80%、授業への参加度20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>本年度は録画授業となる。</p> <p>授業終了後、レポートを提出し、翌週の録画授業で検討を加えることによりできるだけ双方向性を試行したい。</p> <p>Manaba「レポート」において、各回(1週2回)において各1課題を呈示するので、指定された期限までに、manabaを通じて、各課題(合計2題)につきそれぞれ回答すること。</p> <p>なお、その他の授業に対する質問や意見(忌憚のない意見や厳しい意見は授業内容の向上のため歓迎する。)があれば、平常点に有利にも不利にも加点されないが、上記レポート回答の末尾に記載されたい。</p> <p>双方向性を試行するため、これらの回答・質問・意見については、適宜コメント等を述べる場合があるので、ご留意願いたい。</p> <p>別途個別にメール・面談等も可能であるので、その場合は直接連絡されたい。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>基本書は特に定めないが、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著「解説 弁護士職務基本規程〔第3版〕」を中心に解説を行う。</p> <p>また、日弁連会規(1~9)を別途掲載しておくので、全回にわたり参考にされたい。</p> <p>各回の設問については、参考文献を摘示する。</p>
オフィスアワー等(連	

絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	リーガルクリニックを受講する学生は、法曹倫理Iを履修済または当年度履修予定であることが必要である。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし
キーワード	弁護士自治, 懲戒, 誠実義務, 真実義務, 利益相反, 報告協議, 自力救済, 秘密保持

授業科目名	法曹倫理II
科目番号	0AFL205
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋BC 金7
担当教員	吉野 秀保, 川崎 博司
授業概要	<p>法曹として実務に携わるためには、現代社会における使命を自覚し、責任感と高い職業倫理を身につけることが必要不可欠である。</p> <p>この授業では、裁判官・検察官が講師となり、講義形式で具体的な事例を検討しながら、法曹実務家としての責任、職業倫理を学ぶ。</p>
備考	01NA105と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚</p> <p>倫理観養成</p> <p>実務処理・解決</p>
授業の到達目標（学修成果）	<p>(裁判官)</p> <p>裁判官の独立, 公平性, 廉潔性及び裁判官の身分保障の概要とその意義について表層的に学修するととどまらず, 裁判官倫理が問題となった具体的な事例を分析, 検討することによって, 裁判官の役割と職責の性質, ひいては司法と立法, 行政の在り方に対する理解を深めるとともに, 法曹としての生命というべきリーガルマインドの涵養にも資することを目標とする。</p> <p>(検察官)</p> <p>検察官は, 何を目指し, どのような義務を負い, どのような規律に服し, 日々どのような仕事を, どのような人々と関わりながらしているのか? 検察官の役割と職責を法曹倫理の観点から分析することで, 刑事手続を立体的に理解し, さらに, 刑事事件をめぐる発生する様々な問題について, 妥当な解決を図ることのできる総合的能力を養うことを目標とする。</p>
授業計画	<p>(裁判官)</p> <p>担当教員が作成するレジユメを配布し, それに基づき授業を進める。詳細な予習を求めるものではないが, 授業の際には適宜指名して質問するので, 具体的な事例における裁判官倫理上の問題点について分析, 検討して授業に臨むことが望ましい。小レポートは実施しないが, 授業中の発言等を平常点評価に組み入れる。</p> <p>(検察官)</p> <p>小問形式の予習用の事例を事前に配付するので, 授業前にその法律上及び検察官倫理上の問題点を分析し, 自分なりの考えをまとめてから授業に臨むこと。授業の際には適宜指名し, 質問に答えてもらう。</p> <p>(裁判官)</p> <p>第1回 裁判官倫理の構造、裁判所の組織、裁判官制度  第2回 司法権の独立・裁判官の独立(1)  第3回 司法権の独立・裁判官の独立(2)  第4回 裁判官と個人活動  第5回 総合事例研究</p> <p>(いずれの回もコアカリ「第3章 裁判官の倫理」に対応)</p>

授業計画	<p>(検察官)</p> <p>第1回 検察官の職務1</p> <p>第2回 検察官の職務2, 検察制度の概要, 検察官倫理の基本的な考え方</p> <p>第3回 検察官同一体の原則と検察官の独立性, 検察官の客観義務(公益の代表者)</p> <p>第4回 検察官の取調べ, 検察官の訴追裁量, 被害者保護</p> <p>第5回 検察官の公正・中立性, 廉潔性, 被疑者の更生</p> <p>(いずれの回もコアカリ「第4章 検察官の倫理」に対応)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>裁判官倫理(50点満点)と検察官倫理(50点満点)の合計点による。</p> <p>期末試験は, 裁判官倫理と検察官倫理を各1問出題する。</p> <p>裁判官倫理, 検察官倫理の各評価方法は次のとおり。</p> <p>(裁判官)</p> <p>期末試験90%、平常点10%</p> <p>(検察官)</p> <p>期末試験90%、平常点10%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>(裁判官)</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成するレジユメを配布する。なお、講義には六法(小型六法で可)を持参すること。</p> <p>(検察官)</p> <p>特に指定しない。担当教員が作成するレジユメを配付する。なお、講義には六法を持参すること。</p> <p>参考書</p> <p>(裁判官)</p> <p>必要に応じて適宜指示する。</p> <p>(検察官)</p> <p>必要に応じて適宜指示する。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	

授業科目名	民事訴訟実務の基礎I
科目番号	0AFL211
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 火7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	<p>本演習では、典型的な民事訴訟事件の記録と同記録について司法研修所が作成したビデオを視聴しながら、事件の相談、訴訟の準備、保全、訴えの提起、訴訟の審理、判決、上訴さらには執行に至る民事訴訟実務における手続の基礎を学修する。</p> <p>また、具体的な事案をもとに事実関係の調査・把握、法的構成の仕方などを体験することによって、民事訴訟を動的にかつ立体的に捉えることを学修する。民事訴訟実務の流れの中で、民事訴訟法の重要論点も復習し、理論と実務の架橋を意識して、民事訴訟法理論が実務でいかに反映されているかを具体的に理解する。</p>
備考	01NA151と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民事訴訟法の確認とともに理論と実務の架橋を意識して、民事訴訟法実務への有意な橋渡しを目指す。</li> <li>2 民事訴訟の全体像を把握し、民事訴訟実務の円環的構造を理解する。</li> <li>3 民事訴訟法の学習で修得した知識を、行動に変えることのできるスキル(実務)を修得する。</li> <li>4 民事訴訟法や民事訴訟規則の条文操作を修得する。</li> <li>5 民事訴訟法の重要論点を手続の流れの中で位置づけ再確認する。</li> </ol>
授業計画	<p>配付する講義用レジュメ、指定した教科書をもとに、民事訴訟手続の進行にあわせて訴訟実務の基礎と理論上・実務上の諸問題を講義するとともに、適宜受講生に対する質問を交えながら双方向の内容をも加味して、民事訴訟実務を真に理解できるよう配慮して進める。</p> <p>また、教員が弁護士として実際に扱ったいくつかの訴訟事案を取り上げて、当該訴訟の実務上の問題点、処理方針、立証の工夫、判決の内容などを適宜紹介し、受講生の民事訴訟実務に対する理解を深める。</p> <p>なお、授業外における自習（復習）用として、司法研修所編・民事第一審手続の解説についてのビデオを視聴してもらい、具体的な手続のイメージの涵養に役立てる。</p> <p>第1週 講座の目的、事件記録の読み方、民事訴訟実務の全体構造          第2週 紛争解決手段の全体構造          法律相談実務、訴え提起前における訴訟代理人の役割(コアカリキュラム3)          裁判外の証拠収集活動1(コアカリキュラム2-3)          第3週 裁判外の証拠収集活動2(コアカリキュラム2-3)          訴え提起の準備 1(訴訟行為の意義、訴訟物の概念等)、管轄、訴え提起における訴訟代理人の役割)(コアカリキュラム1-1,3)          第4週 訴え提起の準備 2(管轄、訴え提起における訴訟代理人の役割)(コアカリキュラム1-1,3)          訴状の作成と訴えの提起 1(コアカリキュラム1-1,1-3,3)          第5週 訴状の作成と訴えの提起 2(コアカリキュラム1-1,1-3,3)          訴状の受付</p>

<p>授業計画</p>	<p>被告の応答 1 (答弁書の作成, 認否の方法)(コアカリキュラム1-2,2-1)          訴状作成課題の提示 (予定)          * 授業後の自習: ビデオ視聴1(訴え提起)          第6週 訴状課題の解説          被告の応答 2 (答弁書の作成, 認否の方法)(コアカリキュラム1-2,2-1)          要件事実の基礎 1 (コアカリキュラム1-2)          答弁書作成課題提示 (予定)</p> <p>第7週 要件事実の基礎2(コアカリキュラム1-2)          第1回口頭弁論期日(コアカリキュラム3),          事実認定の基礎(コアカリキュラム2-2,2-3,2-4)          証拠の収集と証拠調べ手続1(総論・書証1)(コアカリキュラム2-3,3)          * 授業後の自習: ビデオ視聴2(第1回口頭弁論, 弁論準備)          第8週 答弁書作成課題の解説          証拠の収集と証拠調べ手続2(書証2)(コアカリキュラム2-3,3)          弁論準備手続期日(争点整理手続)(コアカリキュラム3)          第9週 証拠調べ手続3(人証・交互尋問)(コアカリキュラム2-3)          和解(和解における当事者と裁判所の役割, 和解条項の意義)(コアカリキュラム3)          判決言渡し          * 授業後の自習: ビデオ視聴3(交互尋問・和解・判決言渡し)          第10週 上訴の基礎          民事保全の基礎・民事執行の基礎(コアカリキュラム3)          全体の総括</p>
<p>履修条件</p>	<p>配当年次による。</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>期末試験90%, 法文書作成課題の結果10%, として総合評価する。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>授業外における学修(予習・復習)については、授業時に担当教員より示す。</p>
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書          司法研修所監修「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」(法曹會)          その他、講義用レジユメを配付する(配付したレジユメ類は毎回持参すること)</p> <p>参考書          ・別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第5版)有斐閣          ・「民事訴訟法1」で使用した教科書, 要件事実論1で使用する教科書(司法研修所編「新問題研究 要件事実」)を適宜参照する予定である。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>履修ガイドの記載による。</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	

キーワード

民事訴訟実務, 民事訴訟法, 要件事実, 事実認定

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎I
科目番号	0AFL213
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 随時
担当教員	森田 憲右
授業概要	<p>本演習では、刑事訴訟法を履修した者に対し、参考記録を使用して、主に刑事公判手続を中心に、重要な問題を取り上げ、法曹三者の役割を理解させるとともに、刑事手続全体を把握させ、刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力、実体形成能力を獲得させることを目標とする。</p> <p>参考記録についてビデオを視聴しながら刑事訴訟法及び刑事訴訟規則について説明をした上で、刑事裁判の実務における重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体として授業を行う。また、刑事訴訟法の重要な論点について起案もしながら理解の深化をはかる。</p>
備考	01NA152と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚,倫理観養成,実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	刑事訴訟法を履修した者に対し,参考記録を使用して,主に刑事公判手続を中心に,重要な問題を取り上げ,法曹三者の役割を理解させるとともに,刑事手続全体を把握させ,刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力,実体形成能力を獲得させることを目標とする。
授業計画	<p>第1回(第1回・第2回)捜査手続と公判請求についての鳥瞰,事実認定と証拠構造,証明責任(コアカリキュラム第2章),逮捕(コアカリキュラム1-3)</p> <p>第2回(第3回・第4回)ビデオ視聴(1-1,1-2,1-3,1-4,1-6,2),起案(コアカリキュラム1-3)</p> <p>第3回(第5回・第6回)逮捕・勾留(コアカリキュラム1-3),起訴前弁護(1-2),訴因,共謀と間接事実(コアカリキュラム第2章),訴因変更(コアカリキュラム1-4),証拠(伝聞証拠・検面調書・目撃証言の信用性)(コアカリキュラム1-6)</p> <p>第4回(第7回・第8回)ビデオ視聴(1-4,1-5,1-6,1-7),起案(コアカリキュラム1-6)</p> <p>第5回(第9回・第10回)証拠法(自白・共犯者自白)(コアカリキュラム1-6),起訴状・公判前整理手続(コアカリキュラム1-4,1-5)</p> <p>第6回(第11回・第12回)伝聞・非伝聞,証拠棟関係カード(コアカリキュラム1-6),起案(コアカリキュラム1-6)</p> <p>第7回(第13回・第14回)公判審理及び証拠調べ手続(コアカリキュラム1-6),任意捜査・強制捜査(コアカリキュラム1-1)</p> <p>第8回(第15回・第16回)捜査(コアカリキュラム1-1)</p> <p>第9回(第17回・第18回)起訴状に対する求釈明,証拠開示,予定主張(コアカリキュラム1-5),</p> <p>第10回(第19回・第20回)第9回と同じ(コアカリキュラム1-5),捜索・差押え(コアカリキュラム1-1)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	平常点20%,期末試験80%
学修時間の割り当て及び授業外における学修	参考記録についてビデオを視聴しながら刑事訴訟法及び刑事訴訟規則について説明をした上で,刑事裁判の実務における重要な問題点を取り上げ,録画授業視聴と起案,質疑応

方法	答, グループ討論の形式で授業を行う。また, 法文書作成について, 事例問題から刑事訴訟法の重要な事項についての問題点を抽出して処理をする能力を涵養する。
教材・参考文献・配付資料等	予めレジユメを配布する。法曹会「平成21年版 刑事第一審公判手続の概要」, 判例百選(第10版)(いずれも第1週から使用するの持参すること。)
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	なし
キーワード	起訴状, 公判前整理手続, 公判手続, 証拠調べ, 証拠意見, 交互尋問

授業科目名	要件事実論I
科目番号	0AFL215
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春A 土2,3
担当教員	吉田 大輔
授業概要	<p>実体法上の法律効果を発生させる実体法上の法律要件に該当する具体的な事実(要件事実)については、個々の事案において具体的にどこまで主張・立証すれば足りるのかについて、実体法及び手続法の基本的な理論教育だけでは十分に理解することは難しい。</p> <p>そこで、従来から司法研修所等において研究され、判例理論においても定着した要件事実論を修得して、個々の紛争類型ごとに分析する法的な実務処理能力を身につけることが必要となる。</p> <p>本演習では、個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造(請求原因・抗弁・再抗弁等)について説明し、この科目の応用発展科目である「要件事実論II」の授業のための基本的な知識を修得することを到達目標とする。</p>
備考	01NA159と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造(請求原因・抗弁・再抗弁等)を学び、この科目の応用発展科目である「要件事実論II」の授業のための基本的な知識を修得する。
授業計画	<p>授業に先立ち、授業案内容レジュメを配布する。そこには、教科書の概要及び論点を提示して、授業ではそれらの論点について受講者に質問しつつ進行する。</p> <p>また、知識の修得とその定着確認のため、小テストを予定している。</p> <p>第1週 実務から見た民事訴訟の基本的構造(コアカリキュラム1-1、1-2、2-1、2-2)          売買契約に基づく代金支払請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)</p> <p>第2週 貸金返還請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)          所有権に基づく不動産明渡請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)</p> <p>第3週 不動産登記手続請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)</p> <p>第4週 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)</p> <p>第5週 動産引渡請求訴訟(コアカリキュラム1-3、1-4)</p>
履修条件	進級制のため、配当年次による。
成績評価方法	期末試験を80パーセント、小テストの内容を中心に授業での議論・参加態度等も勘案した平常点を20パーセントとして、総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>レジュメ及び「新問題研究 要件事実 付 - 民法(債権関係)改正に伴う追補 - 」の、当該週で取り上げる箇所を学ぶ。</p> <p>対象となる民法の条文について、基本書等でその法律要件を中心に確認する。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>「新問題研究 要件事実 付 - 民法(債権関係)改正に伴う追補 - 」</li> <li>「要件事実論30講」(第4版)</li> </ol> <p>「新問題研究 要件事実付 - 民法(債権関係)改正に伴う追補 - 」を用いて講義を行う。補充的に、レジュメのほか「要件事実論30講」(第4版)を用いる。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	
その他(受講生にのぞ	

むことや受講上の注意 点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	0AFL217 要件事実論II
キーワード	要件事実の基礎の学習

授業科目名	要件事実論II
科目番号	0AFL217
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋C 月7,8
担当教員	姫野 博昭
授業概要	<p>授業は演習形式により、次のような授業計画及び目標で行う。</p> <p>1)要件事実論Iで養った知識を、事案を通して活用し、要件事実論を使いこなすことのできるスキルを身に付ける。</p> <p>2)要件事実論は、民法を代表とする実体私法を裁判規範に引き直す作業を含むのであるから、要件事実論は、まさに民法の解釈そのものであり、よって、要件事実的思考を涵養することにより、併せて実体法である民法の理解を深めることも目指す。</p> <p>3)要件事実論の魅力、おもしろさ、緻密さを感じ、要件事実と親しくなることも目標とする。</p>
備考	01NA160と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚</p> <p>倫理観養成</p> <p>実務処理・解決</p>
授業の到達目標（学修成果）	<p>1 教員作成の講義資料を利用して、典型的な紛争類型に関する攻撃防御の構造を理解し、要件事実論を使いこなすことのできるスキルを身に付けること。</p> <p>2 要件事実論は、民法を代表とする実体私法を裁判規範に引き直す作業を含むのであるから、要件事実論は、まさに民法の解釈そのものであり、よって、要件事実的思考を涵養することにより、併せて、実体法である民法の理解を深めることも目指す。</p> <p>3 要件事実論の魅力、おもしろさ、緻密さを感じ、要件事実と親しくなることも目標とする。</p>
授業計画	<p>最初に、事案の要件事実的分析を行う上で不可欠の要件事実論の特有のルールとブロックダイアグラムのパターンを学習する。</p> <p>その後は、教員作成の講義資料を用いて、重要な紛争類型別に要件事実論Iをさらに発展させた攻撃防の構造について、設例等を用い、教員と学生との双方向の質疑を織り交ぜながら、要件事実的思考、要件事実的分析による攻撃防御構造の組み立ての手法を学んでいく。</p> <p>また、理解度の確認と基礎知識定着のために、途中、小テストを2回ほど実施する予定である。</p> <p>第1週 総論講義(要件事実論のルールとブロックのパターン等)</p> <p>第2週 売買代金請求訴訟を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3) 有権代理・表見代理構成を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3) 保証債務履行請求を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3) 小テスト1(持ち帰り課題)</p> <p>第3週 小テスト1の講評 所有権に基づく明渡請求を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3) 小テスト2(持ち帰り課題)</p> <p>第4週 不動産登記請求を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3) 小テスト2の講評</p> <p>第5週 建物賃貸借契約の終了に基づく明渡請求を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム</p>

授業計画	1-1,1-2,1-3) 譲受債権請求を巡る攻撃防御の構造(コアカリキュラム1-1,1-2,1-3)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験を90%,小テストの結果を10%として総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 ・司法研修所編「新問題研究 要件事実 付 - 民法(債権関係)改正に伴う追補 - 」(要件事実論1で使用した教科書) ・教員作成のレジユメを適宜配付する(配付したレジユメ類は毎回持参すること)。 参考書 司法研修所編「三訂 紛争類型別の要件事実」 村田涉ほか「要件事実論30講 第4版」
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	要件事実, 民事訴訟

授業科目名	民事訴訟実務の基礎II
科目番号	0AFL219
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春C 土4,5
担当教員	吉田 大輔
授業概要	<p>本演習は、判決効、複雑訴訟、当事者の変更等の知識を再確認しつつ、民事訴訟実務について一通りの知識を獲得することを目標とする。</p> <p>演習では、苦手意識を持つ者が少なくない判決効や複雑訴訟・当事者変更をめぐる諸問題について、実務的視点から光を当てながら基礎理論を再確認するとともに、その理解を深める。訴訟手続の流れを意識しながら、実践的な実務知識を身に付ける。</p>
備考	01NA154と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚</p> <p>倫理観養成</p> <p>実務処理・解決</p>
授業の到達目標（学修成果）	判決効、複雑訴訟、当事者の変更等の知識を再確認すると共に、民事訴訟実務についての一通りの知識を獲得することを目標とする。
授業計画	<p>苦手意識を持つ者が少なくない判決効や複雑訴訟・当事者変更をめぐる諸問題について、実務的視点から光を当てながら基礎理論を再確認するとともに、その理解を深める。授業では実際の訴訟手続の流れを意識しながら、実践的な実務知識を身に付けられるよう配慮したい。</p> <p>第1回 判決前最後の訴訟活動~最終準備書面、判決後の代理人活動 判決効をめぐる諸問題1[既判力の作用・本質論](コアカリキュラム5-1)</p> <p>第2回 判決効をめぐる諸問題2[既判力の時的限界、客観的範囲](コアカリキュラム5-1)</p> <p>第3回 判決効をめぐる諸問題3[既判力の主観的範囲](コアカリキュラム5-1)</p> <p>第4回 判決効をめぐる諸問題1~3の補足(コアカリキュラム5-1)</p> <p>第5回 複雑訴訟をめぐる諸問題1[複数請求訴訟](コアカリキュラム6-2)</p> <p>第6回 複雑訴訟をめぐる諸問題2[多数当事者訴訟(共同訴訟)](コアカリキュラム6-2)</p> <p>第7回 複雑訴訟をめぐる諸問題3[多数当事者訴訟(訴訟参加)](コアカリキュラム6-2)</p> <p>第8回 複雑訴訟をめぐる諸問題1~3の補足(コアカリキュラム6-2)</p> <p>第9回 当事者の変更をめぐる諸問題(コアカリキュラム6-2)</p> <p>第10回 当事者の変更をめぐる諸問題の補足(コアカリキュラム6-2)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末レポート100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。各自の民法、民事訴訟法の教科書を適宜参照されたい。</p> <p>授業では、別途配布するレジюме(サブノート)を使用する。</p> <p>参考書</p> <p>別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選」(第5版)有斐閣(第4版でも可)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事訴訟実務，民事訴訟法，要件事実

授業科目名	刑事訴訟実務の基礎II
科目番号	0AFL221
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春AB 金7
担当教員	吉野 秀保
授業概要	刑法, 刑事訴訟法の基本的な理解がされていることを前提として, 事例問題や記録教材を用い, 刑法, 刑事訴訟法の理論が, 実務においてどのように運用されているかを学習し, 刑事手続全般についての理解を深め, 刑事実務の基礎的な知識を習得する。
備考	01NA155と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標（学修成果）	具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。
授業計画	小問形式の予習用の検討課題を事前に配付するので, 授業前に検討し, 自分なりの考えをまとめてから授業に臨むこと。授業の際には適宜指名し, 質問に答えてもらう。これまで学習してきた刑法, 刑事訴訟法の理論が, 刑事実務の手続の中でどのように位置づけられているのかを意識して学習すること。 第1回 捜査の端緒, 職務質問, 任意捜査, 捜査手続の流れの説明(コアカリ1-1) 第2回 所持品検査, 違法収集証拠の証拠能力(コアカリ1-1) 第3回 捜索・差押え等(コアカリ1-1) 第4回 逮捕・勾留(記録教材に基づいて)(コアカリ1-2, 1-3) 第5回 検察官の終局処分(記録教材に基づいて)(コアカリ1-4, 第2章) 第6回 公判準備(記録教材に基づいて)(コアカリ1-4, 1-6, 第2章) 第7回 公判前整理手続(コアカリ1-5) 第8回 訴因の特定, 公判の冒頭手続(コアカリ1-4, 1-6) 第9回 証拠法: 伝聞法則とその例外(コアカリ1-6) 第10回 証拠法: 自白法則(コアカリ1-6)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験60% 平常点(授業中の発言等)10% 中間課題30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については, 授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。各自がこれまで使用してきた刑事法の基本書, 参考書, 判例集等を使用のこと。担当教員が作成するレジユメを配付する。なお, 講義には六法を持参すること。  参考書 必要に応じて適宜指示する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞ	

むことや受講上の注意 点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	

授業科目名	民事模擬裁判
科目番号	0AFL231
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 集中
担当教員	姫野 博昭, 吉田 大輔, 松家 元, 山岸 久晃, 秋山 知文
授業概要	<p>本演習は、民事訴訟実務の基礎を修得した者を対象とし、学生自らが裁判官・当事者代理人として、民事模擬裁判、すなわち、争点整理手続での口頭議論、訴訟代理人による口頭弁論や人証への尋問、裁判官による交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理などの訴訟指揮、判決の基礎となる事実認定等を行うなどして、民事訴訟法・同規則が裁判実務において実際にどのように運用されるのかを体験する。</p> <p>これにより、民事訴訟手続についての理解を深めることを目的とする。</p>
備考	<p>01NA161と同一。</p> <p>9/26-9/30</p>
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚</p> <p>倫理観養成</p> <p>実務処理・解決</p>
授業の到達目標（学修成果）	民事訴訟手続の実務、特に争点(及び証拠)整理手続と集中証拠調べ手続を理解すると共に、民事訴訟手続に係る文書作成に関する基礎的な知識を修得することを到達目標とする。
授業計画	<p>民事手続法の基礎を修得した学生を対象として、裁判官役、原告代理人役、被告代理人役に分かれ、民事模擬裁判(特に争点及び証拠整理手続と集中証拠調べ手続)を行い、講評を加える方法により演習を行う。また、裁判手続に関連した課題を与え、レポートとして提出してもらうことを予定している。なお、実施までに多少の見直しを行うこともある。</p> <p>第1日 ガイダンス(事例及び進行の説明、役割分担)・記録検討ほか(コアカリキュラム3)</p> <p>第2日 口頭弁論ほか(コアカリキュラム1-1、1-2、1-3、3)</p> <p>第3日 争点整理手続ほか(コアカリキュラム1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3)</p> <p>第4日 交互尋問ほか(コアカリキュラム3)</p> <p>第5日 判決言渡し、事実認定についての討論、レポート作成、模擬裁判全般についての講評及び討論(コアカリキュラム2-2、2-3、2-4、3)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	各起案内容と模擬裁判における議論や参加態度等の平常点を70パーセント、レポートの内容を30パーセントとして、総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教材として、要回収資料である模擬裁判記録を事前に配付する。その他、必要に応じ適宜レジュメ類を配付する。</p> <p>教科書は、特に指定しないが、必要に応じて担当教員から指示する。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	履修ガイドの記載による
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	民事模擬裁判, 民事訴訟, 交互尋問

授業科目名	刑事模擬裁判
科目番号	0AFL233
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春A 集中
担当教員	森田 憲右, 井上 真, 檜垣 直人
授業概要	<p>本演習は、刑事法の基礎を習得した者を対象に、模擬裁判を実施してその各段階に必要なとなる文書の起案を実際にして、その起案について講評して刑事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を修得する。</p> <p>模擬裁判を経験しつつ、その各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案し、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者が実際に体験する。</p> <p>これにより、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。</p>
備考	01NA162と同一。 4/1-4/2
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚, 倫理観養成, 実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	刑事法の基礎を習得した者に対し、模擬裁判を経験させつつその各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案させ、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者に実際にやってもらい、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。
授業計画	<p>第1回 配布済みの模擬裁判記録に基づき、公判前整理手続の傍聴、講義・傍聴を通しての公訴事実等についての課題起案、裁判官・検察官・弁護人の役割決定、事情聴取等次回の準備</p> <p>第2回 公判演習(冒頭手続)、採用済証拠の取調べ、冒頭手続等を通しての課題起案、講評、事情聴取等次回の準備</p> <p>第3回 公判演習(証人尋問等)、演習を通しての課題起案、講評、事情聴取等次回の準備</p> <p>第4回 公判演習(証人尋問等)、講評</p> <p>第5回 公判演習(被告人質問等)、これまでの審理を受けての課題起案、講評</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	各回の起案50%(第1回~第3回10%, 第4・5回あわせて20%)パフォーマンス50%(事件そのものに対する理解度, 手続に対する理解度を中心に, 訴訟態度, 訴訟指揮, 尋問内容, 異議とその対処, グループ内の協力・連帯関係, 教員との対話に至るまでの全体を通じてのもの。)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>授業は下記の授業計画のとおり行うが、受講者には講義前に模擬裁判事件記録を貸与する。受講者はその記録に基づき、文書の起案、証人尋問の準備、尋問を行うことになる。</p> <p>予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。</p>
教材・参考文献・配付資料等	教科書は使用しない。但し、模擬裁判事件記録を貸与する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	2年次科目「刑事訴訟実務の基礎I」で題材とされた「平成21年版 刑事第一審公判手続の概要」は履修していることを前提として、進行するので、習得不十分な者は、事前に確認しておくようにしてください。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー	なし

(TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	刑事模擬裁判, 公判前整理手続, 公判手続, 証拠調べ, 証人尋問

授業科目名	ロイヤリングI
科目番号	0AFL235
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 月7,8
担当教員	森田 憲右
授業概要	<p>本演習の内容は、刑事事件の事件受任から終了までの一連の流れを基本的な事件を中心に説明し、議論することを通じて基本的技能を修得することを目的とする。</p> <p>演習では、特定の刑事事件を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者(被告人)との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。</p>
備考	01NA156と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚,倫理観養成,実務処理・解決"
授業の到達目標(学修成果)	<p>法的技術基礎論(ロイヤリング)は、法律家とくに弁護士として実務において要求される技能の中で、法科大学院の学生に習得させるのが適切であると認められる基本的な技能についての理論である。法律家に必要とされている基本的技能について、刑事弁護実務について具体的事件を通じて学ぶ。授業内容は、特定の刑事事件(外国人に対する公務執行妨害被疑事件)を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変転する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者(被告人)との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力,問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。</p>
授業計画	<p>第1回 第1・2回 初回接見と刑事弁護人の選受任</p> <p>第2回 第3・4回 模擬接見等に基づく、逮捕留置中の被疑者に対する弁護活動</p> <p>第3回 第5・6回 模擬接見等に基づく、公判請求直後の保釈請求</p> <p>第4回 第7・8回 模擬接見等に基づく、公判準備(前半)(証拠開示、証拠意見、予定主張)</p> <p>第5回 第9・10回 模擬接見等に基づく、公判準備(後半)(証拠開示、証拠意見、予定主張)</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	小テスト20%、筆記試験80%とした総合評価とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	この科目は、刑事手続の流れの中で時々刻々変化する状況下で逐一必要な資料を配付するので予習等の授業時間外の学修等については、授業において指示をする予定である。
教材・参考文献・配付資料等	適宜資料を配付する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドの記載による。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	グループ討論を積極的にされたい。

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	なし
キーワード	刑事弁護, 接見, 黙秘権, 保釈, 争点

授業科目名	ロイヤリングII
科目番号	0AFL237
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋A 金7,8
担当教員	山岸 久晃, 松家 元
授業概要	<p>本演習は、具体的な紛争事例を素材とし、民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案の分析から、法理論や判例の調査・検討、解決手段の選択、結果の実現までの過程をその一連のプロセスに即して、討議及びリサーチペーパーの作成などの方法により、総合的かつ多面的に検討(学修)する。</p> <p>これにより、法を用いて問題を解決する弁護士の思考方法・行動様式について、基本的な理解を得ることを目的とする。</p>
備考	01NA157と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	使命自覚 倫理観養成 実務処理・解決
授業の到達目標(学修成果)	民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案に含まれる法律問題を抽出・整理し、紛争解決の見通しを立てて、そのための適切な手段を選択するまでの、基本的な思考方法と技能に関する知見を獲得する。
授業計画	<p>具体的な争訟事例を素材として、事案を分析し、かつ法準則の適用を行い、適切な手段を選択するという、一連のプロセスに即して討論、講評を通じて、民事事件における実務家が日常的に行っている作業の理解を深める。</p> <p>第1週 簡易な事案に基づいた民事紛争解決手法に関する冒頭講義、法律相談の技法と立証活動、弁護士の役割とその思考・行動様式の特質</p> <p>第2週 事案に基づく弁護士の活動の検討・討論 1</p> <p>第3週 事案に基づく弁護士の活動の検討・討論 2</p> <p>第4週 事案に基づく弁護士の活動の検討・討論 3</p> <p>第5週 事案に基づく弁護士の活動の検討・討論 4、全体のまとめ等</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	期末レポートの結果を100%として評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 指定しない。 適宜資料を配付する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	履修ガイドに記載のとおり。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	ロイヤリング、ローヤリング

授業科目名	リーガルクリニック
科目番号	0AFL239
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	通年 随時
担当教員	松家 元, 吉田 大輔, 山岸 久晃, 山口 卓男, 永島 賢也, 井上 真, 笹山 桂一
授業概要	<p>法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実に生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得する。</p> <p>本演習は、原則として、学生2人を1チームとし、法律事務所(学内・学外)において実際の事件処理に立会う。これにより、事情聴取、文書起案、交渉、調査などで必要とされる基本的な視点や技能に関する理解を得ることを目的とする。</p>
備考	01NA158と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	<p>使命自覚</p> <p>倫理観養成</p> <p>実務処理・解決</p>
授業の到達目標(学修成果)	<p>法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実に生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得すること。</p>
授業計画	<p>1 オリエンテーション</p> <p>リーガルクリニックの開始に先立ち、法律事務所において事件に携わるための基本的事項(職務上の義務・責任、依頼者や相手方との応対上の注意事項など)を、教室における講義形式により習得させる。また、学生は、自ら何を主眼に学びたいか(訴訟手続の流れ、事情聴取の技法、尋問事項の構成と交互尋問技術、法律・事実関係の調査手法、証拠収集及びそれに基づく法律構成・文書起案など)を決め、これを受講希望調書に記載して担当教員に提出する。</p> <p>2 事務所実習(通年で分割または連続)</p> <p>学生は、少人数(2~3名程度)のグループごとに履修場所となる法律事務所に配属され、各自の受講希望(テーマ)に基づき、担当教員と協議のうえ、具体的な受講計画を作成する。学生は、この受講計画に従って、担当教員の指導のもとで、各人のテーマごと、あるいは割り当て事件ごとに、事情聴取・相談への同席、法廷傍聴、文書起案、調査活動などを行なう。学生は、受講の都度、受講日報を提出するほか、全ての受講計画を終了した段階で、レポートを提出する。</p> <p>第1週 オリエンテーション(第1回) 弁護士の職務上の基本事項について</p> <p>第2週 オリエンテーション(第2回) 受講希望調書の作成等</p> <p>第3週 法律事務所における実習(各自)</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>実習への参加態度、グループでのディスカッションの内容、各自の受講計画の達成度、受講日報及びレポート等(起案を含む)の内容を総合的に評価する。評価の比重は、概ね、参加態度等40%、受講日報・レポート等60%の割合とする。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す</p>

教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特に指定しない。</p> <p>参考書 各学生のテーマごと、また、実習の場面ごとに随時指示する。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	リーガルクリニックを受講する学生は、法曹倫理I を履修済または当年度履修予定である必要がある。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	Case, Client, Fact finding, Think Like a Lawyer

授業科目名	法哲学
科目番号	0AFL301
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1・2 年次
時間割	夏季休業中 金7,8
担当教員	吉永 圭
授業概要	この授業のテーマは「正義論」である。特に功利主義、ロールズのリベラリズム、ノージックのリバタリアニズム、及びフェミニズムを論じる。
備考	01NA201と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	正義論の内容を、根本的な哲学を踏まえて理解した上で、それぞれの理論の帰結の相違を説明できる。
授業計画	<p>講義形式。授業の最後に当該授業内で教員が説明した内容を記述し、教員に提出する。教員は提出された文章から受講生の理解度を確認し、次回の説明する内容に反映させる。予習として、下記の参考文献などを利用して、授業計画に掲げられた理論について大まかに理解しておくが良い。復習として、授業で配布されたレジュメやノートを見直すことで知識の定着を図って欲しい。</p> <p>第1回 功利主義1  第2回 功利主義2  第3回 功利主義3  第4回 リベラリズム1  第5回 リベラリズム2  第6回 リベラリズム3  第7回 リバタリアニズム1  第8回 リバタリアニズム2  第9回 フェミニズム1  第10回 フェミニズム2</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末定期試験100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習として、下記の参考文献などを利用して、授業計画に掲げられた理論について大まかに理解しておくが良い。復習として、授業で配布されたレジュメやノートを見直すことで知識の定着を図って欲しい。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書  担当教員が作成するレジュメを配布する。</p> <p>参考書  1. 宇佐美ほか『正義論』（法律文化社、2019年）特に第1部  2. 三成ほか『ジェンダー法学入門〔第3版〕』（法律文化社、2019年）  3. 平井ほか『正義』（嵯峨野書院、2004年）</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	哲学的な議論が多くなるので、実定法との関係を自分の中で意識しながら受講することが望ましい。

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	正義 効用 最小国家 権原理論 公私二分論批判

授業科目名	英米法
科目番号	0AFL303
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋A 金7,8
担当教員	安部 圭介
授業概要	英米法の歴史、英米法系の司法制度といった総論的部分と、特定の法分野について考察する各論的部分とを組み合わせ、英米法に関する幅広い基礎知識の修得を目指す。
備考	01NA202と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	憲法・差別禁止法の分野に関する合衆国最高裁判所およびいくつかの州最高裁判所の重要な判例を取り上げ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の動きを学ぶことで、アメリカの法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている機能について幅広い理解を得ることを目標とする。
授業計画	<p>日本語の教材を用いて、講義とソクラティック・メソッドを組み合わせる形式で行う。各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例について解説し、その判例がアメリカの法体系の中で持つ意義を考えるとともに、そこで扱われている法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているかについても探求する。各回のテーマは、後掲の授業計画の通りである。</p> <p>第1回 最高法規としての連邦憲法、連邦制の構造  第2回 ステイト・アクションの法理  第3回 デュー・プロセスとプライバシーの権利  第4回 平等保護の基本的枠組み、平等保護の現代的展開  第5回 表現の自由  第6回 信教の自由と政教分離原則  第7回 財産権と土地利用規制  第8回 連邦憲法と州憲法、社会権、憲法改正  第9回 市民的権利、公共的訴訟と弁護士費用の敗訴者負担  第10回 死刑制度の現在</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書  芹澤英明・安部圭介(共著)『ケースで学ぶアメリカ法』(有斐閣 近刊)  開講時までに刊行されない場合は、教科書に代わる教材(プリント)を配布する。</p> <p>参考書  1 樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太(編)『アメリカ法判例百選』(有斐閣 2012年)  2 田中英夫(編集代表)『BASIC英米法辞典』(東京大学出版会 1993年)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	連邦制，ステイト・アクション，デュー・プロセス，平等保護，表現の自由，政教分離原則，ポリス・パワー，制定法上の市民的権利

授業科目名	EU法
科目番号	0AFL305
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋C 火7,8
担当教員	レンツ カール
授業概要	<p>第1章(第1回から第7回)「EU法と国内法」は、国内法の各分野(憲法、私法、刑法の順)からEU法を説明する。憲法・民法などは日本法科目でもあるため、馴染みやすい。</p> <p>第2章(第8回から第10回)「EU運営方法条約の最も重要な条文」は、EU法の各領域を扱う。その際、実務における最も重要なところを集中的に説明する。輸入数量制限禁止、EU裁判所の地位などの問題を扱う。</p> <p>2016年1月に「法学学習戦略」を発表したことを受けて、法学に関する効率の良い学習方法も、話題とすることがある。</p>
備考	01NA203と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標(学修成果)	この科目の目標は、2009年12月発効のリスボン条約で大幅に改正された欧州連合(EU)法に関する概説である。また、EU法の最近の動きを紹介・議論することを通して、新しい問題に関する討論能力を養成することも目標の一つである。
授業計画	<p>途中で全員に ×問題を出して、知識を確認する。さらに論点について問題を提起して、受講者に発言を求める。</p> <p>第1回 EU法の体系 EUとECの関係、リスボン条約、一次法と二次法</p> <p>第2回 EU法と国内法の関係 EU法の国内法に対する優劣問題に関する判例</p> <p>第3回 立法手続きと民主主義 EUの機関、立法手続き、民法主義</p> <p>第4回 消費者保護法 製造物責任、訪問販売、普通契約約款</p> <p>第5回 会社法 情報公開、欧州株式会社、国際会計基準</p> <p>第6回 経済刑法 独占禁止法における過料処分</p> <p>第7回 エネルギー関連法 地球温暖化対策、再生進可能エネルギー促進</p> <p>第8回 国境を越える貿易の自由 EU運営条約34条に関する通常事例と判例</p> <p>第9回 EU裁判所の地位 EU運営条約267条に関する通常事例と判例</p> <p>第10回 指令、規則と決定 EU運営条約288条に関する通常事例と判例</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業中に課される5回のレポートにより評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す

方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 教科書は使用しない。必要な情報はプリントで提供し、更に、関連インターネットページを積極的に活用する。</p> <p>参考書 参考書を特に指定しないが、以下の情報源を推奨する： Lenz, 法学学習戦略(2016年)、k-lenz.de/hgs 外務省「EU」ページ: k-lenz.de/k960 EU在日代表部ページ: www.euinjapan.jp</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	EU法, 人権憲章, 気候変動対策

授業科目名	法史学
科目番号	0AFL307
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋B 土4,5
担当教員	塚原 義央
授業概要	この授業では、古代から近代にいたるまで西洋法の歴史を概観する。日本法は明治期に西洋法、とりわけ大陸法の影響を受け成立したと言われる。そうした大陸法系の起源はローマ法であるが、古代ローマ人が作り上げた法は、ヨーロッパの各時代や地域において様々な形で用いられてきた。各歴史社会にはそれぞれ固有の法があることを踏まえつつ西洋法の歴史を振り返り、法曹として社会に貢献する際に不可欠な歴史的素養を身に付ける。
備考	01NA204と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	わが国における法の基礎となった西洋の法とその社会の歴史の変遷の過程を知り、現在のわれわれ自身の国家や社会、法や法制度のあり方についてより深く考えるきっかけを得る。また各時代や地域には固有の法があることを知ることで、あらゆる物事を相対的に見る目を養う。
授業計画	第1週 西洋古代の法 : ローマの歴史、及びその法の発展について 第2週 西洋古代の法 : ローマ法の内容、特にその私法について 第3週 西洋中世の法 : ポローニャを中心とした法学の興隆について 第4週 西洋近代の法 : フランス民法典の成立、及びドイツの歴史法学派について 第5週 西洋近代の法 : パンデクテン法学、及びドイツ民法典の成立について
履修条件	配当年次による
成績評価方法	各回の授業後のリアクションペーパー（1回10%）：50% 期末試験：50%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より説明します。
教材・参考文献・配付資料等	テキストは使用しない。適宜資料を配布する。参考書として次のものを挙げておく。  ・ピーター・スタイン著（屋敷二郎・藤本幸二・関良徳 訳）『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2003年 ・勝田有恒、森征一、山内進（編著）『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年 ・ウルリッヒ・マンテ 著（田中実、瀧澤栄治 訳）『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房、2008年 ・勝田有恒、山内進（編著）『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』ミネルヴァ書房、2008年
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	法、歴史、ローマ法、法学史

授業科目名	公共政策
科目番号	0AFL309
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	夏季休業中 水7,8
担当教員	児玉 博昭
授業概要	公共政策とは、公共的な問題を解決する基本的な方向性と具体的な手段である。この講義では、政策過程に沿って、公共政策のデザインと決定、実施、評価に関する基礎知識を整理する。
備考	01NA253と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	公共政策はどのようにデザイン、決定、実施、評価されるのかを理解することを目標とする。
授業計画	第1回 公共政策学、公共政策とは何か 第2回 アジェンダ設定 第3回 政策問題の構造化 第4回 公共政策の手段 第5回 規範的判断 第6回 政策決定と合理性 第7回 政策決定と利益 第8回 政策決定と制度、アイデア 第9回 公共政策の実施と評価 第10回 公共政策管理のシステム
履修条件	配当年次による
成績評価方法	課題レポート40%、学期末試験60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 1.秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎(第3版)』(有斐閣 2020) 2.併せて担当教員が作成するレジメを配布する。  8参考書 1.ジョン・キングダム『アジェンダ・選択肢・公共政策』(勁草書房2017) 2.マイケル・サンデル『これからの「正義」の話をしよう』(早川書房2010) 3.グレアム・アリソン、フィリップ・ゼリコウ『決定の本質第2版III』(日経BP社2016) 4.ピーター・ロッシ他『プログラム評価の理論と方法』(日本評論社2005)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー	

(TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	政策デザイン, 政策決定, 政策実施, 政策評価, ガバナンス

授業科目名	立法学
科目番号	0AFL311
単位数	1.0 単位
標準履修年次	1 年次
時間割	秋C 木7,8
担当教員	櫛原 利明
授業概要	法令の構造について理解し、その上で生の社会的事実を踏まえて、必要な規範を制定していくための要件や条文化に関するルール等を、実例に沿いながら学ぶ。
備考	01NA254と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	法令の構造や立法形式を理解して法令の読解力を高めるとともに、将来、自治体法務・企業法務等に関わる中で法令や規約類を立案することとなった場合や法律家として立法運動に関与することとなった場合等に資するよう、立法の基本概念や基本技術を身に付ける。
授業計画	多くの立法例を参照しながら法令の基本構造や構成要素について解説し、とりわけ複雑な条文の読解法を具体的に伝授するとともに、法文立案のための基本的事項を教授しつつ、教材を提示して実際に立案の演習も行う。 第1週 「立法学」序説、法令の体系(種類・効力)と構成形式・条文構造 第2週 立法技術と法令読解 第3週 立法過程(立法事実、立法政策、条文立案過程、国会審議) 第4週 実体規定の内容と新規法令の立案 第5週 一部改正法令の立案
履修条件	配当年次による
成績評価方法	課題についての提出物 40% 期末試験 60%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 必要に応じ教材プリントを配布する。  参考書 大島稔彦 『立法学 -理論と実務-』(第一法規・2013年)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	立法技術 法令用語 法令読解 立法過程 立法政策 一部改正法

授業科目名	刑事政策
科目番号	0AFL313
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋A 木7,8
担当教員	小西 暁和
授業概要	<p>犯罪の防止に向けたさまざまな施策の俯瞰ならびに施策のあり方に関する検討の視点を獲得する。</p> <p>講義では、刑事政策の問題として論じられることがらのうち、特に、次のテーマに関する基本の知識・理論を修得することが目的となる。</p> <p>いずれについても、法曹実務に結びついた知識・考え方の提供に軸足を置いて講義する。</p> <p>1) 刑罰（死刑・自由刑・財産刑）  2) 保安処分（とりわけわが国の保安処分的制度）  3) 犯罪者の処遇  4) 犯罪被害者への対応</p>
備考	01NA255と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	刑事政策の全体構造を理解し、実践的な活用へとつなげていくことを目指す。
授業計画	<p>第1回 刑事政策総論  刑事政策の意義</p> <p>第2回 刑罰制度総論  刑罰の本質・機能・種類</p> <p>第3回 死刑  死刑制度の仕組み、死刑存廃論</p> <p>第4回 自由刑（1）  自由刑の単一化</p> <p>第5回 自由刑（2）  不定期刑</p> <p>第6回 財産刑（1）  金銭刑（罰金・科料）の現状と課題</p> <p>第7回 財産刑（2）  没収と追徴</p> <p>第8回 保安処分  刑罰と保安処分の関係、わが国の保安処分的制度</p> <p>第9回 犯罪者処遇  「処遇」とは何か、犯罪者処遇モデルの変遷</p> <p>第10回 犯罪被害者への対応  刑事司法システムにおける犯罪被害者保護制度</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	授業期間の終了後に試験を実施する。授業の内容についての理解度を評価する（成績評価の割合は試験が100%）。
学修時間の割り当て及	授業に臨むに当たっては毎回、事前に示したレジュメ等を読了しておいてもらうことに

び授業外における学修方法	なる（所要時間30分程度）。
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書 特になし。</li> <li>・参考文献 法務省法務総合研究所編『令和3年版 犯罪白書』（2022年）。 他の参考文献は、授業の際に紹介する。</li> <li>・その他 担当教員によって作成されたレジюмеや各種の資料を配布する。</li> </ul>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	刑罰、死刑、自由刑、懲役、禁錮、拘留、財産刑、罰金、科料、没収、保安処分、医療観察制度、犯罪者処遇、犯罪被害者保護

授業科目名	知的財産法
科目番号	0AFL401
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 木7,8
担当教員	飯田 圭
授業概要	本講義は、情報財を保護の客体とする法体系である知的財産法の全体像の基本的理解を得た上で、同法体系を構成する特許法及び著作権法について、その基本構造と重要項目の理論的知識を得つつ、主要な裁判例を素材に思考する訓練も行うことで、同各法関連事件に係る事案に即した応用展開能力の基礎を身に着けることを目的とする。
備考	01NA302と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	知的財産法の全体像の基本的理解並びに特許法及び著作権法の基本構造及び重要項目の理論的知識を得るとともに、特許法及び著作権法関連事件に係る事案に即した応用展開力の基礎を身に着ける。
授業計画	<p>本講義は、毎回、レジュメに基づき、概要の説明を行った上で、幾つかの裁判例を検討・分析する方法で行う。学生は、事前に配布される講義進行表に基づき、毎回、教科書及び参考書の該当箇所を予習するとともに、合計2-3件程度の担当裁判例について、担当回に、簡明なレポートを作成・提出することが求められる。教科書の該当箇所と担当裁判例については事前に講義進行表を配布する。六法は毎回持参すること。</p> <p>第1回 知的財産法概説、特許法I(発明)</p> <p>第2回 特許法II(特許要件及び特許取得手続)、特許法III(発明者及び特許を受ける権利)</p> <p>第3回 特許法IV(職務発明制度)、特許法V(特許権の効力)</p> <p>第4回 特許法VI(特許権侵害行為)、特許法VII(特許発明の技術的範囲)</p> <p>第5回 特許法VIII(抗弁及び特許無効手続)、特許法IX(救済及び実施許諾)</p> <p>第6回 著作権法I(著作物その1)、著作権法II(著作物その2)</p> <p>第7回 著作権法III(著作権その1)、著作権法IV(著作権その2)</p> <p>第8回 著作権法V(著作権その1)、著作権法VI(著作権その2)</p> <p>第9回 著作権法VII(著作権侵害その1)、著作権法VIII(著作権侵害その2)</p> <p>第10回 著作権法IX(著作権の制限、救済及び利用許諾)、その他の知的財産法・国際的知的財産法及び知的財産紛争解決機関</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	レポート(30%)及び期末試験(70%)により総合評価する。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	本講義は、毎回、レジュメに基づき、概要の説明を行った上で、幾つかの主要な裁判例を検討・分析する方法で行う。学生は、事前に配布される講義進行表に基づき、毎回、教科書及び参考書の該当箇所を予習するとともに、合計2~3件程度の担当裁判例について、担当回に、簡明なレポートを作成・提出することが求められる。教科書の該当箇所と担当裁判例については事前に講義進行表を配布する。六法は毎回持参すること。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>1. 小泉直樹著「特許法・著作権法〔第2版〕」(有斐閣・2020)</p> <p>2. なお、概要の説明のためにレジュメを配付する。</p> <p>参考書 (特許法)</p>

教材・参考文献・配付資料等	1. ジュリスト別冊・特許判例百選(第5版)(有斐閣・2019) 2. 中山信弘著「特許法〔第4版〕」(弘文堂・2019) (著作権法) 3. ジュリスト別冊・著作権判例百選(第6版)(有斐閣・2019) 4. 中山信弘著「著作権法〔第3版〕」(有斐閣・2020)
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	知的財産権, 特許権, 著作権

授業科目名	倒産法
科目番号	0AFL403
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 木7,8
担当教員	古澤 陽介
授業概要	倒産法分野は「法律問題のつぼ」と称されるように、倒産法のほか、それ以外の多様な分野の法的知識が求められる場面であり、倒産処理に携わることで法曹実務家としても総合力を高めることができる。本授業では、破産・民事再生・会社更生等の各種倒産手続における実務経験を踏まえ、できる限り具体的事例に即して講義する。また、民事基本法である民法、民事訴訟法、民事執行法等との関わりも意識しつつ授業を進め、受講生に相互理解を深めてもらう機会としたい。
備考	01NA306と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識の習得・活用等、応用につながる基礎力の滋養を目的とする。とりわけ、法人・個人、清算型・再建型、管理型・DIP型、手続法・実体法、平常時・危機時期以降等の様々な観点を踏まえ、規律の異同や相互の関係等を理解することを到達目標とする。
授業計画	<p>担当教員作成の逐条形式のレジюмеに沿って講義を進める。条文を出発点として、趣旨、要件・効果、判例等の基礎的事項を重視する。また、後掲テキスト「ロースクール倒産法」のQUESTIONについてもできる限り触れる。</p> <p>事前配付資料で予習内容を指定する。講義形式で授業を進める。</p> <p>第1週 破産手続の概要、定義規定、破産手続の開始・手続機関</p> <p>第2週 破産債権、財団債権【7】</p> <p>第3週 破産債権の届出・調査・確定【11】、破産財団の管理・換価・配当【12】、破産手続の終了、免責手続及び復権</p> <p>第4週 別除権【6】、全部義務者の手続参加【11】、取戻権</p> <p>第5週 相殺権【10】</p> <p>第6週 契約関係の取扱い(双方未履行双務契約、各種契約等)【4】【5】</p> <p>第7週 否認権(詐害行為)【8】</p> <p>第8週 否認権(偏頗行為)【9】</p> <p>第9週 民事再生手続の概要、定義規定、再生手続の開始【2】・手続機関【3】、再生債権、共益債権、一般優先債権【7】</p> <p>第10週 再生債権の届出・調査・確定、再生手続における別除権の取扱い【6】、再生債務者の財産の調査及び確保、再生計画【13】、再生計画認可後の手続、再生手続の廃止、個人再生の特則</p> <p>【】内の番号は、後掲テキスト「ロースクール倒産法」のUNIT番号を指す。</p> <p>授業計画・内容は変更する場合もある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験及び授業における議論や参加態度（平常点）を総合して評価する。評価基準は学期末試験を80%、授業での議論・参加態度（平常点）を20%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>教科書          基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」（弘文堂、2015年）と、松下淳一・菱田雄郷編「倒産判例百選第6版」（有斐閣、2021年）を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」（有斐閣、2014年）を使用する。          その他、本授業で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。</p>
<p>オフィスアワー等（連絡先含む）</p>	<p>授業後に対応する</p>
<p>その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）</p>	
<p>キーワード</p>	<p>法人・個人，清算型・再建型，管理型・DIP型，手続法・実体法，平常時・危機時期以降</p>

授業科目名	国際取引法
科目番号	0AFL405
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 水7,8
担当教員	小川 和茂
授業概要	<p>本講義を通じて国際的な取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、国際取引に関する法的問題や国際取引から生じる紛争の処理について、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを旨とする。</p> <p>紛争処理との関係では、裁判を利用した紛争解決及び国際仲裁に関する問題を取り扱う。</p> <p>国際取引に関しては、国際的な売買契約を中心に、国際的な商取引に関する法的問題を、適用法規、主体、契約、規制等、多様な角度から総合的に検討する。売買取引等代表的な国際取引の仕組みと、民商法・国際私法・競争法・知的財産法等の関連する諸分野における国際取引に関する日本法や国際的なルール（CISG等）の内容や考え方を扱う。</p> <p>基本的な知識を得るとともに、実務的な視点も意識しながら、そうして得た知識を具体的なケースへ当てはめていく実践的な能力を養うことも目的としたい。</p> <p>また、国内外の判例、事例問題や実際に使われている契約書等を教材として使用しながら、総合的・分野横断的な検討をしていく。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	01NA307と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	<p>売買取引等代表的な国際取引の仕組みと、民商法・国際私法・競争法・知的財産法等の関連する諸分野における国際取引に関する日本法や国際的なルール（CISG等）の内容や考え方などについて、基礎的な知識を獲得すること。</p> <p>外国・外国人・外国企業等が関係する民事紛争に関する基本的な枠組みを理解し、的確に対応するための手続法上の基礎的な能力を身につけること。</p> <p>以上の知識を具体的なケースへ当てはめて事案の処理をするための基礎的な能力を身につけること。</p>
授業計画	<p>第1週 イン트로ダクション</p> <p>第2週 国際取引と法・国際民事紛争処理</p> <p>第3週 国際取引の主体</p> <p>第4週 国際契約の基本</p> <p>第5週 国際運送・国際決済</p> <p>第6週 国際売買契約</p> <p>第7週 国際売買契約 ・国際投資</p> <p>第8週 国際投資 ・国際取引と規制</p> <p>第9週 国際取引と規制 ・国際知的財産法</p> <p>第10週 国際商事仲裁</p>
履修条件	なし。
成績評価方法	<p>期末試験と質疑応答状況により評価する。</p> <p>各講義における判例報告、および質問や議論の参加による貢献度：10 %</p> <p>期末試験の成績：90 %</p>

学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	事前に指定する判例等を入手して授業での議論に備えてください。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 森下哲朗・平野温郎・森口聡『ケースで学ぶ国際企業法務のエッセンス』（有斐閣、2017年）</p> <p>参考書 山田録一・佐野寛『国際取引法(第4版)』（有斐閣、2014年） 高桑昭『新版国際商取引法』（東信堂、2019年） 澤田壽夫＝柏木 昇＝杉浦保友＝高杉直＝森下哲朗＝増田史子『マテリアルズ国際取引法(第3版)』（有斐閣、2014年）</p> <p>国際私法についての知識が必須である。国際私法の受講を勧める。 なお、国際私法分野の参考書としては、以下のものを利用すると良い。 多田望・長田真里・村上愛・申美穂『国際私法』（有斐閣、2021年） 中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『Legal Quest 国際私法 第2版』（有斐閣、2018年）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際私法判例百選(第3版)</li> <li>2. 澤田壽夫ほか『マテリアルズ国際取引法(第3版)』（有斐閣、2014年）</li> <li>3. 松岡博『国際関係私法入門 第4版補訂』（有斐閣、2021）</li> </ol>
オフィスアワー等（連絡先含む）	基本的には授業後に対応します。それ以外に面談を希望する場合は、予めメールにて連絡をください（初回授業時にメールアドレスをお知らせします。）。日程調整をします。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国際動産売買契約、インコタームズ、CISG、販売店・代理店契約、国際ライセンス契約、国際投資、国際仲裁、知的財産権

授業科目名	国際私法
科目番号	0AFL407
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 木7,8
担当教員	藤澤 尚江
授業概要	渉外的要素のある法律関係および法律行為について、その法律関係・法律行為に適用すべき法律の決定基準(国際私法)とこれら法律関係・法律行為から紛争が生じ、これを裁判などにより解決する場合に裁判等を行う権限のある国・機関に関する基準(国際民事手続法)を学ぶ。
備考	01NA308と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	国際私法に関する基礎的な知識を習得し、問題解決能力を養うことを目標とする。
授業計画	<p>本講義では、国際私法の中でも、ある問題にいずれの地の法が適用されるべきかという準拠法決定の問題を、具体的なケースをとりあげながら扱う。特に、本講義では財産法関係を対象とする。</p> <p>第1回 ガイダンス、問題解決プロセス(1)  第2回 問題解決プロセス(2)  第3回 契約  第4回 消費者契約、労働契約  第5回 不法行為  第6回 生産物責任、信用・名誉毀損  第7回 法人</p> <p>人・法人  第8回 物権  第9回 債権・債務関係  第10回 知的財産権</p> <p>扱う順番は、講義の進捗にあわせて変更の可能性もある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末レポートにより評価する。一定以上の欠席がある者については、評価の対象としない。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業該当箇所について参考文献をを適宜参照すること。
教材・参考文献・配付資料等	教科書は特に指定しない。 第一回目の授業で文献の紹介をする。
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	講義中に日本法の条文を参照できるよう準備しておくこと。

他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	国際私法・準拠法・財産法

授業科目名	国際私法(続)
科目番号	0AFL408
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 木7,8
担当教員	藤澤 尚江
授業概要	
備考	01NA318と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	国際私法に関する基礎的な知識を習得し、問題解決能力を養うことを目標とする。
授業計画	第1回 婚姻 第2回 離婚 第3回 相続・遺言 第4回 親子関係 第5回 扶養・後見等 扱う順番は、講義の進捗にあわせて変更の可能性もある。
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末レポートにより評価する。一定以上の欠席がある者については、評価の対象としない。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業該当箇所について参考文献をを適宜参照すること。
教材・参考文献・配付資料等	教科書は特に指定しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	講義中に日本法の条文を参照できるよう準備しておくこと。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国際私法・準拠法・家族法

授業科目名	経済法
科目番号	0AFL409
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 金7,8
担当教員	徳力 徹也
授業概要	経済社会における企業活動の基本ルールを定める独占禁止法（競争法）について、違反成立要件（行為要件＋弊害要件）に関する基礎知識を学ぶ。価格カルテル・再販売価格拘束等の違反行為類型に応じた適用条項の選択・その違反成立要件の解説を行う。その際、公正取引委員会による違反事件事例・ガイドライン等を題材として取り上げる。
備考	01NA309と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	検討対象となる行為の特定・それに対する適用条項の選択を適切に行った上で、違反成立要件 特に、弊害要件の順次的検討（市場画定＋反競争性（競争停止型／他者排除型）＋正当化理由）を確実に行える基礎能力の修得を目指す。
授業計画	第1週 水平制限（競争停止型：価格カルテル・その他カルテル・入札談合） 第2週 水平制限（他者排除型：共同取引拒絶／業務提携（共同生産等）） 第3週 垂直制限（競争停止型：再販売価格拘束・販売地域等の制限・販売方法の制限） 第4週 垂直制限（他者排除型：排他条件付き取引・抱き合わせ販売・その他排他取引） 第5週 単独行為（単独・直接の取引拒絶、略奪的価格設定） 第6週 単独行為（私的独占）＋中間整理（独占禁止法の体系的整理） 第7週 事業者団体規制 第8週 企業結合規制（総論、水平結合・垂直結合等） 第9週 企業結合規制（事例検討等）＋その他類型（優越的地位濫用等） 第10週 違反に対するエンフォースメント（行政措置・刑事措置・民事措置）
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験80%、通常の授業参加状況20%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	適宜、法科大学院学内情報サイトに掲載するとともに、授業内で適宜指示する予定。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 特に指定しない。  1．白石忠志「独占禁止法(第3版)」有斐閣 2．金井貴嗣他編著「独占禁止法(第6版)」弘文堂 3．泉水文雄著「経済法入門」有斐閣 4．金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法(第4版)」弘文堂 5．別冊ジュリスト「経済法判例・審決百選(第2版)」有斐閣 6．大久保直樹他編著「ケーススタディ経済法」有斐閣 7．川濱昇他編著「論点解析経済法(第2版)」商事法務
オフィスアワー等（連絡先含む）	

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	独占禁止法，不当な取引制限，私的独占，不公正な取引方法，企業結合，事業者団体規制，市場支配力

授業科目名	租税法
科目番号	0AFL411
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C夏季休業中 月7,8
担当教員	本田 光宏
授業概要	<p>所得税法と法人税法に関する主要判例を題材として、租税法の基本原則及び課税所得計算ルールの概要について講義する。</p> <p>本講義では、学修する項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。</p> <p>各項目に関連する主要裁判例については、『ケースブック租税法』を教材として説明する。なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、指定する参考書を読むことを勧める。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	01NA310と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	所得税法と法人税法を中心的な素材として、租税法の基本原則及び課税所得の計算に関する重要項目を理解すること。
授業計画	<p>授業において学習項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。各項目に関連する主要裁判例については、金子宏ほか編『ケースブック租税法(第5版)』（弘文堂、2017年）を教材として使用する。</p> <p>なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、下記記載の参考書のうちどれかを読むことをお勧めする(具体的には初回授業の際に説明する)。</p> <p>第1週 租税法の体系・総論、租税法の基本原則(租税法律主義、租税公平主義等)、租税法の解釈等</p> <p>第2週 所得税法(1):所得税法総論、所得税法の構造、所得の概念、所得の人的帰属等</p> <p>第3週 所得税法(2):所得の分類(勤労性所得、資産性所得等)</p> <p>第4週 所得税法(3):所得の分類(事業所得等)</p> <p>第5週 所得税法(4):所得の分類(続き)、所得の計算:収入金額と必要経費、年度帰属等</p> <p>第6週 所得税法(5):確定申告、源泉徴収、租税債務の確定・変更手続等</p> <p>第7週 法人税法(1):法人税法総論、法人税法の構造、企業会計との関係、法人税の納税義務者等</p> <p>第8週 法人税法(2):法人の課税所得、益金及び損金の意義等</p> <p>第9週 法人税法(3):益金・損金に関する別段の定め</p> <p>第10週 法人税法(4):益金・損金に関する別段の定め(続き)、組織再編税制、グループ企業に関する税制等</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	試験100%。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>授業における判例の解説に際し、金子宏ほか編『ケースブック租税法(第5版)』（弘文</p>

<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>堂、2017年)を使用する。</p> <p>参考書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税法の基本書として、金子宏『租税法(第24版)』(弘文堂、2021年)、中里実ほか編『租税法概説(第3版)』(有斐閣、2018年)。</li> <li>・所得税法と法人税法を中心に記述する教科書として、谷口勢津夫『税法基本講義(第7版)』(弘文堂、2021年)、増井良啓『租税法入門(第2版)』(有斐閣、2018年)。</li> <li>・所得税法の基本的な考え方を丁寧に説明する教科書として、佐藤英明『スタンダード所得税法(第3版)』(弘文堂、2022年)、入門書として、木山泰嗣『弁護士が教える 分かりやすい「所得税法」の授業』(光文社、2014年)がある。</li> <li>・法人税の基本的な考え方を丁寧に説明する教科書として、渡辺徹也『スタンダード法人税法(第2版)』(弘文堂、2019年)、実務入門書として、成松洋一『法人税法 理論と計算(17訂版)』(税務経理協会、2021年)がある。</li> <li>・主要判例の解説として、中里実ほか編『租税判例百選(第7版)』(有斐閣、2021年)。</li> <li>・コンパクトな税務六法として、中里実・増井良啓編『租税法判例六法(第5版)』(有斐閣、2021年)がある。</li> </ul>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>授業後に対応する。</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>所得税法, 法人税法, 国税通則法, 租税法律主義, 租税公平主義, 所得分類, 所得の人的帰属, 年度帰属, 収入金額, 必要経費, 確定申告, 源泉徴収, 公正処理基準, 確定決算主義, 益金, 損金, 別段の定め</p>

授業科目名	労働法
科目番号	0AFL413
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 木7,8
担当教員	川田 琢之
授業概要	<p>労働関係をめぐって生じる法的問題を扱う法曹実務家に求められる基本的素養の習得を目的として、労働法領域における基本的な法令・判例及びその背後にある労働法的な思考方法について、質疑応答を交えつつ講義する。</p> <p>1)労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過(たとえば下級審での判断)を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。</p> <p>2)上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力(及びそれを表現する能力)を身につける。</p> <p>授業は講義形式とする。</p>
備考	01NA311と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	<p>労働法を扱う法曹実務家に求められる基礎的素養として、以下に挙げる事項を修得する。</p> <p>1.労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過(たとえば下級審での判断)を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。</p> <p>2.上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力(及びそれを表現する能力)を身につける。</p>
授業計画	<p>指定教科書(ケースブック)の該当回で扱う部分及び事前に配布する該当回分のレジюмеについて、受講者が十分予習していることを前提として、レジюмеを用いた講義形式を主体とする(後掲の各回で扱う内容は、講義の進行状況等を踏まえて一部前後する可能性がある)。2単位で扱うには対象範囲が相当に広いが、十分な時間を確保しにくい面はあるが、ケースブック掲載の判例の内容等を素材とした双方向的な授業も、可能な限り実施する。</p> <p>受講者は、予習として、事前に配布される次回分のレジюме及び指定教科書の該当章に収録された裁判例に事前に目を通しておくこと及び、このほかに講義中又はレジюмеで指示があった場合には当該事項について準備しておくことが求められる。</p> <p>基本的に、指定教科書(ケースブック)の構成に沿って進めていく。</p> <p>第1回 イントロダクション、労働関係の成否、労働契約と就業規則  第2回 就業規則の変更、解雇の制限と救済方法  第3回 有期雇用・パート労働者  第4回 採用・採用内定・試用期間、賃金請求権  第5回 人事考課・降格、配転・出向・転籍  第6回 労働時間・休日</p>

授業計画	<p>第7回 さまざまな労働時間制度</p> <p>第8回 休暇・休業・休職、懲戒・服務規律</p> <p>第9回 整理解雇・退職、雇用平等</p> <p>第10回 労働災害の補償</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>定期試験80%、平常点20%の比重で評価を行う。平常点は、双方向的授業における回答の内容を主たる評価要素とし、出席それ自体は評価要素としない。</p> <p>【但し、2022年度については、授業時間内にどの程度双方向的授業を行うことができたかに応じて、上記の比率を、「定期試験90%、平常点10%」又は「定期試験100%」のいずれかに変更することがある。変更の有無及び変更する場合の変更内容は、授業時間内で告知するほか、適宜の方法で周知を行う。】</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1を指定教科書、2を教科書に準じた重要参考書と位置付ける(3,4は参考書)。なお、どちらについても、改訂があった場合には、開講の時点における最新版を用いる。</p> <p>1. 菅野和夫監修、土田道夫・山川隆一・大内伸哉・野川忍・川田琢之編著、『ケースブック労働法〔第8版〕』弘文堂、2014</p> <p>2. 菅野和夫、『労働法〔第12版〕』弘文堂、2019</p> <p>3. 山口幸雄・三代川三千代・難波孝一編、『労働事件審理ノート〔第3版〕』判例タイムズ社、2011</p> <p>4. 村中孝史・荒木尚志編、『労働判例百選〔第10版〕』有斐閣、2022</p> <p>以上のほか、授業時に持参し、適宜参照する法令集として、(他の科目でも使用するであろう六法のほかに)労働法関係の収録法令が充実した法令集を用意することが望まれる。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業時にアポイントメントをとることを原則とする。
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	労働法 法曹実務

授業科目名	労働法(続)
科目番号	OAF414
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 木7,8
担当教員	川田 琢之
授業概要	
備考	01NA319と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	<p>労働法を扱う法曹実務家に求められる基礎的素養として、以下に挙げる事項を修得する。</p> <p>1.労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過(たとえば下級審での判断)を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。</p> <p>2.上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力(及びそれを表現する能力)を身につける。</p>
授業計画	<p>指定教科書(ケースブック)の該当回で扱う部分及び事前に配布する該当回分のレジюмеについて、受講者が十分予習していることを前提として、レジюмеを用いた講義形式を主体とする(後掲の各回で扱う内容は、講義の進行状況等を踏まえて一部前後する可能性がある)。2単位で扱うには対象範囲が相当に広いと見られ、十分な時間を確保しにくい面はあるが、ケースブック掲載の判例の内容等を素材とした双方向的な授業も、可能な限り実施する。</p> <p>受講者は、予習として、事前に配布される次回分のレジюме及び指定教科書の該当章に収録された裁判例に事前に目を通しておくことが及び、このほかに講義中又はレジюмеで準備が求められた事項がある場合には当該事項について準備しておくことが求められる。</p> <p>基本的に、指定教科書(ケースブック)の構成に沿って進めていく。指定教科書の第19講以下(ただし、第29講の全部と第30講の一部を除く)を、この順番ですすめていく。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>定期試験80%、平常点20%の比重で評価を行う。平常点は、双方向的授業における回答の内容を主たる評価要素とし、出席それ自体は評価要素としない。</p> <p>【但し、2022年度については、授業時間内にどの程度双方向的授業を行うことができたかに応じて、上記の比率を、「定期試験90%、平常点10%」又は「定期試験100%」のいずれかに変更することがある。変更の有無及び変更する場合の変更内容は、授業時間内で告知するほか、適宜の方法で周知を行う。】</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	基本的に同年度の「労働法」と同じものを指定する。
オフィスアワー等(連	授業時にアポイントメントをとることを原則とする。

絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	労働法、法曹実務

授業科目名	環境法
科目番号	0AFL415
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春AB 火7,8
担当教員	小島 延夫
授業概要	今日、地球温暖化問題・廃棄物問題など、日常生活から経済活動のすべての側面において、環境問題が密接に関係しており、それらの問題解決のために、環境法がどのように機能するのか、学ぶ。事例については、具体的な事案分析・その問題に対する論理的な分析・適切な対処方法の検討を行い、法政策課題については、そこに存在する問題とそれに対する対処方法の可能性について考え、環境法の具体的な法規制を理解するために、個別法を読み解く。
備考	01NA314と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	第一に、環境問題の具体的な事例についての事案分析力・その事案に対する問題解決の論理構築力などを養ってもらうこと（ここでは民法及び行政法等の知識とその活用能力も問われる）、第二に、環境問題についての法政策課題についての理解及びそれについての意見表明能力を高めること、及び、第三に、上記のような今日の広範な問題となった環境問題の全体像を理解しそれについての対応策の具体的な課題と対応策の可能性を知り考えること、であるが到達目標である。
授業計画	<p>授業においては、『環境法ケースブック第2版』を基本テキストとして、そこに挙げられている設問を素材に、その設問を含む課題について、質疑応答をまじえながら学ぶ方法をとる。適宜、文章起案をしてもらう予定。</p> <p>環境法においても個別法の理解を進めることが重要なので、個別法については、毎回、関係法令をあらかじめダウンロードしていただき、それを参照しながら進める。</p> <p>第1週 環境法の仕組みはどのようなものか。個別課題としてどのようなものがあるか。 環境法の基本原則・基本理念、環境紛争の解決方法、騒音規制</p> <p>第2週 環境法の規制システムと環境法の実施・執行 水質汚濁防止法を素材に環境法の規制システムとは何か具体的に考える。経済調和条項、経済学的発想と法律学的発想、環境保全における行政と事業者の役割分担、行政指導指向になぜなるのか、行政権限行使のための法的仕組み、環境法違反に対する制裁、費用の保全方法、不法収益の剥奪、公害罪法</p> <p>第3週 環境政策の手法 賦課金と規制的手法について、日本における経済的手法の適用例、ISO14001とEMASの比較、日本の温暖化対策における環境政策手法、排出権取引について、化審法とPRTR法の環境政策における意義</p> <p>第4週 地方自治と環境法 上乗せ条例・横出し条例・手続き付加条例とは、法律と条例、パチンコ条例事件と廃棄物処分場をめぐる事件、環境法のもとでの国の関与と自治体の対応策、協定について</p> <p>第5週 公害・環境民事訴訟 大規模公害と民事訴訟（共同不法行為、因果関係論、責任論（国・県）、責任論（事業者）、損害論、消滅時効、差止請求）</p> <p>第6週 環境行政訴訟の技術、環境影響評価</p> <p>第7週 自然環境の保全 自然公園法、自然環境保全法の特徴と法政策上の問題、野生動物種の保護のあり方と種の保存法、外来生物問題への対処、自然公園法上の地域指定を争うための訴訟形式、自然公園法上の行為規制と損失補償</p>

授業計画	<p>第8週 廃棄物処理・原因者責任、拡大生産者責任とリサイクル法制</p> <p>第9週 土壌汚染対策・地下水汚染対策、権限不行使の違法に対する国家賠償請求、汚染者負担原則・予防原則</p> <p>第10週 環境法の事例検討</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	最終レポート(70%) および小レポート(3回を予定)(30%) で評価を行う。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>大塚直、北村喜宣編「環境法ケースブック第2版」を基本テキストとする。</p> <p>参考書</p> <p>1.大塚直「環境法Basic 第2版」有斐閣</p> <p>2.日本弁護士連合会「ケースメソッド環境法第3版」日本評論社</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	できるだけ、環境法のイメージがわくようにしながら、海外の状況などにも適宜参照しつつ、講義を進める予定。積極的に参加されたい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	環境法 / 環境法の規制システム / 環境政策の手法 / 地方自治と環境法 / 不法行為 / 民事差止訴訟 / 環境行政訴訟 / 環境影響評価

授業科目名	金融法〔金融監督法・金融取引法〕
科目番号	0AFL417
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春B 水7,8
担当教員	栗林 康幸, 斎藤 輝夫
授業概要	前半は金融監督を含む金融機関や市場等がどのような法制度により支えられているか(金融組織法)について、後半は証券化等の金融取引で発生する法的論点(資本市場法)などを解説し、金融法制の全般的な理解を深めてもらうことを目標とする。
備考	01NA414と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	<p>預金、公共料金支払い、住宅ローン、生命保険など金融機関との取引は、個人の生活にとってなくてはならない取引である。近時、個人向け金融商品にもデリバティブなどリスク性商品が増え、高齢者が損失を被るなどますます個人の生活に影響を及ぼしている。また、企業に目を向けても、銀行からの借入等の間接金融、債券発行による直接金融などによる資金調達企業活動にとって不可欠である。更に近時は、資産流動化やシンジケート・ローン等、比較的高度な金融取引とも結びつき、金融取引をめぐる法改正も活発である。</p> <p>これら金融取引の重要性に鑑み、金融の分野では業法その他の規制法がきめ細かく整備されている。1990 年代の金融ビッグバンにより規制緩和の方向に向かったものの、リーマンショック後の金融危機の世界的な流れの中で、金融法制はふたたび規制を強化する傾向にある。</p> <p>金融法の学問分野は、上記の金融取引分野と金融規制分野の双方を含む広大な領域であり、本講義で全てを網羅することはできないが、できるだけ実務に沿った金融取引法、規制法の基本を提示したいと考えている。近時、企業内弁護士数は急激に増加しており、とりわけ銀行等金融機関の企業内弁護士の数が多くなってきている。金融機関はもとより金融機関以外の企業であっても、企業内弁護士になれば必ず金融取引の法務相談及び金融商品取引法等の規制法の相談対応は不可避である。また弁護士として一般民事に携わった場合でも、預金取引や金融商品の取引に絡む法律相談は頻繁に受けることになる。</p>
授業計画	<p>講義形式を中心とするが、クラスの人数、企業経験者の多寡により、ディスカッション方式を取り入れる等柔軟に対応する。</p> <p>企業での勤務経験は企業活動の理解に役立つ。企業経験のない学生も、日頃から新聞(日本経済新聞等)・ビジネス雑誌に接して企業活動について知ることが望ましい。</p> <p>クラスの授業は、原則として予習は要求しないが、分野によっては次回までの条文や配布資料の読み込みや簡単なリサーチを授業中に指示することがある。また、基本の法律科目(民法、会社法など)に関連する分野については、既習部分をしっかり押さえてくることを望ましい。</p> <p>第1回 金融法概観 第2回 金融法概観 第3回 銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第4回 銀行取引(預金、貸出し、債権管理、債権回収)、ノンバンクにおける取引 第5回 金融規制(銀行法、貸金業法、その他関連規制法) 第6回 金融ADR、保険法</p>

授業計画	第7回 証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第8回 証券化取引(譲渡をめぐる問題、SPC、資産管理、ファイナンス) 第9回 投資信託 第10回 投資信託
履修条件	配当年次による
成績評価方法	授業に関するアンケートを随時実施し、授業への取り組みを確認する。また、レポートの提出を求め、その内容と、授業での質疑・理解度、アンケートの内容等により評価する。評価の割合は、期末試験74%、平常点26%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	教科書 レジメと配布資料による。 金融法の全体を概観する授業のため一冊でカバーできる教科書を指定することは難しいので、配布レジメと随時紹介する参考書を利用して学習すること。  参考書 参考書は随時紹介する。
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	銀行取引, 金融規則, 金融機関, 証券化, 投資信託

授業科目名	国際公法
科目番号	0AFL419
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 火7,8
担当教員	鶴田 順
授業概要	本授業では、教員による講義と学生による討論を通じて、国際法に関する基礎概念の整理と、同法の体系的理解を目指す。事例研究もあわせて行う。
備考	01NA317と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	国際法の基礎的な知識を習得する。それにより、社会におけるさまざまな課題について、国際法の観点から捉え、考え、評価し、課題の克服策を提示する力を養う。
授業計画	<p>授業は教科書に沿って講義形式で行う。授業中のノート作成は必要最小限にとどめて、あれこれと思考をめぐらしながら聞いていただきたい。授業の終わりに(あるいは翌週の授業までの宿題として)授業で習得した基礎的な知識を使って事例問題を解いてもらうことがある。</p> <p>第1回 授業ガイダンス、国家管轄権の行使（1）  第2回 国家管轄権の行使（2）  第3回 逃亡犯罪人引渡し  第4回 外交特権免除  第5回 国際法の法源  第6回 日本における国際法の実施（1）  第7回 日本における国際法の実施（2）  第8回 日本における国際人権条約の実施（1）  第9回 日本における国際人権条約の実施（2）  第10回 米国反トラスト法の域外適用への対応、まとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>事例問題への回答と期末定期試験（あるいは期末レポート）を合算して成績評価とする。</p> <p>事例問題への回答：60%  期末テスト（あるいは期末レポート）：40%</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書  鶴田順『国際法講義 副読本〔第二版〕』（成文堂，2019年）。  なお、2022年9月末の授業開始までに「第三版」を刊行する可能性もあります。教科書を購入する前に、manaba のコース・ニュース欄をご確認ください。</p> <p>参考書  鶴田順・西井正弘編『国際環境法講義〔第二版〕』（有信堂高文社，2022年）  鶴田順編『海賊対処法の研究』（有信堂高文社，2016年）。</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国家管轄権、域外適用、米国反トラスト法、条約の国内実施、国際人権条約、米国反トラスト法

授業科目名	地方自治
科目番号	0AFL421
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 土2,3
担当教員	森 稔樹
授業概要	地方自治・地方自治法の主要な項目・論点を扱います。取り上げる項目・論点は、地方自治・地方自治法関係の項目・論点を中心に、法科大学院の教育において特に必要と考えられる範囲をカバーするものであり、具体的には、下記の「授業計画」に示す通りです。
備考	01NA351と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	<p>(1)地方自治・地方自治法について、実務において求められる問題解決能力、事実調査能力、事実認定能力、論述力を高めること。</p> <p>(2)単に地方自治法の解釈に留まることなく、今後いっそう求められうる政策立案能力を身につけ、高めること。</p> <p>(3)憲法との関連を意識しつつ、地方自治、地方分権のありかたを深く考察できること。</p>
授業計画	<p>(1)指定した教科書の項目・内容に応じて講義形式をとりますが、時間・期間の関係もあるので、重要な項目、論点について集中的に取り上げることとします。</p> <p>(2)このため、少なくとも指定教科書の該当部分を熟読する、憲法学や行政法学の教科書を再読しておくなど、十分に事前学習を行っておいてください。</p> <p>(3)重要な項目、論点については、判例や行政実例などの解説を教材(プリント)として配布するとともに、当方で作成した演習問題を課題として解いていただきます。</p> <p>(4)講義形式ではありますが、質疑応答を繰り返します。</p> <p>第1回 地方自治の基礎理論（憲法と地方自治法）、普通地方公共団体  第2回 都道府県と市町村との関係、特別地方公共団体  第3回 地方公共団体の事務（自治事務、法定受託事務、役割分担論など）  第4回 地方公共団体の権能（条例制定権を中心に。なお、地方税財政については、時間に余裕がある場合に取り上げます。）  第5回 地方公共団体の機関  第6回 住民監査請求  第7回 住民監査請求（続）、住民訴訟  第8回 住民訴訟（続）  第9回 普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与  第10回 国と普通地方公共団体との間の係争処理</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	<p>第1週から第5週（第1回～第10回）まで、当方が出す小課題：20%(翌週に提出していただきます)</p> <p>学期末試験：80%</p> <p>なお、出席は参考程度としますが、これは出席が当然の前提であるためです（欠席が多いと単位を取得できないことも、また当然です）。</p>
学修時間の割り当て及び授業外における学修	・第1週までに教科書を通読しておいてください。この講義で扱うことができない事項についても学習しておく必要があるためです。

方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復習として、配布する教材において示した裁判例につき、参考書の1つとしてあげている磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選』〔第4版〕(2013年、有斐閣)の該当頁、さらに判決文を読んでみましょう。</li> <li>・その他、随時指示いたします。</li> </ul>
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>宇賀克也『地方自治法概説』〔第9版〕(2021年、有斐閣)</p> <p>なお、上記の通り、教材(プリント)を配布します。</p> <p>参考書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宇賀克也『行政法概説III行政組織法/公務員法/公物法』〔第5版〕(2019年、有斐閣)</li> <li>2. 松本英昭『要説地方自治法』〔第10次改訂版〕(2018年、ぎょうせい)</li> <li>3. 松本英昭『新版逐条地方自治法』〔第9次改訂版〕(2017年、学陽書房)</li> <li>4. 村上順・白藤博行・人見剛編『新基本法コンメンタール地方自治法(別冊法学セミナーNo.211)』(2011年、日本評論社)</li> <li>5. 磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選』〔第4版〕(2013年、有斐閣)</li> </ol> <p>その他、随時紹介します。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「授業計画」において記したところからお察しと思いますが、地方自治(法)を学習する際には憲法や行政法の知識を必要とします。とくに、行政法については行政作用法総論、行政組織法、行政救済法のいずれも復習しておく必要があります。裁量の問題は、地方自治の分野においても重要な概念です。</li> <li>・地方自治は多くの行政分野に関係します。また、制度の改正も多いので、日々の報道などに注意してください。</li> <li>・必要に応じて、法律学以外の分野の文献を参照していただくこともあります。</li> </ul>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	自治事務、法定受託事務、住民監査請求、住民訴訟

授業科目名	金融商品取引法
科目番号	0AFL423
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	夏季休業中 随時
担当教員	萬澤 陽子
授業概要	本講義では、証券取引規制の全体を概観した上で、特に企業買収に関わる規制を中心に 取り上げ、その内容・趣旨等について、判例や学説にも触れながら学ぶことにより、金 融商品取引法についての法的知識と理解を得させ、法的思考力の養成を図る。 授業は予習を前提とした講義を中心とする。
備考	01NA354と同一。 オンライン(オンデマンド型)
授業方法	講義
学位プログラム・コン ピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修 成果)	金融商品取引法の基本的なルール、それをめぐる議論および判例の立場を理解し、証券 市場の規制に関する諸問題について、法的に考えることを目標とする。
授業計画	担当教員が配布するレジюмеに基づいて、講義形式で授業を進める。 第1回 総論 主な内容：金融商品取引法の規制対象である証券市場の役割、金融商品取引法の目的・ 意義、全体像 第2回 上場会社と金融商品取引法 主な内容：上場会社に適用される法・ルールの全体像(会社法、金融商品取引法の開示 規制、コーポレートガバナンス・コード、証券取引所ルール等) 第3回 情報開示制度(1) 主な内容：発行開示規制(提出書類・提出手続、その趣旨等) 第4回 情報開示制度(2) 主な内容：継続開示規制(提出書類・提出手続、その趣旨等) 第5回 公開買付規制 主な内容：公開買付規制の概要、手続的規制・実体的規制、大量保有報告制度、執行方 法等
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末レポート(100%)で判断する。
学修時間の割り当て及 び授業外における学修 方法	
教材・参考文献・配付 資料等	1. 山下友信=神田秀樹、『金融商品取引法概説 第2版』(有斐閣、2017年) 2. 神田秀樹=神作裕之編、『金融商品取引法判例百選』(有斐閣、2013年)
オフィスアワー等(連 絡先含む)	履修ガイド参照
その他(受講生にのぞ むことや受講上の注意 点等)	
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	株式会社, 株式市場, 上場会社, コーポレートガバナンス, コーポレートガバナンス・ コード, 情報開示規制, 有価証券報告書, 四半期報告書, 証券取引所, 適時開示, 公開 買付け, 企業買収

授業科目名	消費者法
科目番号	0AFL425
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	春C 金7,8
担当教員	平澤 慎一
授業概要	消費者問題に対応する法律群である「消費者法」について、実際の消費者被害を扱いながら修得する。消費者被害の実態や原因・背景を十分理解したうえで、消費者問題に対するスタンスを学ぶ。
備考	01NA355と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	現代社会では、さまざまな消費者問題について、問題点を的確に捉え、消費者の権利を実現し解決する能力が求められている。本講義では、このような能力を身につけるため、消費者被害の実態や原因・背景を理解し、それを解決するための法制度の基礎知識を習得しながら、法律実務家の視点から問題解決の手法について学んでいく。
授業計画	<p>教科書として指定する後記「消費者法講義」が取り扱うテーマのうち、下記「授業計画」記載の分野を対象とし、具体的な事例を使って授業を行う。予め課題は示すので、講義の日の前日午前10 時までメール等で提出されたい。授業は課題と受講生の回答をもとにして進める。</p> <p>第1回〔テーマ〕消費者問題と消費者法 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第2回〔テーマ〕消費者契約の過程/消費者契約法 1 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第3回〔テーマ〕消費者契約法 2 〔教授方法〕双方向授業</p> <p>第4回〔テーマ〕特定商取引法 1 〔教授方法〕双方向授業</p> <p>第5回〔テーマ〕特定商取引法 2 〔教授方法〕講義と双方向授業</p> <p>第6回〔テーマ〕割賦販売法 〔教授方法〕講義および双方向授業</p> <p>第7回〔テーマ〕金融商品と消費者法 〔教授方法〕講義および双方向授業</p> <p>第8回〔テーマ〕製品安全と製造物責任法 〔授業方法〕講義と双方向授業</p> <p>第9回〔テーマ〕多重債務/景品表示法/電子商取引 〔授業方法〕講義と双方向授業</p> <p>第10回〔テーマ〕消費者行政/消費者被害救済制度 具体的な事件の研究 全体のまとめ</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	筆記試験70%、授業への参加態度30% とした総合評価とする。
学修時間の割り当て及	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す

び授業外における学修方法	
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 日本弁護士連合会編「消費者法講義」〔第5版〕(日本評論社)</p> <p>参考書 「消費者法判例百選」(2版)(有斐閣)</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	

授業科目名	倒産法演習
科目番号	0AFL427
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋A 木7,8
担当教員	古澤 陽介
授業概要	本演習では、破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識を習得した受講生を対象として、具体的事例を題材として検討・討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを目的とする。
備考	01NA369と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを到達目標とする。
授業計画	<p>事前配付資料で予習内容を指定する。受講生には、予習として設問・課題に対する答えについて簡単なメモを作成するよう求める。本演習では、これに基づいて担当教員と受講生、あるいは受講生間で検討・討論しながらの双方向授業を目指す。本演習における検討・討論の結果形成された受講生それぞれの答えについても、本演習の復習としてメモを作成することが望まれる。ただし、これらのメモの提出までは求めない。</p> <p>第1週 消費者破産【14】・個人再生【15】</p> <p>第2週 倒産手続の選択及び手続相互の関係【1】</p> <p>第3週 応用問題の分析・検討1</p> <p>第4週 応用問題の分析・検討2</p> <p>第5週 応用問題の分析・検討3</p> <p>【】内の番号は、後掲テキスト「ロースクール倒産法」のUNIT番号を指す。</p> <p>第3週~第5週の「応用問題の分析・検討1~3」は、後掲テキスト「倒産法演習ノート」の設問から取り上げる。</p> <p>授業計画・内容は変更する場合もある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験及び授業における議論や参加態度(平常点)を総合して評価する。評価基準は学期末試験を80%、授業での議論・参加態度(平常点)を20%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」(弘文堂、2015年)と、松下淳一・菱田雄郷編「倒産判例百選第6版」(有斐閣、2021年)を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」(有斐閣、2014年)と、山本和彦編「倒産法演習ノート第3版」(弘文堂、2016年)を使用する。</p> <p>その他、本演習で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞ	

むことや受講上の注意 点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	法人・個人, 清算型・再建型, 管理型・DIP型, 手続法・実体法, 平常時・危機時期以降

授業科目名	倒産法演習(続)
科目番号	0AFL428
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋B 木7,8
担当教員	古澤 陽介
授業概要	本演習では、倒産法演習の続編として、破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識を習得した受講生を対象として、具体的事例を題材として検討・討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを目的とする。
備考	01NA373と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを到達目標とする。
授業計画	<p>事前配付資料で予習内容を指定する。受講生には、予習として設問・課題に対する答えについて簡単なメモを作成するよう求める。本演習では、これに基づいて担当教員と受講生、あるいは受講生 間で検討・討論しながらの双方向授業を目指す。本演習における検討・討論の結果形成された受講生それぞれの答えについても、本演習の復習としてメモを作成することが望まれる。ただし、これらのメモの提出までは求めない。</p> <p>第1週 総合問題の分析・検討 1  第2週 総合問題の分析・検討 2  第3週 総合問題の分析・検討 3  第4週 総合問題の分析・検討 4  第5週 総合問題の分析・検討 4</p> <p>第1週~第5週の「総合問題の分析・検討 1～5」において、受講生に取り組んでもらう総合問題の内容については事前配布資料で適宜指定する。</p> <p>授業計画・内容は変更する場合もある。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	学期末試験及び授業における議論や参加態度(平常点)を総合して評価する。評価基準は学期末試験を80%、授業での議論・参加態度(平常点)を20%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>(教科書)</p> <p>基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」(弘文堂、2015年)と、松下淳一・菱田雄郷編「倒産判例百選第6版」(有斐閣、2021年)を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」(有斐閣、2014年)と、山本和彦編「倒産法演習ノート第3版」(弘文堂、2016年)を使用する。</p> <p>その他、本演習で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。</p>
オフィスアワー等(連絡先含む)	
その他(受講生にのぞ	

むことや受講上の注意 点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	法人・個人, 清算型・再建型, 管理型・DIP型, 手続法・実体法, 平常時・危機時期以降

授業科目名	経済法演習
科目番号	0AFL429
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	春C 金7,8
担当教員	徳力 徹也
授業概要	本授業では、実際の事例又は仮設事例の検討を通じて、独禁法(経済法)に関する基礎概念の整理と事案分析力の向上を目指す。
備考	01NA370と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	独禁法(経済法)の講義を履修していることを前提として、最近の実際の事例又は仮設事例を用いて理論・実務の両面から検討し、独禁法(経済法)特に各行為類型の違反成立要件の内容・その該当性を基礎づける事実の捉え方等 について理解を深めることを目標とする。
授業計画	<p>学生は、事前配布資料に記載された事例等について、事前検討を加えるなど準備を行う(資料の作成等を求めない。)。その際、1どの行為を検討対象とするか、2独禁法の適用条項、3検討対象市場の画定(誰に対する/何に関する/誰と誰の間の競争を検討対象とするか)、4どのような弊害(競争停止/他者排除/その他)に着目するか、5正当化理由の有無等を明確に意識して検討する。教員は、これら項目ごとに、学生との間の質疑応答を通じて一般的な規範内容・事例等における事実の捉え方について整理・検討を行うこととしたい。</p> <p>第1週 水平制限事例 (価格カルテル・入札談合・共同取引拒絶)</p> <p>第2週 水平制限事例 (業務提携)、垂直制限事例 (再販売価格拘束・販売方法の制限)</p> <p>第3週 垂直制限事例 (排他条件付き取引その他排他取引)</p> <p>第4週 事業者団体事例+単独行為事例</p> <p>第5週 企業結合事例</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験結果(80%)、通常の授業参加状況(20%)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特になし(仮設事例等を記載した資料を事前配布予定)</p> <p>参考書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 白石忠志「独占禁止法(第3版)」有斐閣</li> <li>2. 金井貴嗣他編著「独占禁止法(第6版)」弘文堂</li> <li>3. 泉水文雄著「経済法入門」有斐閣</li> <li>4. 金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法(第4版)」弘文堂</li> <li>5. 別冊ジュリスト「経済法判例・審決百選(第2版)」有斐閣</li> <li>6. 大久保直樹他編著「ケーススタディ経済法」有斐閣</li> <li>7. 川濱昇他編著「論点解析経済法(第2版)」商事法務</li> </ol>
オフィスアワー等(連)	授業後に対応する

絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	独占禁止法, 不当な取引制限, 私的独占, 不公正な取引方法, 企業結合, 事業者団体規制, 市場支配力

授業科目名	労働法演習
科目番号	0AFL431
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋A 木7,8
担当教員	高橋 良寛
授業概要	事前に提示した演習問題について、まずは各自において検討し、それぞれの結論を導いた上で授業に臨んでいただき、授業ではこれをもとに議論・検討を行う。授業では、結論を導くために必要な基本的知識の確認のほか、目の前にある事案の分析と問題点の把握・抽出能力、結論に至るまでの思考プロセスを表現する力の養成を目指す。
備考	01NA371と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	基本的な起案の作法を習得すること、事案における法的問題点は何かを把握・抽出できるようになること、で把握・抽出した問題点について、一定の結論を導くために必要な基本的知識を整理しておくこと、結論に至るまでの思考プロセスを分かりやすく表現できるようになることを目標とする。
授業計画	第1回 インTRODクシヨN（労働法の考え方、起案の作法等） 第2回 個別労働関係1（就業規則、雇用契約の成立） 第3回 個別労働関係2（労働条件） 第4回 個別労働関係3（懲戒、解雇） 第5回 集团的労働関係
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験70%、平常点30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	都度、必要に応じて提示する。
教材・参考文献・配付資料等	課題は事前に提示する。  【参考文献】 ・菅野和夫「労働法（第12版）」 ・菅野和夫監修「ケースブック労働法（第8版）」 ・水町勇一郎ほか『事例演習労働法〔第3版補訂版〕』
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	具体的事実及びその法的評価

授業科目名	労働法演習(続)
科目番号	0AFL432
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋B 木7,8
担当教員	高橋 良寛
授業概要	基本的には労働法演習と同じ形式で行うことを考えているので、そちらを参照していただきたい。ただし、取り扱う題材はより複雑な事案を予定している。
備考	01NA374と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	基本的には労働法演習と同じであるが、労働法演習(続)においては、基本的な起案の作法を習得していることを前提に、事案における法的問題点は何かを把握・抽出できるようになること、で把握・抽出した問題点について、一定の結論を導くために必要な基本的知識を整理しておくこと、結論に至るまでの思考プロセスを分かりやすく表現できるようになることを目標とする。
授業計画	第1回 個別労働関係1(就業規則, 雇用契約の成立) 第2回 個別労働関係2(労働条件) 第3回 個別労働関係3(懲戒, 解雇) 第4回 集团的労働関係1(組合, 団体交渉) 第5回 集团的労働関係2(組合, 争議行為)
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験70%、平常点30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	都度、必要に応じて提示する。
教材・参考文献・配付資料等	課題は事前に提示する。  【参考文献】 ・菅野和夫「労働法(第12版)」 ・菅野和夫監修「ケースブック労働法(第8版)」 ・水町勇一郎ほか『事例演習労働法〔第3版補訂版〕』
オフィスアワー等(連絡先含む)	授業後に対応する
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)	
キーワード	具体的事実及びその法的評価

授業科目名	知的財産法演習
科目番号	0AFL433
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋A 木7,8
担当教員	小林 正和
授業概要	本演習では、特許法及び著作権法について、基本的な事例問題を通じて、関連条文、裁判例を再確認して頂くとともに、実務上の論点について理解を深めて頂く。
備考	01NA372と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	特許法及び著作権法に関する基本的な事例問題を通じて、事案処理能力、及び、起案能力を身に付けることを主眼とする。具体的には、各法の構成、重要な条文、裁判例及び論点についての知識を再確認した上で、事例問題に対して、1関連条文・論点の抽出、2規範の定立、3あてはめを適切に行えるようにすることを目標とする。
授業計画	<p>講義(基本的知識の確認)、演習(事例問題を検討した上での起案)、討論・解説という流れで授業を進めたい。</p> <p>第1週 特許法(特許の要件・権利の主体、特許権の効力・特許権侵害1)</p> <p>第2週 特許法(特許権の効力・特許権侵害2、侵害に対する救済1)</p> <p>第3週 特許法(侵害に対する救済2)、著作権法(著作物性、著作権侵害1)</p> <p>第4週 著作権法(著作権侵害2、著作権の利用制限)</p> <p>第5週 著作権法(著作者・著作者人格権・侵害に対する民事的救済)</p> <p>なお、学生の希望に応じて、特許法、著作権法の演習内容の範囲・量・順番等について調整する可能性がある。</p>
履修条件	配当年次による。本科目は、他の法科大学院（金沢大、九州大、千葉大学）の学生に提供される科目であるので、オンデマンド出席も可能である。
成績評価方法	最終レポート(100%)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。必要に応じて担当教員が作成するレジュメ等を配布する。なお、特許法及び著作権法が掲載されている六法を持参されたい。</p> <p>参考書</p> <p>(特許法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュリスト別冊・特許判例百選(第5版)(有斐閣・2019)</li> <li>2. 中山信弘著「特許法[第4版]」(弘文堂・2019)</li> <li>3. 高林龍著「標準特許法[第7版]」(有斐閣・2020)</li> </ol> <p>(著作権法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュリスト別冊・著作権判例百選(第6版)(有斐閣・2019)</li> <li>2. 中山信弘著「著作権法[第3版]」(有斐閣・2020)</li> <li>3. 高林龍著「標準著作権法[第4版]」(有斐閣・2019)</li> </ol>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	特許法，著作権法，特許権侵害，著作権侵害，特許要件，特許無効，著作物性，著作者人格権，民事的救済

授業科目名	知的財産法演習(続)
科目番号	0AFL434
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋B 木7,8
担当教員	小林 正和
授業概要	<p>本演習では、知的財産法演習に引き続き、特許法及び著作権法について、応用的な事例問題を通じて、関連条文、裁判例を再確認して頂くとともに、実務上の論点について理解を深めて頂く。</p> <p>なお、知的財産法演習を履修していない場合であっても、本授業を履修することに特段の支障はない。</p>
備考	01NA375と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	
授業の到達目標(学修成果)	<p>特許法及び著作権法に関する応用的な事例問題を通じて、事案処理能力、及び、起案能力を身に付けることを主眼とする。具体的には、各法の構成、重要な条文、裁判例及び論点についての知識を再確認した上で、事例問題に対して、1関連条文・論点の抽出、2規範の定立、3あてはめを適切に行えるようにすることを目標とする。</p>
授業計画	<p>講義(基本的知識の再確認)、演習(事例問題を検討した上での起案)、討論・解説という流れで授業を進めたい。</p> <p>第1週 特許法(特許の要件・権利の主体、特許権の効力・特許権侵害1)</p> <p>第2週 特許法(特許権の効力・特許権侵害2、侵害に対する救済1)</p> <p>第3週 特許法(侵害に対する救済2)、著作権法(著作物性、著作権侵害1)</p> <p>第4週 著作権法(著作権侵害2、著作権の利用制限)</p> <p>第5週 著作権法(著作者・著作者人格権・侵害に対する民事的救済)</p> <p>なお、学生の希望に応じて、特許法、著作権法の演習内容の範囲・量・順番等について調整する可能性がある。</p>
履修条件	<p>配当年次による。本科目は、他の法科大学院(金沢大、九州大、千葉大学)の学生に提供される科目であるので、オンデマンド出席も可能である。</p>
成績評価方法	最終レポート(100%)
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	<p>授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。</p>
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書</p> <p>特に指定しない。必要に応じて担当教員が作成するレジュメ等を配布する。なお、特許法及び著作権法が掲載されている六法を持参されたい。</p> <p>参考書</p> <p>(特許法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュリスト別冊・特許判例百選(第5版)(有斐閣・2019)</li> <li>2. 中山信弘著「特許法[第4版]」(弘文堂・2019)</li> <li>3. 高林龍著「標準特許法[第7版]」(有斐閣・2020)</li> </ol> <p>(著作権法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ジュリスト別冊・著作権判例百選(第6版)(有斐閣・2019)</li> <li>2. 中山信弘著「著作権法[第3版]」(有斐閣・2020)</li> </ol>

教材・参考文献・配付資料等	3. 高林龍著「標準著作権法 [ 第 4 版 ] 」(有斐閣・2019)
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	特許法，著作権法，特許権侵害，著作権侵害，特許要件，特許無効，著作物性，著作者人格権，民事的救済

授業科目名	英文法律文書作成
科目番号	0AFL435
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋A 木7,8
担当教員	栗林 康幸, 斎藤 輝夫
授業概要	関連する法令・条約や契約法理論を理解するとともに, 契約書等作成のための実践的な交渉, 契約文書のDraftingの能力を養い, 渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
備考	01NA404と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	関連する法令・条約、関連する契約法理論についての理解を深め、また契約文書・契約書作成のための実践的な契約文書のDraftingの能力を養い、渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。
授業計画	<p>2022年度開講予定でシラバスは準備中です。現在の内容は暫定版です。授業前に内容を修正する予定です。</p> <p>契約法理論としてそれぞれの契約条項の法律解釈、法律問題発生のポイント、国際(英文)契約書の構成などを学ぶ。ビジネス態様別に国際(英文)民商契約の対象となる国際取引を取り上げ、そこにおけるビジネスの内容、ビジネス利益の追求のメカニズム、ビジネス相手方との利害の調整、契約交渉、交渉内容をベースとしての国際(英文)契約書の作成、draftingに至るプロセスを学ぶこととする。10週の講義のうち、1回程度即日起案(英文契約の条項の起案)を行う予定である。</p> <p>契約類型毎に、当該契約条項が当該国際取引においてどのような意義・機能を有しているかなどにつき講義した上で、教科書中の英文契約書の条項を適宜翻訳してもらいながら進める。</p> <p>第1週 国際取引と法: 国際管轄、準拠法、条約・公的規制、強制・執行可能性(外国判決・仲裁判断の承認・執行)など</p> <p>国際取引契約を作成する上での注意点: 国際契約と国内契約との違い、国際取引契約の特徴、契約法理論(considerationなど)、Letter of Intent、国際契約書の概観、法律英語表現の注意点</p> <p>第2週 「国際物品売買契約I」: 国際契約一般論(Title, Whereas Clause, Signなど)、一般条項(解除条項、不可抗力、譲渡禁止、通知、完全合意など); 国際売買契約におけるCISG、インコタームズ、売買条件概論</p> <p>「国際物品売買契約II」: 国際売買契約の主たる条項</p> <p>第3週</p>

<p>授業計画</p>	<p>「国際代理店・販売店契約」:代理店・販売店の違い、各契約の主たる条項(独占・非独占、競争禁止、最低購入数量、コミッションなど)、解除条項など</p> <p>【即日起案】</p> <p>第4週 起案講評</p> <p>「国際技術ライセンス契約」:特許・ノウハウの比較、ライセンス契約の主たる条項(独占・非独占、Royalty、技術援助、秘密保持、改良など)</p> <p>第5週 「国際合弁事業契約」:合弁形態の違い(合弁会社、Partnership, Unincorporated JV)、合弁契約の主たる条項(設立、組織運営、デッドロック条項、撤退問題など) 「国際企業買収契約」:買収方法(資産と株式)、株式譲渡契約の主たる条項(表明・保証、covenants、条件、closingなど)</p> <p>準拠法・裁判管轄・国際商事仲裁など(外国判決・仲裁判断の執行問題など)、Legal Draftingのまとめ</p>
<p>履修条件</p>	<p>なし</p>
<p>成績評価方法</p>	<p>期末試験80%・授業中の即日起案20%とする。</p>
<p>学修時間の割り当て及び授業外における学修方法</p>	<p>教科書の該当部分の英語の契約条項を眺めてきてください。</p>
<p>教材・参考文献・配付資料等</p>	<p>後ほど指定する。</p>
<p>オフィスアワー等(連絡先含む)</p>	<p>オフィスアワーは水曜17:00-18:00とします。</p>
<p>その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)</p>	
<p>他の授業科目との関連</p>	
<p>ティーチングフェロー(TF)・ティーチングアシスタント(TA)</p>	
<p>キーワード</p>	<p>国際的な英文契約書の起案</p>

授業科目名	企業法務
科目番号	0AFL437
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	秋A 火7,8
担当教員	大胡 誠
授業概要	企業活動に関連する広範な法的問題の中から、企業にとって特に脅威となるおそれがあり又は企業活動の適法性の確保のために重要と考えられるものを選び、それらの問題がいかなる法律と関係し、また、どのように対処されるべきかを検討する。
備考	01NA415と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	企業法務においてはカバーすべき問題が極めて広範に及ぶことに鑑み、その全てを網羅的・概略的に理解することではなく、特に重要な問題についての基礎的な理解を深め、実務上の要点を把握することを到達目標とする。
授業計画	<p>一部講義形式で行う場合もあるが、判例等を用いて可能な限り受講者に質問をし、双方向型の授業を行う。受講者は、事前に配布される判例や資料等（一部英文も含まれる）を予習して授業に出席することが求められる。</p> <p>第1週 株主代表訴訟、取締役・監査役 企業法務の学習の開始にあたり、まず判例等を通じて、如何なる場合に株主によって取締役や監査役の責任が追及されているか、そのような責任追及を防止するにはどのようにすべきかを検討する。</p> <p>第2週 M &amp; A 契約、ジョイント・ベンチャー契約、業務提携契約 M &amp; A に係る契約、合併会社に係るジョイント・ベンチャー契約及び業務提携契約作成に関する論点について検討する。</p> <p>第3週 国際訴訟・国際仲裁 国際訴訟に関し、企業にとってリスクの特に大きいアメリカにおける訴訟を中心に検討する。また、国際訴訟との対比において国際仲裁に関する論点を検討する。</p> <p>第4週 独占禁止法 - カルテル、企業結合 企業にとって極めて危険なカルテルについて判例・事例を中心に検討する。 事例を中心に企業結合規制を検討する。</p> <p>第5週 コンプライアンス、企業法務と弁護士 企業のコンプライアンスのあり方について検討する。また、講義の締めくくりとして、企業法務における弁護士の役割について検討する。</p>
履修条件	配当年次による
成績評価方法	平常点（講義への参加・貢献程度）30%及び学期末試験70%の配分割合に基づく総合評価による。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修（予習・復習等）については、授業時に担当教員より示す
教材・参考文献・配付資料等	<p>教科書 特定の教科書はない。事前に、講義で用いる判例その他の資料を配布する。</p> <p>参考書 適宜、講義において指摘する。</p>

オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	取締役，監査役，株主代表訴訟，経営判断の原則，ジョイント・ベンチャー，業務提携，ディスカバリー(discovery)，弁護士・依頼者間秘匿特権(attorney-client privilege)，仲裁，不当な取引制限(カルテル)，企業結合，コンプライアンス，ガバナンス，内部統制

授業科目名	少年法
科目番号	0AFL439
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋C 木7,8
担当教員	小西 暁和
授業概要	<p>少年法は、少年による犯罪から社会を防衛するという意味で、刑事法の領域における特別法であるのと同時に、真の犯罪者と化す危険から少年を保護するという意味で、社会福祉や教育に関する法の領域を構成する要素でもある。</p> <p>このような性格をもつ少年法の意義と役割そして今後のあり方について受講者が深く学ぶために、本講義では、少年法の理念を明らかにしたうえで、少年非行の動向・実状に関する認識をたしかにするのと同時に、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討する。</p> <p>非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得を目標とする。</p>
備考	01NA409と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	少年法の全体構造を理解し、実践的な活用へとつなげていくことを目指す。
授業計画	<p>第1回 少年法の基本的視座（1） 「少年」とは何か、「非行」とは何か、「非行少年」とは何か</p> <p>第2回 少年法の基本的視座（2） 少年法の思想的基盤（健全育成、国親思想、パターンリズム）</p> <p>第3回 少年保護司法システムの構造（1） 発見 送致・通告プロセス（送致・通告の主体と手続）</p> <p>第4回 少年保護司法システムの構造（2） 調査 決定プロセス（事件の受理と調査）</p> <p>第5回 少年保護司法システムの構造（3） 調査 決定プロセス（審判の方式）</p> <p>第6回 少年保護司法システムの構造（4） 調査 決定プロセス（審判の出席者、犯罪被害者保護制度）</p> <p>第7回 少年保護司法システムの構造（5） 調査 決定プロセス（審判対象論 / 非行事実 犯罪事実・触法事実）</p> <p>第8回 少年保護司法システムの構造（6） 調査 決定プロセス（非行事実 虞犯事実 / 要保護性）</p> <p>第9回 少年保護司法システムの構造（7） 処遇・援助プロセス（矯正・保護の領域における処遇）</p> <p>第10回 少年刑事司法システムの構造 20歳以上の者に対する刑事手続との相違点</p>
履修条件	配当年次による。
成績評価方法	授業期間の終了後に試験を実施する。授業の内容についての理解度を評価する（成績評価の割合は試験が100%）。
学修時間の割り当て及び授業外における学修	授業に臨むに当たっては毎回、事前に示したレジュメ及び裁判例を読了しておいてもらうことになる（所要時間30分程度）。

方法	
教材・参考文献・配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書 特になし。</li> <li>・参考文献 参考文献は、授業の際に紹介する。</li> <li>・その他 担当教員によって作成されたレジюмеや各種の資料を配布する。</li> </ul>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する。
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	非行少年、健全育成、国親思想、パターナリズム、児童相談所、家庭裁判所、少年鑑別所、少年審判、保護処分、保護観察、少年院

授業科目名	自治体法務
科目番号	0AFL441
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春AB 土6
担当教員	榎本 洋一
授業概要	現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及ぶ制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生起する具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。
備考	01NA410と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	行政法、民法その他の法令が現実に活用される場面を把握し、地方公共団体に関わる実務的法知識と課題解決のための方法論の基礎を、具体的事例を素材としながら習得する。
授業計画	全体を自治体法務に関する通則的テーマと分野別テーマに二分して、以下のとおり授業を進行していく。 第1週 行政訴訟、国家賠償請求訴訟、住民訴訟の概要 第2週 行政不服申立て、行政手続制度・情報管理法務(情報公開・個人情報保護)の概要 第3週 児童福祉に関する事例検討 第4週 都市計画に関する事例検討 第5週 公有財産に関する事例検討 第6週 生活保護に関する事例検討 第7週 執行停止に関する事例検討 第8週 行政代執行に関する事例検討 第9週 環境法に関する事例検討 第10週 学校教育に関する事例検討
履修条件	配当年次による
成績評価方法	期末試験の評価100%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等)については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	教科書 教科書は特に指定しない。担当教員が作成したレジュメ・資料を配布する。  参考書 特に指定しない。
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	第1週、第2週で行政訴訟や行政不服申立てについて概括的な説明をするが、第3週以降は、具体的な事例を題材とした問題演習等を行うため、行政法や民法の知識を習得していることが望ましい。
他の授業科目との関連	

ティーチングフェロー (TF)・ティーチング アシスタント(TA)	
キーワード	自治体法務, 地方自治法

授業科目名	民事執行・保全法
科目番号	0AFL443
単位数	1.0 単位
標準履修年次	3 年次
時間割	春A 月7,8
担当教員	松家 元
授業概要	<p>本講義では、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、具体的な例等を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目的とする。</p> <p>講義は、教科書の次回の範囲を事前に精読してくることとし、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向に質疑応答形式で行う。</p> <p>各回の授業は、基本的に前回の復習、教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。</p>
備考	01NA412と同一。
授業方法	講義
学位プログラム・コンピテンスとの関係	リーガルマインド
授業の到達目標（学修成果）	本授業は、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、具体的な例等を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目標とする。
授業計画	<p>本授業は、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向により行われる。事前に教科書の次回の範囲を精読してくることが求められる。各回の授業は、基本的に、1.前回の復習、2.教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。授業では、双方向の質疑応答形式で行う。</p> <p>第1回 民事執行法の概観、強制執行の意義・種類、債務名義、請求異議の訴え、執行文、執行機関</p> <p>第2回 強制執行開始要件、強制執行の停止、執行異議と執行抗告、第三者異議の訴え、違法執行と不当執行</p> <p>第3回 金銭執行の諸段階、優先主義と平等主義、強制競売、強制管理、船舶執行、動産執行、債権執行</p> <p>第4回 非金銭執行、担保権の実行としての競売等、債務者の財産状況の調査</p> <p>第5回 民事保全序説、保全命令手続、保全執行手続</p>
履修条件	なるべく民事法科目の履修を終えていることが望ましい。
成績評価方法	期末レポート及び授業における参加態度（平常点）を総合して評価する。評価基準は期末レポートの結果を80%、授業の参加態度（平常点）を20%とする。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	予習は、授業レジュメを参考に、該当箇所を基本書で新しい用語を中心に確認しておくこと。復習は、レジュメや基本書を基に、授業で学んだことを振り返っておくこと。
教材・参考文献・配付資料等	<p>和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法[第3版]』（弘文堂、2021年）何かしら、基本書を手にいれておくこと。</p> <p>そのほか、実務的な勉強を深めたい者には、以下も紹介しておく。</p> <p>平野哲郎『実践民事執行法・民事保全法[第3版]』（日本評論社、2020年）(実務的に分かりやすく詳しい)。</p> <p>上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選[第2版]』（有斐閣）(判例集は参考まで)『民事執行・保全判例インデックス』（商事法務）(判例集は参考まで)</p> <p>実践民事執行法・民事保全法[第3版]（日本評論社）(実務的に分かりやすく詳しい)</p> <p>1. 実践民事執行法・民事保全法[第3版]（日本評論社）(実務的に分かりやすく詳しい)</p>
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する

その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	民法や商法および民事訴訟法の復習をしておいてほしい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	民事執行，強制執行，金銭執行，非金銭執行，担保権の実行，財産開示手続，債務名義，差押え，財産換価，配当，交付，執行機関，不動産執行，動産執行，債権執行，保全，仮保全，仮処分，仮差押え，決定手続

授業科目名	国際私法演習
科目番号	0AFL445
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2・3 年次
時間割	秋A 火7,8
担当教員	中村 進
授業概要	国際私法と国際民事手続法、及び国際取引法中の国際売買・国際運送・国際決済に関する基本的知識の再確認を行う。また同時に、予め配布した事例問題を素材にして、学修した事項の体系的理解と実践的な問題分析力の修得を目指す。
備考	01NA413と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	本演習においては、国際私法、国際民事手続法及び国際取引法に関する基本的な理解があることを前提として、その再確認を行うことを目標とする。更に、これらの分野で、理論的に及び実務上において特に重要であると思われる論点を中心に具体的な事例問題についての検討・ディスカッションを通じて、関連する法規定の適用を通じた事案の適切な解決方法と、論述する能力を修得する。
授業計画	第1回 国際私法の基本的構造：国際私法必要性、国際私法（法選択規則）の構造、最密接関係地法 第2回 国際私法総論(1)：法律関係の性質決定、連結点 第3回 国際私法総論(2)：不統一法、反致 第4回 国際私法総論(3)：公序、外国法の適用、先決問題、適応問題 第5回 国際私法各論（財産関係(1)）：自然人・法人 第6回 国際私法各論（財産関係(2)）：契約、代理 第7回 国際私法各論（財産関係(3)）：不法行為・不当利得・事務管理、債権債務関係 第8回 国際私法各論（財産関係(4)）：物権、知的財産 第9回 国際私法各論（婚姻(1)）：婚姻の成立と身分的效果 第10回 国際私法各論（婚姻(2)）：夫婦財産制、離婚
履修条件	配当年次による。本科目は、他の法科大学院（金沢大、九州大、千葉大学）の学生に提供する科目であるので、オンデマンド出席も可能である。
成績評価方法	最終レポート70%、課題提出物の評価30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	講義形式の授業を通じて国際私法、国際民事手続法及び国際取引法に関する基本的事項を再確認する。また同時に、課題として事前に事例問題を与え、その解説を行うことによって体系的な理解と事案解決能力・論述能力の涵養を図る。授業外では、授業内容を基本書で確認しながら復習するとともに、課題として出されている事例問題に積極的に取り組んで欲しい。
教材・参考文献・配付資料等	1. 担当教員が講義用資料を作成・配布する。 2. 教科書：松岡博編『国際関係私法入門【第4版補訂】』（有斐閣、2021年） 3. 参考文献 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』（有斐閣、2011年） 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』（有斐閣、2011年） 中西康・北澤安紀他著『国際私法【第2版】』（有斐閣、2018年） 櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール 国際私法・国際民事手続法【第3版】』（有斐閣、2012年） 澤田壽夫・柏木昇他編『マテリアルズ国際取引法【第3版】』（有斐閣、2014年）

教材・参考文献・配付資料等	櫻田嘉章・道垣内正人『国際私法判例百選【第2版】』（有斐閣、2012年） 櫻田嘉章著『国際私法【第7版】』（有斐閣、2020年）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	<p>国際的な法的関係に適用される法（準拠法）を選択するのが役割である国際私法は、民法や商法などの実質法とはその性質を大きく異にするため、難解な法分野であると言われることがある。その原因の一つには、国際私法の基本的な理念や国際私法独自の用語を正しく理解していないことにあると思われる。その理解が出来ていれば、決して難解な法分野ではないので、必ず基礎的事項を基本書などでしっかりと確認し理解しながら学習して欲しい。</p> <p>また、国際民事訴訟法や国際取引法の分野については、一般的にあまり馴染みがない事柄が多く、イメージを掴むことができず、難しいと感じるかも知れない。しかし、それは、多くの事例を解くことによって、かなり解消できると思われるので、授業内で扱う事例だけではなく、様々なテキストにも目を通し、積極的にそれらの分野の事例問題にも触れて理解を深めて欲しい。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	法律関係の性質決定、連結点、反致、公序、国際契約の準拠法、国際的不法行為の準拠法、国際婚姻・離婚の準拠法

授業科目名	国際私法演習(続)
科目番号	0AFL446
単位数	1.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋B 火7,8
担当教員	中村 進
授業概要	
備考	01NA417と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標(学修成果)	本演習においては、国際私法、国際民事手続法及び国際取引法に関する基本的な理解があることを前提として、その再確認を行うことを目標とする。更に、これらの分野で、理論的に及び実務上において特に重要であると思われる論点を中心に具体的な事例問題についての検討・ディスカッションを通じて、関連する法規定の適用を通じた事案の適切な解決方法と、論述する能力を修得する。
授業計画	<p>第1回 国際私法(親子関係): 親子、親族関係</p> <p>第2回 国際私法(親子関係): 扶養、後見・保佐・補助、氏</p> <p>第3回 国際私法(相続・遺言)</p> <p>第4回 国際民事手続法(財産事件関係(1)): 国際裁判管轄(管轄原因、合意管轄・併合請求管轄・専属管轄)、特別の事情の判断</p> <p>第5回 国際民事手続法(財産事件関係(2)): 国際訴訟競合、当事者・送達・訴訟調べ、外国判決の承認・執行</p> <p>第6回 国際民事手続法(家事事件関係): 人事訴訟事件、家事審判事件、相続に関する訴訟事件、子の奪取の場合における子の返還事件</p> <p>第7回 国際取引(1): 仲裁</p> <p>第8回 国際取引(2): 国際取引法総論、国際物品売買</p> <p>第9回 国際取引(3): 国際運送・国際保険</p> <p>第10回 国際取引法(4): 国際決済</p>
履修条件	配当年次による。本科目は、他の法科大学院(金沢大、九州大、千葉大)の学生に提供する科目であるので、オンデマンド出席も可能である。
成績評価方法	最終レポート70%、課題提出物の評価30%
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	講義形式の授業を通じて国際私法、国際民事手続法及び国際取引法に関する基本的事項を再確認する。また同時に、課題として事前に事例問題を与え、その解説を行うことによって体系的な理解と事案解決能力・論述能力の涵養を図る。授業外では、授業内容を基本書で確認しながら復習するとともに、課題として出されている事例問題に積極的に取り組んで欲しい。
教材・参考文献・配付資料等	<p>1. 担当教員が講義用資料を作成・配布する。</p> <p>2. 教科書: 松岡博編『国際関係私法入門【第4版補訂】』(有斐閣、2021年)</p> <p>3. 参考文献</p> <p>    櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』(有斐閣、2011年)</p> <p>    櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』(有斐閣、2011年)</p> <p>    中西康・北澤安紀他著『国際私法【第2版】』(有斐閣、2018年)</p> <p>    櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール 国際私法・国際民事手続法【第3版】』(有斐閣、2012年)</p> <p>    澤田壽夫・柏木昇他編『マテリアルズ国際取引法【第3版】』(有斐閣、2014年)</p>

教材・参考文献・配付資料等	櫻田嘉章・道垣内正人『国際私法判例百選【第2版】』（有斐閣、2012年） 櫻田嘉章著『国際私法【第7版】』（有斐閣、2020年）
オフィスアワー等（連絡先含む）	授業後に対応する
その他（受講生にのぞむことや受講上の注意点等）	<p>国際的な法的関係に適用される法（準拠法）を選択するのが役割である国際私法は、民法や商法などの実質法とはその性質を大きく異にするため、難解な法分野であると言われることがある。その原因の一つには、国際私法の基本的な理念や国際私法独自の用語を正しく理解していないことにあると思われる。その理解が出来ていれば、決して難解な法分野ではないので、必ず基礎的事項を基本書などでしっかりと確認し理解しながら学習して欲しい。</p> <p>また、国際民事訴訟法や国際取引法の分野については、一般的にあまり馴染みがない事柄が多く、イメージを掴むことができず、難しいと感じるかも知れない。しかし、それは、多くの事例を解くことによって、かなり解消できると思われるので、授業内で扱う事例だけではなく、様々なテキストにも目を通し、積極的にそれらの分野の事例問題にも触れて理解を深めて欲しい。</p>
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー（TF）・ティーチングアシスタント（TA）	
キーワード	国際的親子・相続の準拠法、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁、国際売買契約、国際運送契約・保険契約、国際決済

授業科目名	環境法演習
科目番号	0AFL447
単位数	2.0 単位
標準履修年次	2 年次
時間割	秋AB 火7,8
担当教員	小島 延夫
授業概要	「0AFL415 環境法」で学んだことを基礎に、今日的な問題解決のために、環境法がどのように機能するのか、具体的な課題・事例をもとに学ぶ。
備考	01NA418と同一。
授業方法	演習
学位プログラム・コンピテンスとの関係	最先端問題対応
授業の到達目標（学修成果）	具体的な事例課題や政策課題を取り上げ、その検討分析を中心に、第一に、環境問題の具体的な事例についての事案分析力・その事案に対する問題解決の論理構築力などを養ってもらうこと（ここでは民法及び行政法等の知識とその活用能力も問われる）、第二に、環境問題についての法政策課題についての理解及びそれについての対応策の具体的な課題と対応策の可能性を知り考え、それについての意見表明能力を高めること。
授業計画	第1回 環境法の規制システムと環境法の実施・執行その1 水質汚濁防止法事例 第2回 地方自治と環境法、環境法の考え方 水質汚濁防止事例 第3回 公害・環境民事訴訟 水質汚染・不法行為の競合 第4回 環境法の規制システムと環境法の実施・執行その2 廃棄物処理事例 第5回 循環型社会に関連する事例 第6回 環境法の規制システムと環境法の実施・執行その3 アスベストと大気汚染 第7回 環境アセスメント アセスメントについて 第8回 環境政策の手法 気候変動問題 第9回 自然公園法をめぐる事例 第10回 土壌汚染をめぐる事例・権限不行使の違法に対する国家賠償請求
履修条件	配当年次による
成績評価方法	最終レポート(50%) および小レポート(5回を予定)(50%) で評価を行う。
学修時間の割り当て及び授業外における学修方法	授業外における学修(予習・復習等) については、授業時に担当教員より示す。
教材・参考文献・配付資料等	大塚直、北村喜宣編「環境法ケースブック第2版」を基本テキストとするが、適宜、レジュメを配布する。  (参考文献) 大塚直「環境法Basic 第2版」有斐閣 日本弁護士連合会「ケースメソッド環境法第3版」日本評論社
オフィスアワー等(連絡先含む)	
その他(受講生にのぞむことや受講上の注意点等)	課題の起案をするので、積極的に参加されたい。
他の授業科目との関連	
ティーチングフェロー(TF)・ティーチング	

アシスタント (TA)	
キーワード	環境法 / 環境法の原則 / 環境政策の手法 / 地方自治と環境法 / 不法行為 / 民事差止訴訟 / 環境行政訴訟 / 環境影響評価 / 循環型社会 / 気候変動